名勝和歌山城西之丸庭園(紅葉渓庭園)
保存活用計画

令和 6 年 3 月

和歌山市産業交流局観光国際部
和歌山城整備企画課

例　言

１．本書は、和歌山県和歌山市一番丁３番地に所在する名勝和歌山城西之丸庭園（紅葉渓庭園）の保存活用計画である。

２．本計画の策定は、国宝・重要文化財等保存活用事業費補助金（史跡等保存活用計画策定事業）及び和歌山県文化財保護費補助金を活用し、和歌山市産業交流局観光国際部和歌山城整備企画課が令和４～５年度に実施した。

３．本計画の策定にあたり、史跡和歌山城保存整備委員会をはじめ、文化庁文化財第二課、和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課及び和歌山市産業交流局文化スポーツ部文化振興課等、関係各位の指導助言を賜った。

４．計画策定に係る事務は和歌山城整備企画課が担当し、策定の支援業務を株式会社都市景観設計に委託した。

５．文中で参考文献を表記する場合は、以下のとおり略記した。

三尾功『近世都市和歌山の研究』（思文閣出版、1994 年）→三尾 1994

目　次

第1章　保存活用計画策定の経緯と目的

1. 計画策定の経緯と目的 …… 1
2. 名勝の位置と計画対象範囲 …… 2
3. 計画策定の体制 …… 4
4. 上位・関連計画 …… 6
   (1) 上位計画
   (2) 史跡和歌山城に関する計画
   (3) 和歌山県における関連計画

第2章　名勝和歌山城西之丸庭園(紅葉渓庭園)の概要

1. 位置及び環境 …… 14
2. 和歌山城及び西之丸庭園の植生 …… 14
   (1) 和歌山城の植生概要
   (2) 西之丸庭園の植生概要
3. 歴史及び整備の経緯 …… 16
   (1) 近世
   (2) 絵図から見た西之丸庭園の構造
   (3) 近代
   (4) 昭和 45～48 年の西之丸庭園復元整備工事と平成 18 年の御橋廊下復元
   (5) 名勝指定の状況
   (6) 和歌山城内外の庭園との比較

第3章　名勝和歌山城西之丸庭園(紅葉渓庭園)の本質的価値

1. 本質的価値 …… 37
2. 西之丸庭園の構成要素 …… 38
   (1) 構成要素の分類と地区区分
   (2) 指定地を構成する諸要素
   (3) 指定地周辺の諸要素

第4章　現状と課題

1. 保存管理の現状と課題 …… 49
2. 活用の現状と課題 …… 63
   (1) 活用の現状
   (2) 活用の課題
3. 運営・体制の現状と課題 …… 66
   (1) 運営・体制の現状
   (2) 運営・体制の課題
4. アンケート調査の実施 …… 67

第5章　保存活用の理念と基本方針

1. 保存活用の理念の設定 …… 68
2. 基本方針 …… 69
   (1) 保存
   (2) 活用

(3) 整備
(4) 運営・体制
(5) 調査研究

第6章 保存

1.保存の方向性 …… 70
2.保存の方法 …… 71
(1) 各構成要素の保存と維持管理
(2) 防災・減災対策
3.現状変更等の取扱い基準 …… 77
(1) 制度の概要
(2) 現状変更の取扱い基準

第7章 活用

1.活用の方向性 …… 81
2.活用の方法 …… 82
(1) 名勝庭園の観賞に適した環境の確保
(2) 庭園及び周辺の価値の周知
(3) 観光振興、地域振興への活用促進
(4) 教育の場としての充実
(5) 関連する文化財と連携した活用の推進

第8章 整備

1.整備の方向性 …… 89
2.整備の方法 …… 90
(1) 保存管理のための整備
(2) 活用のための整備
(3) 周辺での整備のあり方

第9章 運営・体制

1.運営・体制の方向性 …… 93
2.運営・体制の方法 …… 93
(1) 庁内の体制整備
(2) 関係機関との連携継続
(3) 地域住民・活動団体との協働

第 10 章 実施計画

1.実施計画 …… 95

第 11 章 経過観察

1.経過観察の方向性 …… 97
2.経過観察の方法 …… 98

名勝和歌山城西之丸庭園(紅葉渓庭園)現況平面図 …… 101

第１章　保存活用計画策定の経緯と目的

１.計画策定の経緯と目的

名勝和歌山城西之丸庭園（紅葉渓庭園）（以下、適宜西之丸庭園と略記）は、史跡和歌山城内に位置する近世初期の大名庭園である。和歌山城は天正 13 年（1585）に羽柴秀吉が弟の秀長に命じて築城させた近世城郭で、秀長家が途絶え桑山氏が城主となった後、慶長 5 年（1600）からは浅野幸長が城主となった。浅野氏が広島へ移封となると、元和 5 年（1619）に徳川家康の十男・頼宣が城主となり、その後、約 250 年間紀州徳川家の居城であった。西之丸庭園のある西の丸には、庭園のほかに能舞台や茶室等が存在し、西の丸は武家文化を象徴する場であった。

西之丸庭園作庭の時期や作庭者についてははっきりしないが、徳川頼宣の命による小堀遠州流の作風とする説がある一方で、浅野家の家臣・上田宗箇の作庭とする説もある。庭園は虎伏山の急峻な斜面を利用しながら、庭石に結晶片岩（主に緑泥片岩）を多用して豪快に作庭している。渓状地形を利用して小さい「上の池」を掘り、東側の内堀に柳島を配置して内堀を大きな池に見立てた池泉回遊式庭園である。秋には紅葉が見事なことから、現在は別名「紅葉渓庭園」と呼ばれて市民・観光客から親しまれている。

西之丸庭園は、昭和 45 年（1970）から同 47 年（1972）にかけて、庭園文化研究所所長の森蘊の指導のもと復元整備工事が行われ、その後、昭和 60 年（1985）には、国の名勝に指定された。昭和 40 年代の復元整備から約 50 年経過しているが、その間大規模な整備が行われることはなかったため、現在樹木の巨木化や鳶魚閣等の建造物の老朽化が課題となっている。また令和 2 年度（2020）に策定した『史跡和歌山城二の丸及び西の丸整備基本計画』では、西の丸・二の丸西部を「城内の生活・文化エリア」として一体的に活用することとし、西の丸の武家文化を体感できる空間としての整備・活用、西之丸庭園の名勝としての価値の顕在化を目指すとしている。

そこで、西之丸庭園の本質的価値を明らかにし、構成する要素や現状の課題を整理した上で、庭園の保存・活用の方針を定め、周辺も含めた保存・活用・整備・運営のあり方を示すために、『名勝和歌山城西之丸庭園（紅葉渓庭園）保存活用計画』（以下、本計画）を策定する。

＜計画策定の目的＞

・近世初期の城郭内の大名庭園の姿を今に伝える西之丸庭園の本質的価値を明らかにし、庭園を構成する要素や現状・課題を整理する。その上で西之丸庭園の価値を次世代へ確実に継承するための保存と、その価値の顕在化につながる活用の方向性を明示する。
・史跡内にある名勝庭園である側面を踏まえつつ、周辺も含めた適切な保存・活用・整備・運営のあり方を示す。

２. 名勝の位置と計画対象範囲

西之丸庭園は、和歌山県和歌山市の史跡和歌山城内に所在する庭園である。江戸時代初期に作庭された池泉回遊式の庭園で、紅葉が見事なことから、紅葉渓庭園とも呼ばれている。

本計画の計画対象範囲は昭和 60 年(1985)11 月 27 日に名勝指定された範囲であるが、本庭園が位置する西の丸や隣接する鶴の渓との包括的な保存活用のあり方についても検討した。

図 1-1 広域図

図 1-2 和歌山城の位置図

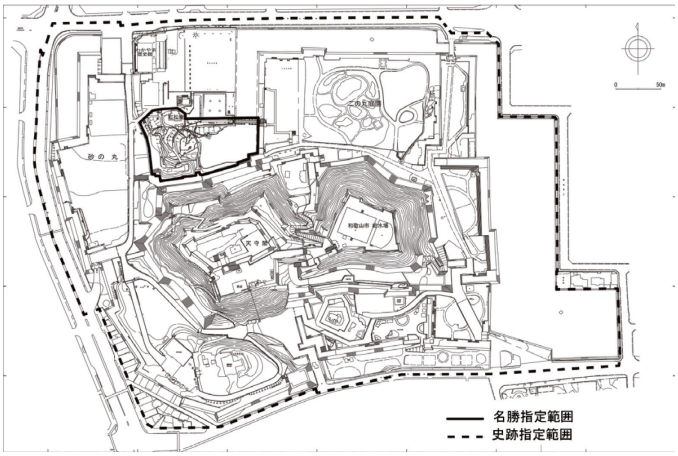

図 1-3 名勝及び史跡指定範囲

写真 1-1 現在の西之丸庭園

写真 1-2 現在の西之丸庭園

写真 1-3 現在の西之丸庭園

３.計画策定の体制

本計画の策定は、和歌山市産業交流局観光国際部和歌山城整備企画課が令和 4～5 年度（2022～2023）に実施した。計画策定に係る関連業務は、令和 4～5 年度に株式会社都市景観設計へ委託した。

計画策定にあたっては、史跡和歌山城の保存整備について指導・助言いただいている史跡和歌山城保存整備委員会の下に名勝和歌山城西之丸庭園（紅葉渓庭園）保存活用計画策定部会を設置した。構成メンバーは、西之丸庭園が名勝であるとともに史跡であることを考慮して整備委員会委員とした。指導助言者として、文化財庭園や西之丸庭園の復元整備を担当した森蘊研究の専門家であるマレス・エマニュエル氏を招聘した。

また、文化庁文化財第二課・文化資源活用課、和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課及び和歌山市産業交流局文化スポーツ部文化振興課等、関係各位から適宜指導・助言を賜った。

計画策定に関わった関係者は以下の通りである（敬称略、順不同）。

【史跡和歌山城保存整備委員会名勝和歌山城西之丸庭園（紅葉渓庭園）保存活用計画策定部会】

役職	氏名	所属等	備考
委員長	田中　哲雄	姫路市日本城郭研究センター名誉館長	令和 4 年度から 令和 5 年度 11 月まで
	中井　均	滋賀県立大学名誉教授	令和 5 年度 11 月から （以前は委員）
副委員長	藤本清二郎	和歌山大学名誉教授	
委員	伊東　龍一	熊本大学名誉教授	
	水島　大二	和歌山城郭調査研究会顧問	
	宮武　正登	佐賀大学教授	
	阿形　博司	和歌山市教育委員会教育長	
	宮田　真吾	和歌山市産業交流局長（令和 4 年度）	令和 4 年度まで
	本田　雅彦	和歌山市観光国際部長（令和 4 年度） 和歌山市産業交流局長（令和 5 年度）	
	洲嵜敬一郎	和歌山市観光国際部長（令和 5 年度）	令和 5 年度から

【指導助言者】

マレス・エマニュエル	京都産業大学准教授	
森　壮太	和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課	主事
仲辻慧大	〃	副主査
山本光俊	〃	副主査
清水　梨代	和歌山市産業交流局文化スポーツ部文化振興課	学芸員
大木　要	〃	

【事務局】

内田　信行	和歌山城整備企画課	課長(令和４年度)
南　秀樹	〃	課長(令和５年度)
木本　滋之	〃	副課長
大城　康弘	〃	史跡整備班長
辻　誠	〃	史跡整備班企画員
大山　僚介	〃	史跡整備班学芸員
伊津見　孝明	〃	史跡整備班学芸員
西山　茉那	〃	史跡整備班技師
北野　隆亮	〃	史跡整備班学芸員
柳　雄介	〃	企画管理班主査

部会の開催経過

部会	開催日	主な検討内容
第１回部会	令和４年（2022）８月 24 日	・名勝和歌山城西之丸庭園保存活用計画策定の経緯・目的等 ・庭園現地見学
第２回部会	令和５年（2023）１月 16 日	・名勝和歌山城西之丸庭園保存活用計画の構成と内容について（第１章～第４章） ・アンケート調査の実施について
第３回部会	令和５年（2023）３月 22 日	・名勝和歌山城西之丸庭園保存活用計画の構成と内容について（第３章、第４章） ・アンケート調査の結果について
第４回部会	令和５年（2023）７月 28 日	・名勝和歌山城西之丸庭園（紅葉渓庭園）保存活用計画の構成及び内容について（第５章、第６章）
第５回部会	令和５年(2023)11 月 20 日	・名勝和歌山城西之丸庭園（紅葉渓庭園）保存活用計画の内容検討（第５章～第９章）
第６回部会	令和６年（2024）１月 31 日	・名勝和歌山城西之丸庭園（紅葉渓庭園）保存活用計画の内容検討（第１章～第 11 章）

４. 上位・関連計画

（１）上位計画

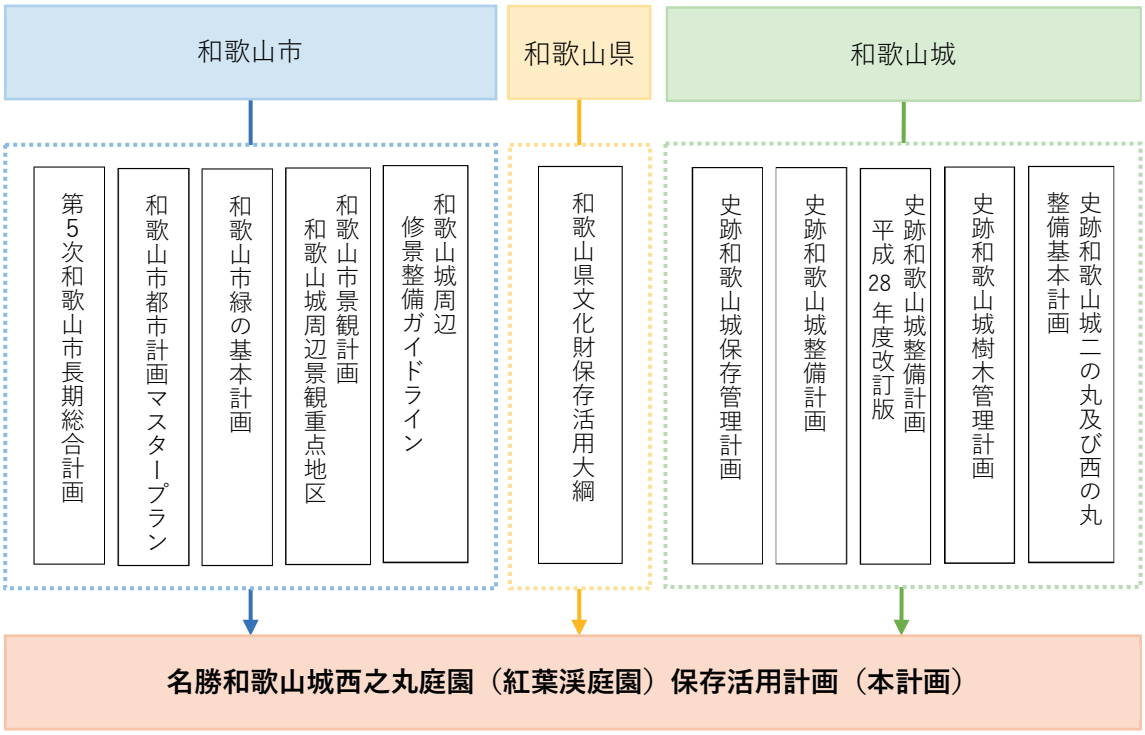

図 1-4 本計画の位置付け

1) 第５次和歌山市長期総合計画（平成 29 年（2017）3 月　和歌山市）

和歌山城及びその周辺整備により、観光魅力の増大と経済の活性化及び歴史・文化が薫る城下町としての景観形成に取り組むことが掲げられている。

また和歌山城天守閣の入場者数を平成 27 年度（2015）の 233,102 人から令和 8 年度（2026）までに 380,000 人とすることを目標としている。

記載内容
●分野別目標 1　安定した雇用を生み出す産業が元気なまち **〇政策 1-4　観光の稼ぐ力の強化** 二の丸御殿（大奥）の復元や扇の芝の整備など、和歌山城及び周辺整備を進め、歴史・文化が薫る城下町としての魅力向上に取り組む。 **●分野別目標 2　住みたいと選ばれる魅力があふれる町** **〇政策 2-1　中心市街地の魅力向上** 和歌山城の整備をはじめ、徳川御三家の城下町における歴史・文化資産等としての価値を基盤にその活用を行っていく。 **〇政策 2-3　魅力ある都市景観の創出** 和歌山城周辺景観重点地区及び和歌の浦景観重点地区において、規制誘導方策等を含めた積極的な景観形成を行うとともに、地域住民団体等と連携し、埋もれた景観資源の発掘を行うなど歴史・文化や地域の個性を生かした新たな景観拠点を創出する。

2)第５次和歌山市長期総合計画　実施計画（令和 4 年（2022）10 月　和歌山市）

実施計画は、基本計画で定める政策・施策を実現するための具体的な事務事業の内容等を示すもので計画期間を 3 年間（令和 4～6 年度（2022～2024））とし、毎年度点検及び見直しを行う。

和歌山城については長期総合計画同様の位置付けがなされているほか、観光案内の強化が掲げられている。

記載内容
●政策 1-4　観光の稼ぐ力の強化　施策 1-4-1 観光客受入体制の整備 **○取組方針 1　おもてなし力の強化** 観光客をスムーズに目的の観光地へ案内したり、和歌山市の魅力ある観光スポットを紹介するため、ＪＲ和歌山駅、和歌山城の観光案内所において、案内業務（史跡や名勝等への行き方、またその近くの宿泊施設等の案内）を和歌山市観光協会に委託する。 **○取組方針 3　観光資源の魅力向上　「史跡和歌山城保存修理事業」** 和歌山城の史跡整備について、「史跡和歌山城整備計画（平成 28 年度改定)」を基本に史跡和歌山城保存整備委員会の意見や国・県との協議のもと、保存整備を行う。 二の丸及び西の丸においては石垣の測量や修理、発掘調査を基に整備基本計画を策定した。今後は測量や発掘調査の成果を基に検討を進め、扇の芝や岡口門等の具体的な整備に繋げる。

3)和歌山市都市計画マスタープラン（平成 29 年（2017）3 月　一部変更 令和 2 年（2020）8 月　和歌山市）

和歌山城周辺では、景観の保全を図り、イベントなどによって、既存資源を生かした観光活性化を進めるとしている。和歌山城を効果的に活用し、和歌山らしい景観の創出と、広域の都市圏との交流の推進、まちの活力向上を図ることを目指している。

記載内容
【全体構想】 **3.都市整備の基本方針** **(2)市街化調整の方針** **4)観光レクリエーション機能ゾーン** 重要な文化遺産であり、和歌山市のシンボルである和歌山城においては、既存施設の保全・管理を進めるとともに、イベントや美化活動によるイメージアップを図り、集客力を高めていく。 **(2)公園・緑地整備の方針** **4)自然緑地の保全方針** **②市街地内緑地の保全** 和歌山城、秋葉山、和歌公園の市街化区域内に存する山林は、風致地区に指定しており、今後も良好な風致の維持に努める。

【地域別構想―中心部地域の部門別方針】

〇施設整備

〈公園・緑地〉

・和歌山公園の施設整備と史跡の活用（和歌山城）

〇都市景観形成

・歴史と風格を感じる景観の保全

・和歌山城周辺景観重点地区の景観形成

4)和歌山市緑の基本計画（平成 29 年（2017）3 月　和歌山市）

和歌山城周辺、和歌山公園を市のシンボルとして歴史的景観、自然景観の保全と整備を推進するとしている。

記載内容
2.緑の将来像 **(3)緑地の保全・整備の基本方針** 和歌山市を代表する緑の景観として、市民のシンボルとなっている和歌山城や和歌浦、河川、海岸線などの景観を形成している緑地など、歴史的景観や自然景観の保全と整備を推進する。 **3.地域別の緑地の配置―①中心部地域** **[公園緑地の主な整備方針]** ・和歌山公園の施設整備と史跡の活用（和歌山城）

5)和歌山市景観計画―和歌山城周辺景観重点地区―（平成 30 年（2018）4 月　和歌山市）

和歌山市景観計画のうち、市を象徴する景観として市民の関心も高く、市の顔となる景観上重要な地区「景観重点地区」の計画。

けやき大通り、中央通り、三年坂通り、堀端通りの 4 つの通りに囲まれ、城やお堀、石垣や城内の緑などが一体的に眺望かつ体感できる範囲（42.8ha）を「和歌山城周辺景観重点地区」として指定し、より詳細な景観形成の考え方を設定している。

記載内容
【和歌山城周辺景観重点区域　約 42.8ha】 方針 1：和歌山城に面する 4 つの通りが創る道路景観の魅力を向上させる。 方針 2：天守閣からの眺望に加え、天守閣やお堀を望むことができる良好なビューポイント（眺望点）からの眺望景観を確保する。 方針 3：ランドマークである和歌山城を中心としたネットワークづくり等の空間整備によりシンボル性を高める **〇けやき大通り** 二の丸西の丸を望む「けやき大通り」については、城と広がりのある堀が一体となった開放性のある空間を意識し、和歌山市のメインストリートとしてふさわしいにぎわいと風格をもったまちなみ景観を形成する。

6)和歌山城周辺修景整備ガイドライン

和歌山城周辺修景整備ガイドラインは、「城下町和歌山にみる歴史的風致」の維持と向上に寄与することを目的として、和歌山城やＪＲ和歌山駅、南海和歌山市駅周辺の修景整備や案内サインのガイドラインとして策定した。

歴史的なエリアの「ゾーンＡ：和歌山城を中心とする 4 つの通り沿いを含むゾーン」においては、和歌山城のシンボル性を活かした景観形成を図ることを目標としている。また、和歌山城内における案内サインのデザイン方針が定められている。

記載内容
【修景整備】 **○ゾーンＡ：和歌山城を中心とする 4 つの通り沿いを含むゾーン** **●目標** 城のシンボル性と武家屋敷地の名残としての大型敷地の特性、戦後の都市発展の中で築かれた都市の資産を活かした、本市の中心としてふさわしい風格ある景観形成 **●方針** ・城のシンボル性を活かした歴史と風格を感じさせる景観を保全する ・城に面する通りごとの特性を活かした大型敷地の風格あるまちなみ景観を誘導する
【案内サイン整備】 **○総合案内サイン・説明サインのデザイン方針** 和歌山城公園や岡公園内の説明サインは、歴史的な雰囲気を阻害しないようにシンプルなデザインとする。 **○誘導サインのデザイン方針** 和歌山城公園内は矢羽型を基本とする。

（２）史跡和歌山城に関する計画

1）史跡和歌山城保存管理計画書（平成 5 年（1993）3 月 和歌山市経済労働部 和歌山城管理事務所）

史跡和歌山城の文化財としての重要性を十分に意識し、文化財保護法をはじめ文化財関係諸法規に基づき、これからの長い将来にわたって適切に保存し、かつ有効に活用するための基本方針を示すことを目的としている。

西之丸庭園においては、東屋や木橋・飛石などを維持すると共に、植栽も庭園樹林としてふさわしいように剪定を行い、また、古木も保存するように努力し、補植する場合には外来樹木を用いないように注意することとしている。

2）史跡和歌山城整備計画報告書（平成 7 年（1995）3 月 和歌山市経済労働部 和歌山城管理事務所）

史跡和歌山城保存管理計画書に基づき、今後の和歌山城にふさわしい整備のあり方を検討した。

西の丸及び西之丸庭園に関する整備計画について以下に示す。

西の丸・西之丸庭園
＜曲輪整備計画＞ 西の丸は空間的に分断されており、石垣も切り通されたことから、往時の空間構造が特にわかりにくくなっている。ゆえに、元の曲輪のかたちや動線などの空間構成を明確とするとともに、もとの御殿機能（能舞台など）を活かす整備を行う。
＜活用計画＞ 空間活用：鑑賞庭園として活用 施設活用：茶室等（茶会、生け花、邦楽会など）として活用
＜園路・広場整備計画＞ ・茶室の整備とともに周辺の庭園・園路の復元的整備を図る ・将来的整備、紅松庵の移築
＜歴史的環境保全ゾーンの植栽整備＞ 庭（維持管理）：古図に近い状態となるよう維持管理 茶室庭園:高木はマツ、低木はヒサカキ、アオキなどの常緑広葉樹で花の目立たないものとする

3）史跡和歌山城整備計画報告書（平成 28 年度改訂版）（平成 29 年（2017）3 月　和歌山市産業まちづくり局観光国際部　和歌山城整備企画課）

史跡としての本質的価値を保ちながら、都市公園・観光地としての側面も考慮し、史跡和歌山城の魅力を総合的に高めることを目標としている。

○整備目標

平成 7 年度（1995）策定の整備計画報告書は「史跡和歌山城一帯は今後とも史・資料の収集や発掘調査などを行い、必要なものについては最小限の復元ないし復元的整備を考えつつ、残された歴史・文化遺産を保全、活用し、風格ある歴史環境の創出を図る」ことを整備主題とし、以下の 3 点を整備目標に掲げている。改訂版整備計画もこれを踏襲している。

①歴史・文化の拠点づくり	和歌山の歴史・文化の継承、創造の場としての保全活用を図り、情報発信の拠点となることをめざす。
②市民・観光客の憩いの場づくり	親しまれ、愛される城空間として、市民が憩い、学び、体験する場づくりを図るとともに、歴史文化の観光拠点づくりをめざす。
③自然空間の保全・育成	都市の中の水緑のオアシス、さらに都市の緑の景観づくりの中核として堀水ならびに樹林環境の保全・育成・創出を図る。

○ゾーニング

計画対象範囲を以下の 3 つのゾーンに分け、それぞれの特性に応じた整備を検討する。西之丸庭園は「歴史的環境保全ゾーン」に位置する。

①歴史的環境保全ゾーン	歴史的遺構などが多く存する	それらの遺構などの保全・復元・修理などの整備を主とし、歴史的環境を形成する核としての整備を図る 復元的に整備した施設などは、歴史的・文化的な教養施設などとして活用し、来訪者の利便に資する
②コミュニティーゾーン	歴史的遺構などが比較的少ない	歴史公園・近隣公園といった位置づけがなされている整備対象地のなかで、主として市民等の憩いの場としての整備を図る
③自然環境保全ゾーン	幕末期から斜面樹林地として存している	市街地の中の緑のランドマーク、緑のオアシスとして樹林地の保全育成を図る

○西の丸の整備

能舞台の整備
発掘調査で遺構を確認した上で、能舞台と付属の鏡の間・楽屋の復元整備を行う。実際に能を演じることが可能な形で整備し、能楽など日本の伝統文化に触れる場として活用を図る。
西之丸庭園の整備
西之丸庭園は、二の丸大奥で検出された庭園遺構と合わせて、城内庭園の多様性を示す遺構として、今後その重要性が高まるものと考えられる。 昭和 40 年代の復元整備により、亀石などの庭の重要な構成要素が除去され、庭園の構造が改変されたことが判明している。江戸後期の絵図と現状との対比を行い、昭和期の整備を再検証した上で、再整備を図る必要がある。

4) 史跡和歌山城樹木管理計画（令和 2 年（2020）3 月　和歌山市産業交流局観光国際部　和歌山城整備企画課）

既存の樹木の保全・育成を基本とし、遺構の保護、天守等の眺望の確保も視野に入れた景観整備を推進するため、植林・植栽の適切な管理を行うことを目的としている。

樹木管理による和歌山城の将来像
史跡和歌山城が、城跡遺構と緑地が一体となったみどりの核（ランドマーク）として、風格と彩りのある景観を形成し、後世に受け継がれていくことを目指す。

西之丸庭園の管理
・西之丸庭園については名勝庭園としての計画を別途策定し、名勝としての価値を継承する樹木管理を行うこととする。計画策定後は文化財庭園を扱う一定の技量のある技術者による管理を行う。 ・計画を策定するまでの樹木管理については、できる限り伐採を行わずに剪定による対応とする。なお、危険木についてはこのかぎりではない。

5)史跡和歌山城二の丸及び西の丸整備基本計画報告書（令和３年（2021）１月　和歌山市産業交流局観光国際部　和歌山城整備企画課）

これまでの学術調査等の成果や、専門部会等で審議された課題、基本的な考えを踏まえて、二の丸及び西の丸の確実な保存、御橋廊下も含めた一体的な整備と適切な活用のあり方を示している。

西之丸庭園の整備方針
・西の丸は、城内における「武家文化の拠点」としての特徴をもっていたことから、そうした事実を活用した整備をめざす。 ・能舞台については復元的整備ではなく、能舞台の推定地への説明看板の設置やＡＲ・ＶＲでの再現といった整備手法を検討する。 ・現在設置されている建仁寺垣は西の丸の往時の広さを実感する上で支障をきたすため撤去する。 ・御橋廊下脇にある石灯籠も、元々紀州徳川家の別邸であった養翠園の敷地内にあったものであることから、能舞台周辺を整備する際には養翠園への移設を検討する。 ・かつて存在した離れ座敷の聴松閣、茶室の水月軒などの建造物は資料不足のため、復元及び復元的整備は行わず、現存する遺構の再整備、樹木の整理による景観の改善、鳶魚閣等の復元建造物の修繕を行い、西之丸庭園に従来から備わっている価値の顕在化を目指す。
聴松閣・水月軒での遺構表示の方針
・両施設の遺構については、昭和 48 年（1973）の庭園整備時において、発掘調査が行われ、地鎮具や建物礎石等、貴重な遺構を検出したが、その後は特段整備されていない。 ・聴松閣・水月軒は、西之丸庭園の性格を物語る上で重要な施設であることから、再度発掘調査を行い、遺構を平面表示で表す等の整備を実施する。
西之丸庭園内の老朽化した施設群の撤去・修理
・西側高台にあるすでに機能していない電灯や腰掛等は老朽化が著しく、また安全面でも問題があるため、なるべく早い時期に撤去あるいは修理を行う。 ・復元建造物の鳶魚閣や茶室の紅松庵は築 50 年を迎えるため、老朽化が目立っている。紅松庵については、西之丸庭園にゆかりのある歴史的建造物ではないものの、鳶魚閣と共に庭園のシンボル的存在であることから修理を行う。

（３）和歌山県における関連計画

1）和歌山県文化財保存活用大綱（令和３年（2021）３月　和歌山県教育委員会）

県内の文化遺産に関する保存と活用の方向性を明確化し、将来あるべき姿を実現するために、今後の取り組みへの基本的な方針を定めている。基本理念として【後世にわたり、自然・景観・歴史・伝統文化が織りなす文化遺産を守り引き継いでいく「保存・保全と活用との好循環」を実現し、魅力的な和歌山を創造していく】ことを掲げている。

記載内容
【文化財の保存と活用の基本方針】 **〇文化財の調査及び指定等の推進** ・文化財の精緻な調査・研究を基に指定等を進めるとともに、未指定も含めて多くの有形・無形の文化財を確実に次世代へ継承していけるような保護措置を講じる。 **〇文化財の適切な保存・継承の推進** ・日常的な維持管理、環境整備、周期的な保存修理や整備を行い、適切に保存を行う。 **〇文化財の防犯・防災対策の推進** ・盗難や火災、自然災害等を想定し、防犯・防災施設の整備や救援対策等の構築を行う。 **〇文化財への理解促進・興味の喚起並びに人材育成** ・学校教育活動や生涯学習活動を通じ、多くの人々が文化財に触れ親しむ機会を創出し、価値の理解を深め、郷土愛の育成に繋げる。文化財を支える地域の担い手の育成を行う。 **〇文化財の情報発信の推進** ・文化財の本質的価値や魅力について様々な媒体を通じて効果的な情報発信を行う。 **〇文化財の多様な活用の促進** ・文化財の本質的価値を損なわないことに留意しつつ、地域の活性化に繋がる多様な活用を所管部局や関連団体とも連携しながら推進していく。 **〇地域社会との連携強化** ・地域社会との連携を深め、文化財に係る交流人口や関係人口※の増加を目指す。

※ 関係人口：関係人口とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々を指す。現在は人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。

第２章　名勝和歌山城西之丸庭園（紅葉渓庭園）の概要

１.位置及び環境

和歌山平野は、中央構造線に沿う地溝性の低地を紀ノ川が埋設した沖積平野で、和歌山市街地はその河口部に発達している。史跡和歌山城は市街地のほぼ中央に位置し、城の北側を東西に県道和歌山停車場線（通称「けやき通り」）、西側を国道 42 号、南側を県道和歌山野上線（通称「三年坂通り」）、東側を市道本町和歌浦線といった主要幹線道路が通っている。城の中央部から南側へかけて虎伏山丘陵が延びており、平坦な市街地の中で小高い丘を形成している。

西之丸庭園は、史跡和歌山城の中央にある虎伏山の北西麓に位置している。庭園は西の丸内にあり、堀を挟んで東側に二の丸、西側に砂の丸、南側に鶴の渓がある。北側には西の丸広場やバス駐車場が立地している。庭園内西側半分は虎伏山の急峻な斜面であり、東側半分は大部分が城の堀となっており、堀には元々の岩盤を利用して柳島が配置されている。

２.和歌山城及び西之丸庭園の植生

（１）和歌山城の植生概要

平成 24 年度（2012）から平成 30 年度（2018）にかけて実施された樹木調査により、幹周り 90cm を超える大径木は、クロマツやソメイヨシノ、ムクノキなど 51 種 1,524 本が確認されている。多様な樹木が生育しているが、イチョウやトウカエデなど外来種も存在している。

また、和歌山城は和歌山を代表するサクラの花見スポットであり、ソメイヨシノを中心としてサトザクラ類やヤマザクラなど 13 種 605 本のサクラが生育している。

（詳細は『史跡和歌山城樹木管理計画』を参照のこと）

（２）西之丸庭園の植生概要

令和 4 年度（2022）に実施した毎木調査では、常緑高木はクロマツ、アラカシ、ウバメガシ、クスノキなどの 24 種 243 本、落葉高木はイロハモミジ、トウカエデ、エノキなど 8 種 113 本が確認された。そのうち幹回り 90 ㎝を超える大経木は、常緑高木ではクロマツ、クスノキ、アラカシ、ウバメガシ、ホルトノキ、イヌマキ、クロガネモチ、ナナミノキの 8 種、落葉樹ではエノキ、ムクノキ、ケヤキ、イロハモミジ、ヤマモミジ、トウカエデ、シンジュの 7 種が確認できた。それらの中には樹勢に異常が認められるものや樹形の崩壊や欠損が認められる危険木も存在し、危険木にはクスノキ、クロマツ、アラカシ、エノキなどの幹周 200cm を超える巨木も見られる。

アラカシ、ウバメガシなどの常緑高木は、庭園西側及び南側の高台に多く、その一部は石垣天端近くに生育している。またクロマツは園路沿いの平坦地や土橋付近に生育する。多くのクロマツは巨木化が著しく、樹高が 15m を超えるものもあるが、一部は傾斜木や幹曲がりとなっている。また表土の流出から、根の露出が著しいものもある。

西之丸庭園の景観を象徴するイロハモミジは、上の池や堀池を取り囲む斜面や石組護岸沿いに多く生育している。またトウカエデは、西の丸側石垣沿いと鶴の渓側の切手門跡付近の石垣沿いに生育している。これらのイロハモミジやトウカエデの新緑や紅葉は西之丸庭園を訪れる人々に四季の移り変わりを感じさせる。

一方、巨木化しているクスノキ、エノキ、ムクノキなどは、樹勢や樹形に異常が認められるものもある。

中低木は、常緑樹はアセビ、サツキ、ヒラドツツジ、クチナシ、ヤブツバキなどの 37 種、落葉樹はドウダンツツジ、ニシキギなどの 4 種類で、ほぼ常緑樹が占めており、特にサツキ、ヒラドツツジなどが上の池と堀池を取り囲む斜面に多く生育している。また地被類はクマザサ、オカメザサなどが生育している。

西之丸庭園に位置する紅松庵の前庭にはウバメガシが多く生育し、その周囲はアラカシの生垣や列植となっている。

写真 2-1 巨木化したクロマツ

写真 2-2 堀池を取り囲むイロハモミジやトウカエデ

３.歴史及び整備の経緯

（１）近世

慶長５年（1600）、関ヶ原の合戦の戦功により、桑山家に代わって浅野幸長が紀伊国 37 万石を与えられて和歌山城主になると、幸長は城の大規模な増改築に着手する。具体的には虎伏山の北側山麓に「御屋敷」と「御数寄屋」を新たに設け、前者はのちの二の丸に、後者は西の丸へと発展していく。

西之丸庭園は、この西の丸に附属する池泉回遊式庭園である。森蘊は作庭時期を徳川頼宣の時代とし、庭園に小堀遠州風の作風が見られると評価している（和歌山市 1973）が、これに対し武内善信は異説を唱えている。武内は紀州徳川家の前に和歌山城主であった浅野家の時期に、浅野家家臣で茶人でもあった上田宗箇によって作庭されたとしている（武内 2014）。

浅野期の「御数寄屋」の様子については、浅野家が元和５年（1619）に安芸国広島に転封となった際、次に来る紀州徳川家に対して作成した建物の引継目録「和歌山御城家数之目録」から窺える。それによると、西の丸の「御数寄屋」にはそれ以外にも「御くさりの間」や「広間」「御風呂屋」等の部屋を備えた建物が存在した。「御くさりの間」とは「鎖之間」の事であり、この「鎖之間」は、書院床が付いて上段の間を設けた書院式茶室を指している。「鎖之間」を創始したのは古田織部であるが、その弟子であった上田宗箇が採用しても不思議ではない。

上田宗箇の場合、江戸時代中期に編さんされたとされる近世の武将の逸話を集めた「武陰叢話」（宮内庁蔵）の中に「上田宗古事」として「（前略）或時和歌山城有普請、大身小身共ニ家中ノ士共勤之、上田宗古大石ヲ引スルニ其身柿木綿羽織ニ馬乗ヲ明、船ノ楫ヲ大紋ニ付渋手拭ニテ鉢巻シ石ノ上ニ登リ下知ス（後略）」という記述が見られる。ここから上田宗箇が和歌山城の築城の際に派手な格好をして曳かれていく大石の上に乗り、指示していた逸話の存在が確認できる。「武陰叢話」は二次史料であるためこの記述の内容については検討を要するが、和歌山城の築城に上田宗箇が関与していた場合、西之丸庭園の作庭にも宗箇が関与していた可能性は大いに考えられる。

しかし、現時点では小堀遠州・上田宗箇共に西之丸庭園の作庭に関与したことがわかる一次史料は存在しないため、作庭時期も含めて作庭者について確定させることはできない。

徳川期にも西の丸には茶室が存在し、17 世紀後半までに常設の能舞台が設けられた。また、紀州徳川家 11 代徳川斉順は自ら清寧軒焼を創始する程作陶が趣味であったが、その作陶の場所として使用されていたのが西の丸であった。実際に西の丸では作陶の際に使用したと思われる窯の一部が発掘調査で見つかっている。このように徳川期の西の丸は浅野期に引き続いて藩主が趣味を楽しむ空間であった。こうした西の丸の性格を考えると、西之丸庭園も藩主が趣味を楽しむ空間の構成要素として必要不可欠なものであったといえる。

ただし、近世における西之丸庭園に関する史料は非常に少なく、どのような様相であったのか、あるいはどのように利用されていたのかまでは不明な点が多い。文化 12 年（1815）に紀州藩の御数寄屋頭であった千了々斎が、西の丸の御数寄屋と御腰掛の前にある飛石の作事を藩から命じられていたり（和歌山県立文書館 2014）、明治元年（1868）に紀州徳川家 14 代徳川茂承へ正室の倫宮から、庭園の中に生えていた２種類の蜜柑が献上されたりと（和歌山市 2020）、庭を構成する要素として重要な飛石や樹木の様相についてごくわずかであるが判明する。

明治３年（1870）、藩政改革の一環で家政分離が図られる事となり、それまで二の丸において藩の政治と藩主の住まいが一体化していたのが、藩の政治は砂の丸で、藩主の住まいは西の丸へと

それぞれ分離して移ることとなった（三尾 1994、和歌山市 2019）。それまで藩主が趣味を楽しむための空間であった西の丸であったが、明治初年に入ってその役割は大きく転換したといえる。

（２）絵図から見た西之丸庭園の構造

近世における西之丸庭園の様相を把握できる史料として挙げられるのが、「和歌山西丸図」【図 2-1】と「和歌山御城内惣御絵図」【図 2-2】である。

「和歌山西丸図」は、文政 7 年（1824）10 代藩主・徳川治宝の隠居所として西の丸が想定された際、改築図として文政 8 年（1825）2 月頃に作成されたと推測されるものである（武内 2011・2014）。ただし、現存しているのは近代に作成された複製品であり、原図は残されていない（武内 2011）。実際に治宝は西の丸ではなく城外の西浜御殿に隠居することになるのだが、当時の庭園の様相を窺い知れる史料である。

「和歌山御城内惣御絵図」は、紀州藩の作事方で使用されていたもので、和歌山城内に存在した建造物の平面図が描かれている。建造物を改築する度に上から図面を重ねていることから、建造物の変遷を追える史料である。正確な作成時期は不明であるが、18 世紀末から 19 世紀初めと考えられている（武内 2011）。この「和歌山御城内惣御絵図」にも西之丸庭園が描かれている。なお、現時点でこの 2 点以外に西之丸庭園が描かれている絵図は確認されていない。

これらの絵図から近世後期における西之丸庭園の構造を明らかにすることができる。庭園は虎伏山の北西部山麓に位置し、池泉に見立てた内堀が広がる東部と、虎伏山から伸びる傾斜地と小規模な池泉（上の池）からなる西部に区分される。東部の内堀では南東隅に柳の生えた柳島を、北西隅に釣殿形式の鳶魚閣をそれぞれ配し、このうち鳶魚閣は西の丸御殿と長い廊下で接続して御殿から直接行き来できる構造になっていた。鳶魚閣からは庭園全体が見渡せるようになっているため、庭園を観賞するための視点場として機能していたものと考えられる。

一方、西部は上の池を中心にそこを取り囲むように地形が展開しており、絵図からは上の池の中や土橋周辺に複数の石が配置されていることがわかる。石組の詳細な様子までは描かれていないが、現在の庭園内には様々な形をした結晶片岩を巧みに配置した滝組や護岸石組が確認できる。特に堀池西岸（護岸）石組や上の池南岸上方の滝組等は、結晶片岩の巨石を立石としてふんだんに用いており、その点が大きな特徴といえる。

庭園は西側に進むにつれて標高が上がり、一番高い地点に聴松閣という離れ座敷と水月軒という茶室の 2 棟の建物が存在した。この水月軒・聴松閣は文献史料には出てこない建物であるが、庭園全体を見渡せる立地にあることから、庭園を眼下に眺めながら茶を味わう風流な建物であったことが窺える。聴松閣跡においては昭和 48 年（1973）の整備工事の過程で青銅製の輪宝や壺といった地鎮具が見つかっている（和歌山市 1973）。これらの施設も鳶魚閣同様に視点場として機能していたと考えられる。

これ以外にも西之丸庭園ではもう 1 つ視点場としての機能を果たしたと考えられる施設として庭園の東端、二の丸切手門脇にあった御廊下も挙げられる【図 2-3】【図 2-4】。この御廊下は「和歌山西丸図」【図 2-1】や「和歌山御城内惣御絵図」【図 2-2】に見られる建物で、古絵図では平面構造しか描かれていないため、建物の形状については不明である。しかし、屈曲した床板らしき構造物と床板の縁に沿って柱を表現したと思われる黒丸が見られる事から、屋根付きの建物であった可能性が考えられる。

さらに西之丸庭園の東南隅の石垣は横矢がかかって屈曲しているが、その上に建つ御廊下も石垣に沿って屈曲している。御廊下は庭園全体を一望できる位置にあり、眺望のための施設であった可能性が高い。同所の利用の実態はよくわかっていないものの、藩主のプライベート空間である二の丸御殿大奥に近いことから、藩主自身が西之丸庭園を眺めるために利用していた施設ということも考えられるだろう。

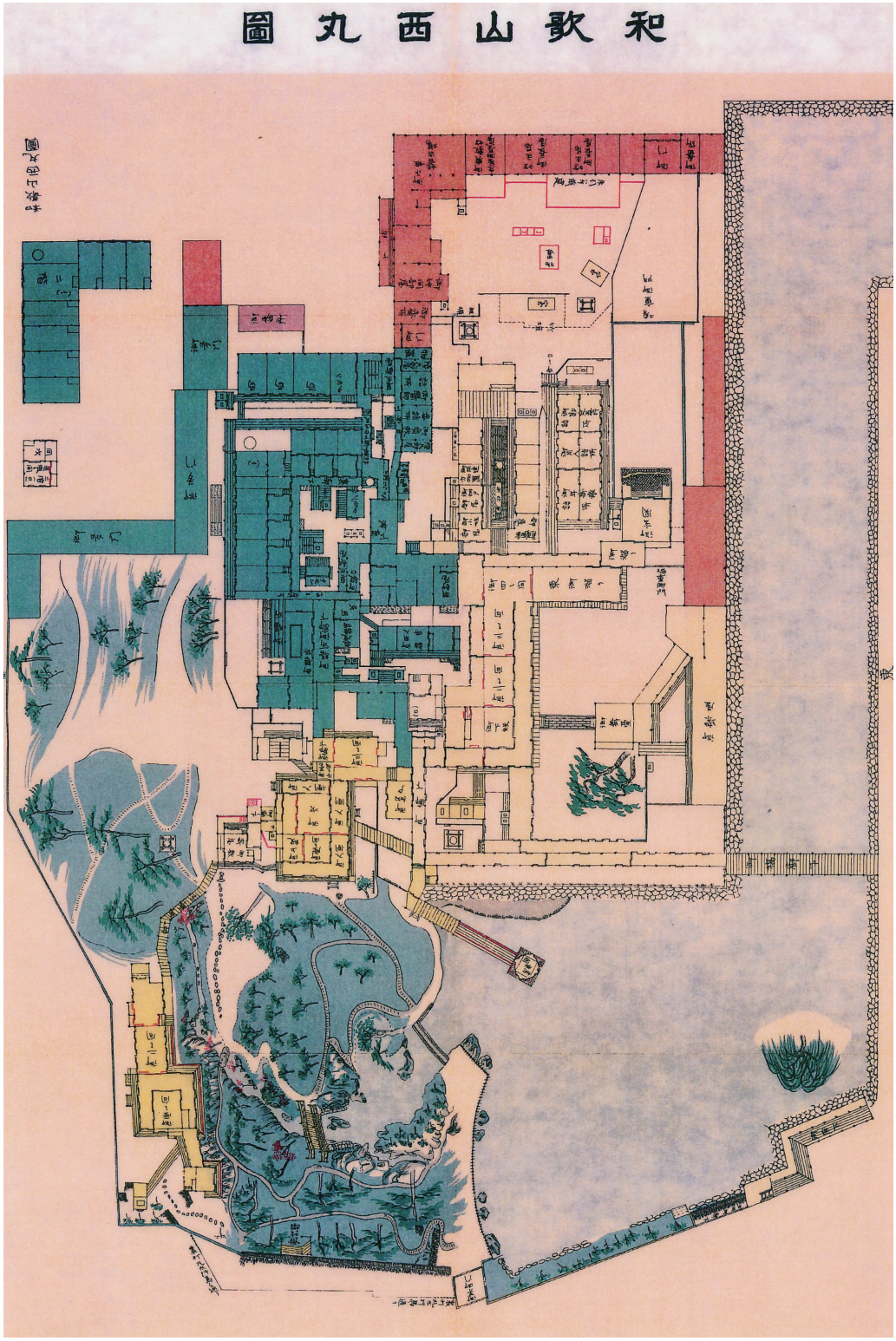

図 2-1 和歌山西丸図

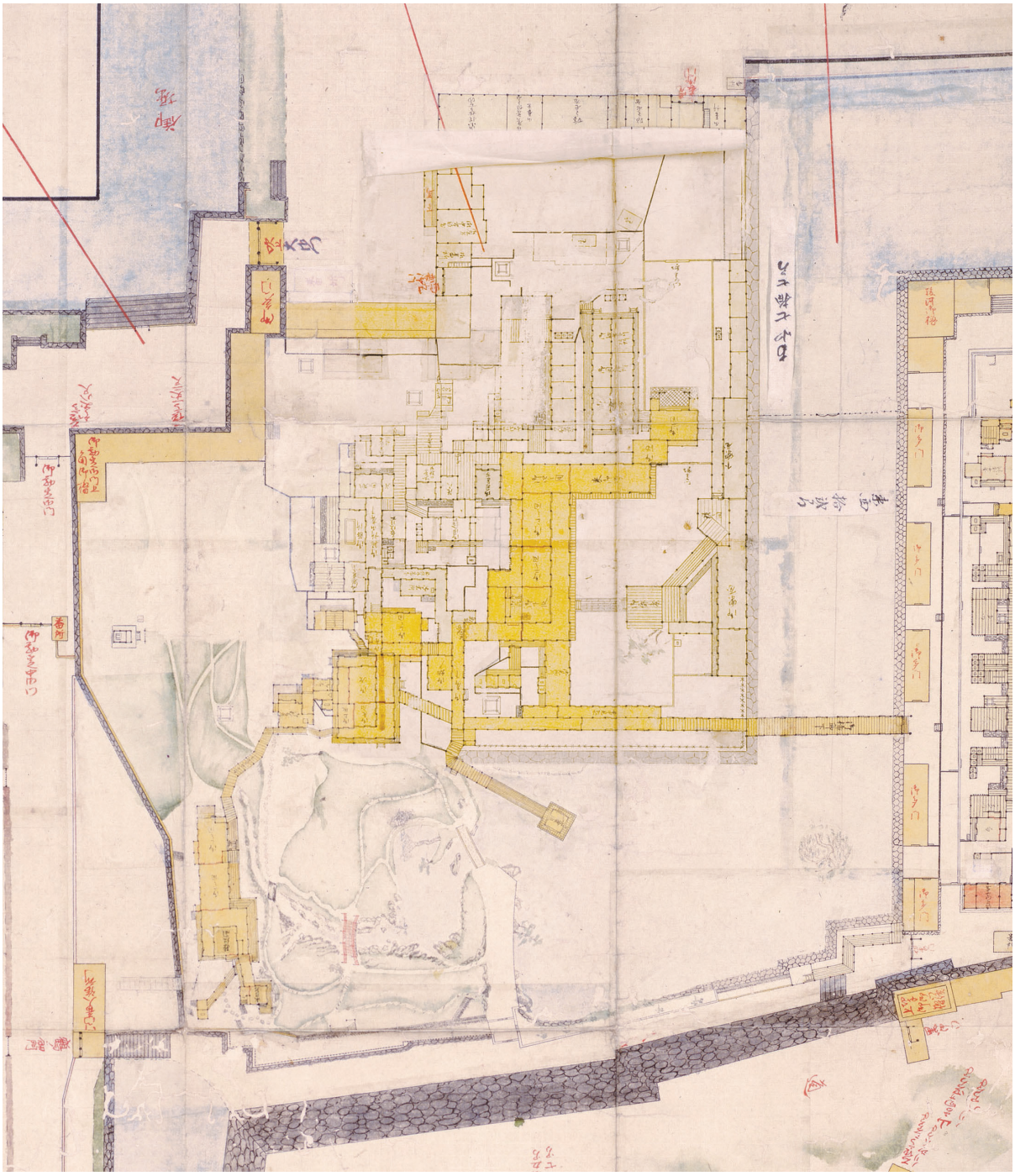

図 2-2 和歌山御城内惣御絵図

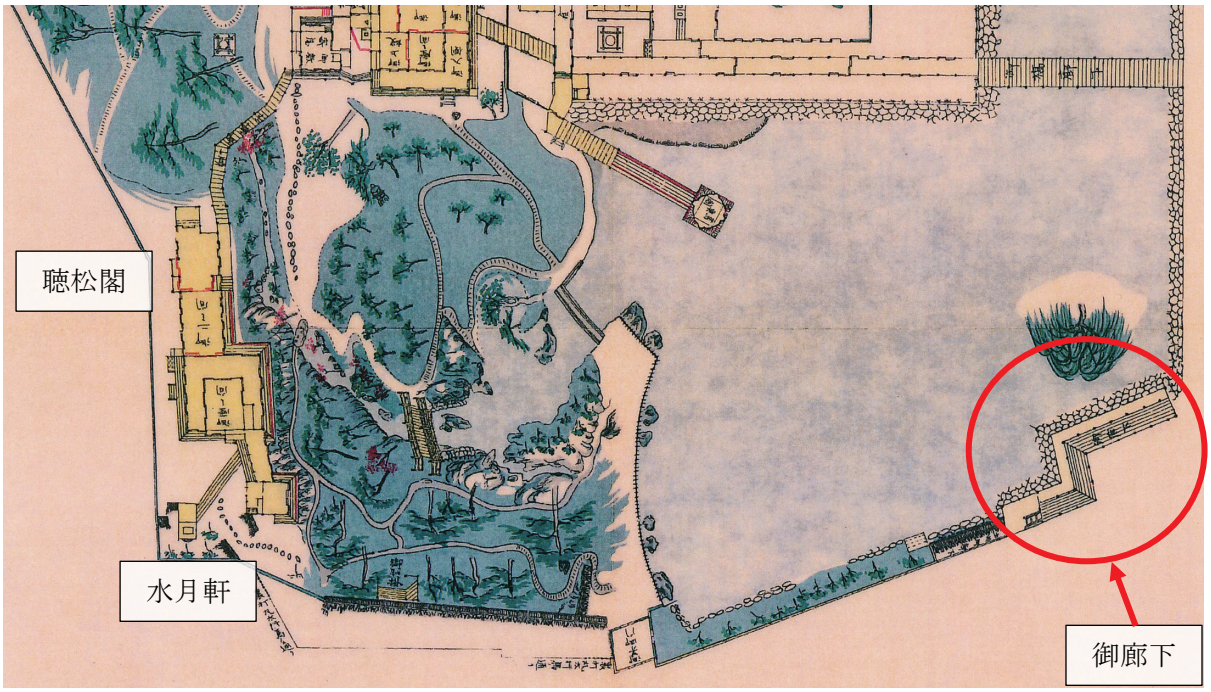

図 2-3 和歌山西丸図　庭園部分拡大図

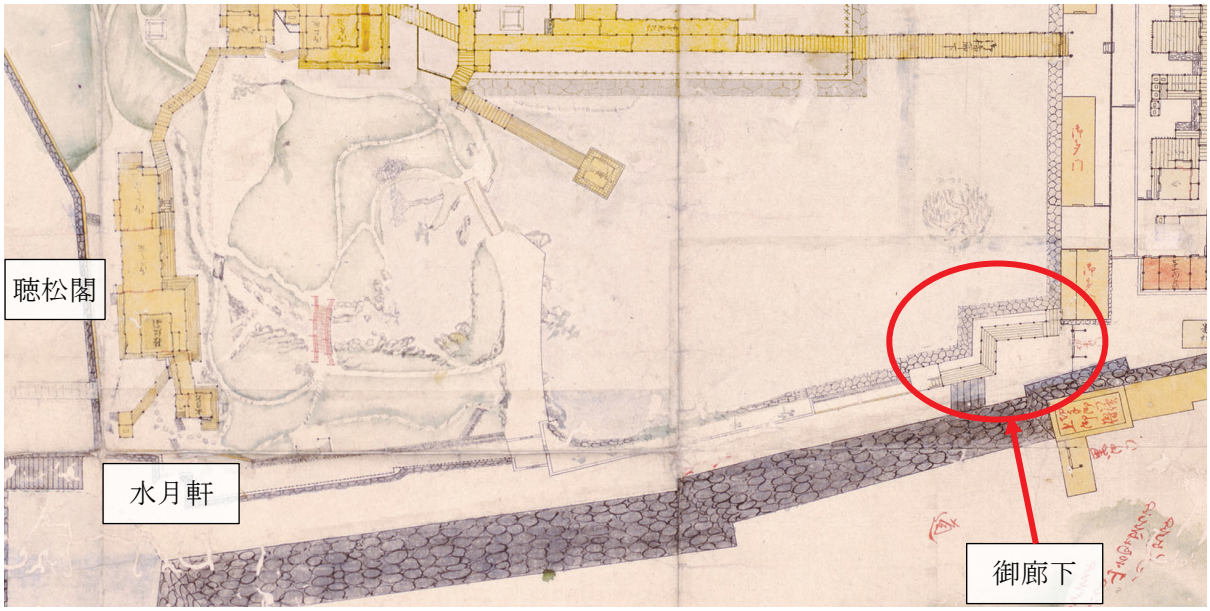

図 2-4 和歌山御城内惣御絵図　庭園部分拡大図

なお、ここに挙げた 2 つの絵図を見ると、西之丸庭園は和歌山城の内堀を池泉にそのまま見立てていることがわかる。本来城の防御施設である堀が、そのまま遊興施設である庭園の池泉に転用されている城郭庭園は他に例を見ない。敷地の大部分を堀が占める基本的な構造はそのままに、同じ敷地で時代と共に軍事空間から遊興空間という機能面において変化が見られるのが大きな特徴といえる。西之丸庭園は戦国の世から泰平の世へ時代が移り変わる中で、城郭に求められる機能にも変化が生じたことが読み取れる庭園である。

（３）近代

明治 4 年(1871)の廃藩置県により、紀州徳川家 14 代徳川茂承は和歌山藩知事の職を免ぜられ、9 月には和歌山を離れた。全国の城郭同様、和歌山城も兵部省（のち陸軍省）の管轄となった。ただし、明治 5 年（1872）の陸軍省巡検将校による和歌山城調査の際、外郭の丸の内（通称、三の丸）は調査対象外とされた。明治 6 年（1873）に全国の城が「存城」と「廃城」に振り分けられ、和歌山城が「存城」として引き続き陸軍省の管轄となった際にも、対象は内郭部分のみであった（三尾 1994、高橋 2010)。

陸軍省の管轄ではあったものの、城地が本格的に軍事利用されることはなく、明治 34 年(1901)に公園化される以前から軍事以外での利用が進むこととなった。その 1 つが西の丸及び砂の丸(北)の和歌山中学校敷地としての和歌山県への貸与である。明治 21 年（1888）7 月から県は陸軍省より西の丸及び砂の丸（北）を借用し、翌年、和歌山中学校は岡山から西の丸へ新築移転した（和歌山県立和歌山中学校 1929)。この借用していた範囲に西之丸庭園も含まれていたが、この頃の庭園の様子は判然としない。

明治 34 年（1901）には、和歌山県が城地を陸軍省から借用し、4 月に和歌山公園が開園された。開園前の 2 月 27 日付けで和歌山県第一中学校長から陸軍省宛てに提出された、城内中学校借用地に附属する竹木・設置物を届け出た書類の控えが「公園例規附公園沿革」（明治 39 年、和歌山県都市政策課蔵）に収録されている（詳細な樹種・本数については和歌山市 2020・22 頁を参照)。

現在の西之丸庭園は、別名「紅葉渓庭園」と呼ばれ、紅葉の名所として親しまれている。【図 2－1】の「西丸図」にもカエデ類と思われる樹木が描かれていることから、江戸時代から一定程度カエデ類があったと考えられる。しかし、明治 34 年段階のカエデ類（史料中では楓）の数は、西の丸・砂の丸（北）部分で合計 10 本である。令和 4 年度（2022）の西之丸庭園内及び周辺の毎木調査では、イロハモミジ 83 本が確認されており、それと比較すると明治 34 年段階ではカエデ類はそれほど多くなかったことがわかる。現在ではよく使われる「紅葉渓（谷)」という名称は、江戸時代の文献で確認できないため、城内が公園化されて以降に庭園内にカエデ類が植えられ、いつしか「紅葉渓」という名称で同所が呼ばれるようになったものと思われる。ツバキが西の丸・砂の丸（北）で 7 本数えられているが、この中には、『紀伊国名所図会』に描かれているヒノキツバキが入っている可能性がある（和歌山市 2020)。

和歌山県の管理のもと開園された和歌山公園であったが、県の予算措置は十分ではなく、本格的な公園整備はされていなかった（野中 2017a)。庭園も同様であったと思われ、大正初期と推定されている庭園内を写した写真【図 2-6】を見ると、土橋は失われ、木橋も簡素なものしかかかっておらず、樹々も鬱蒼として未整備であったことが窺える（和歌山市立博物館 2010)。明治 45 年（1912)、城地が和歌山市に払い下げられ、和歌山公園を和歌山市が管理することとなると、市は大正天皇の御大典記念事業として和歌山公園の改良を行うこととなった。大正 3 年（1914)、市は東京帝国大学農科大学教授の本多静六に計画策定を依頼し、本多は調査に基づき『和歌山公園設計案』(和歌山市役所、1915 年）をまとめた。同計画が石垣の破壊などを伴うものであったため、各方面から反対の声があがり、一部修正が加えられたものの、概ね本多の方針に沿って大正 4 年度（1915）～同 8 年度（1919）の 5 箇年計画で公園整備が実施された。

その中で近代に入りはじめて本格的に西之丸庭園（当時は紅葉谷と呼称）の整備が行われることとなった。整備前の庭園は雑草が繁茂し、庭石が転落するなどして荒廃していたため、大正 4 年（1915）11 月には一部の掃除及び修繕が行われた。同時期に腐朽していた紅葉橋（現在は紅葉渓

橋と呼称)の架け替え工事が行われ、高欄擬宝珠付き朱塗りの橋に架け替えられた。大正 5 年(1916) 2 月には滝の復旧、石材の補給、崩落部分の積み替え等の修繕工事が行われた。また具体的な場所は不明なものの、同年 6～7 月には西の丸にあった市役所裏手生垣及び裏門設置工事が行われ、馬目樫、檜製鉄扉付きの裏門 2 箇所が設置された。大正 6 年（1917）に入っても工事は継続され、5 月には堀水際石積工事と芝状にツツジを植え付ける工事が行われている。大正 7 年（1918）4 月には現在茅門がある部分と思われる箇所で石垣修理工事が行われた。さらに、時期は不明だが、現在土橋となっている箇所に飛び石が設置されたのも、この整備の中で行われたと考えられる。

庭園内の滝から水を流すための工事も行われた。大正 6 年（1917）に砂の丸内で庭園の流れ滝用の水を汲み上げる井戸掘削工事が行われ、同年には水を流すための河底石畳工事も行われている。ポンプ・モーターで水を汲み上げる仕組みだったようである。

庭園内では植栽も行われており、大正 5 年（1916）に行われた紅葉谷庭園やその他桃林区（蔵の丸）等での庭樹増殖事業では、檜柏・舎林梅・南天・梔子・皐月・平戸・馬目・樫・木斛・八手等 34 種を植えている。（以上の大正期の庭園整備については、野中 2017b、大山 2019)。

整備後と考えられる庭園内を写した絵葉書【図 2-7】を見ると、従来ほど樹々が鬱蒼としている様子はなく、架け替えられた橋、新たに設けられた飛び石、飛び石北側に雪見灯籠が設置されているのがわかる。

さらに整備後 20 年近く経過した頃ではあるが、昭和 12 年（1937）5 月に重森三玲指導のもと作成されたという西之丸庭園の実測図が残されている【図 2-5】（重森 1973)。石組や植栽についても描かれており、戦前期の西之丸庭園の様子が詳細に窺える貴重な図面といえる。飛び石南側にあった石は「亀頭石」と書かれており、【図 2-6、2-7】にも写る石は亀の頭を表すものと認識されていた。植栽を見ると、クロマツ・マツ・カエデ・トウカエデ・サクラ・マキ・エノキ等の樹種が確認できる。また堀北側の石垣付近を見ると、鳶魚閣跡まで土が堆積しており、江戸時代とは違う地形となっていることがわかる。

上記のように、大正期には公園整備の一環として近代以降はじめて大規模な庭園整備が行われた。以後も和歌山市の管理が継続されるが、昭和 40 年代の復元整備工事に至るまで、大規模な整備は行われなかったと思われる。

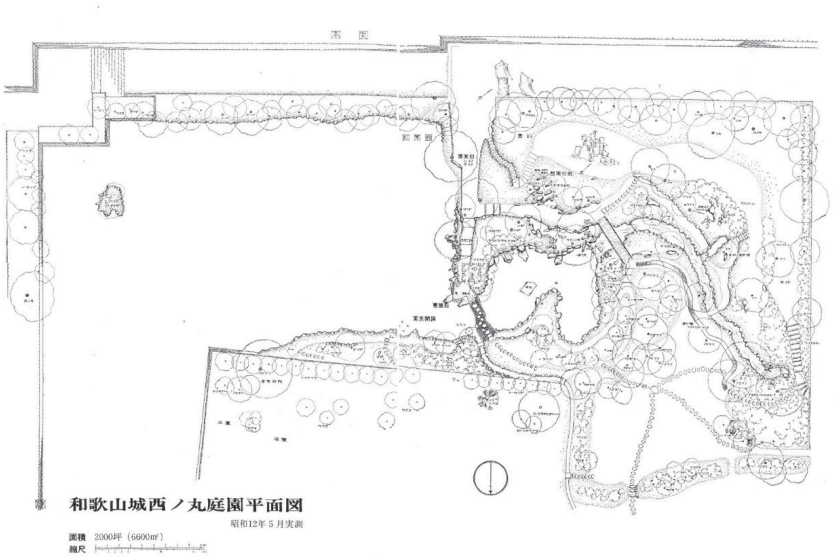

図 2-5 和歌山城西ノ丸庭園平面図（昭和 12 年 5 月実測）

図 2-6 大正初期の西之丸庭園

図 2-7 整備後の西之丸庭園（大正～昭和戦前期）

図 2-8 堀端から柳島を望む景色

図 2-9 堀側から庭園を望む景色

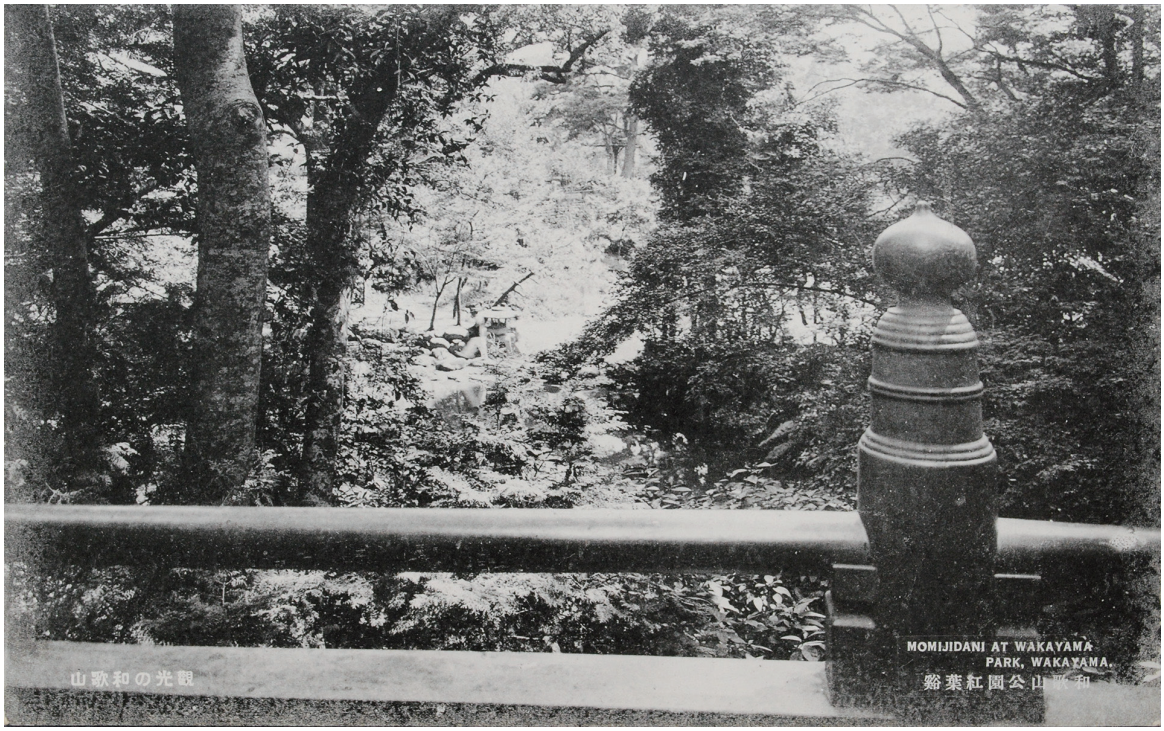

図 2-10 紅葉渓橋から東方を望む景色

（４）昭和 45～48 年の西之丸庭園復元整備工事と平成 18 年の御橋廊下復元

昭和 42 年（1967）、京都大学農学部造園研究室に和歌山市が委託して『和歌山公園基本計画』が策定され、西之丸庭園周辺の整備についても提言がなされている。できるだけ昔の形に戻し、他の諸施設と有機的に結び付けることを計画目標として指摘し、復元工事についてはみだりに一般の請負業者に任せるのではなく、「歴史的研究に学識ある専門造園家が担当する分野である」（京都大学農学部造園研究室 1967・17 頁）としている。

昭和 44 年（1969）5 月、当時庭園文化研究所所長をつとめていた森蘊は、和歌山市から西之丸庭園の復元整備事業の計画について市の意向を聞かされ、8 月に学術的調査を委託された。上記の提言があったため、古庭園調査や保存修理工事に長年の経験を持つ森が選ばれたのであろう。そのことは、森自身が認めている。同年 12 月には、調査に基づいて総事業費 5,800 万円・3 ヶ年の復元計画がたてられ、翌年から工事が始まった（和歌山市 1973、以下特に断りがない限り同書に基づく、また大山 2017 も参照した）。

大正期の本多静六の公園設計でも西之丸庭園の整備について計画されており、実際に橋を架け、滝の流れを作り、飛び石を設置するなどの整備が行われたことは前述した。それから半世紀以上経った昭和 44 年夏、森は最初に現場を視察した。その時点では、「池辺や山腹には庭石が散乱し、池底には泥土がたまり、水中には雑物が散在し、池水は汚濁し悪臭を放つなど手のつけようがなかった」という。石の元の姿が想像しにくいものもあったり、復元予定の腰掛・茅門・土橋の細部がわからなかったりと、「他の庭園復元整備工事の場合には到底考えられないほどの難問題が非常に多かった」（和歌山市 1973・13 頁）と、森は述べている。

森は従来の文化庁が中心になって行っていた庭園復元修理について、例えば石組について施工前に十分に調査を行わず、施工者が勘だけを頼りにするために自己流に陥りがちになるなど、不満を持っており、着工前に十分な調査を行うことを主張した。現況の地形・石を詳細に測定し、

木の樹種・幹の太さなどを調べ、現況で傾いている石をどのように復元するかを図示するなど、詳細に調査・計画をしている。これは「もし私の設計に杜撰な点があることが判明し、復元工事にミスでもあった場合に、もう一度着工前の姿にかえせといわれたら、それもできるようにしておきたいと考えたから」であった（森 1973・147-148 頁）。

昭和 45 年（1970）12 月～翌年 3 月まで行われた第 1 期工事は、上の池周辺を中心に行われ、滝口・渓流・護岸石組の復元や池の浚渫、植栽などが行われた。上の池の豪快な石組の復元などがなされた。

昭和 46 年（1971）12 月～翌年 3 月にかけて行われた第 2 期工事では、堀池（内堀）の浚渫や石組・石垣の復元、茅門や築地塀などの諸施設の復元、植栽などが行われた。堀池に加えそこに浮かぶ柳島の護岸石組も復元され、古絵図を元に堀池北岸の汀線を後退させ、部分的に旧藩時代にもあった乱杭を復元した。茅門・築地塀の復元、紅葉渓橋の架け替えが行われ、大正期の整備時に飛び石で繋がれたと思われる上の池と堀池の境には、飛び石を撤去して土橋が復元された。なお、昭和 12 年（1937）5 月作成の実測図で「亀頭石」と書かれていた石は、復元を要する石と判断され立石に改められた。

昭和 47 年（1972）9 月～翌年 3 月に行われた第 3 期工事では、滝口・渓流の復元、鳶魚閣・腰掛の復元、飛び石・砂利敷道の整備、植栽などが行われた。また庭園内の 3 つの滝口からかつて水が落ちていたことがわかったため、それらから水を落とすことになり、堀池浚渫時に発見した湧き水をポンプで吸い上げ、それぞれの滝口から落水するように整備した。鳶魚閣は東京工業大学名誉教授の藤岡通夫に設計を依頼し、古絵図にある廊下はないものの、建物は復元された。また柿葺屋根の腰掛も整備された。聴松閣・水月軒があった場所は発掘調査が行われ、礎石や敷石、鎮壇具一式などが発見された。こうして 3 年にわたる復元整備工事が終わり、昭和 48 年（1973）6 月に開園式が挙行された。

ただし、いくつか検討を要する整備も行われた。1 つ目は大正期の整備時に置かれた雪見灯籠が撤去されたことである。平成 28 年（2016）に古絵図に灯籠が描かれている位置に戻されるまで、動物園に置かれていた。理由は不明だが、森がこの雪見灯籠を本来庭園にあったものではないと判断したのかもしれない。実際大正期に新造された灯籠の可能性もあるため、今後も雪見灯籠について調査する必要がある。

2 つ目は、復元した築地塀の軒丸瓦に「三ツ鍬形紋」を使用した点である。これについては三尾功が同紋の出土例がなく復元で使用するのは不適切であることを指摘している（三尾 2011）。三尾の指摘後の発掘調査でも出土例はないため、適切なものに取り換える等の対応が必要と思われる。

平成 5 年（1993）、和歌山市は『史跡和歌山城保存管理計画』を策定し、ここで示された基本方針に基づき平成 7 年（1995）に『史跡和歌山城整備計画』を策定した。同計画において城郭建造物の整備の 1 つとして、二の丸と西の丸を結ぶ御橋廊下の復元整備が位置付けられた。具体的には平成 13 年度（2001）から御橋廊下復元及び二之丸西部・西之丸第一期整備事業が始まり、復元・整備を行うために設置された史跡和歌山城保存整備委員会をはじめ、文化庁や和歌山県教育委員会の指導を受けながら、御橋廊下に関する資料調査や復元・整備方針の検討が進められた。発掘調査や石垣修復の実施設計・工事、御橋廊下復元の実施設計・工事、周辺整備の実施設計・工事が平成 13 年度（2001）～18 年度（2006）にかけて行われた。その後に計画された二の丸・西の丸整備の要と位置付けられた御橋廊下は、平成 18 年（2006）3 月に竣工した（和歌山市まちづくり推進室和歌山城管理事務所編 2007）。

（５）名勝指定の状況

西之丸庭園は、昭和 60 年（1985）11 月 27 日付けで「和歌山城西之丸庭園（紅葉渓庭園）」という名称で、国の名勝に指定されている。これは文部大臣より文化財保護審議会に指定の諮問がなされ、専門調査会での議論を経て諮問を可とする答申が、文化財保護審議会から文部大臣に出された結果、指定に至ったものである。

１）概要

名　　称：和歌山城西之丸庭園（紅葉渓庭園）
　　わかやまじょうにしのまるていえん（もみじだにていえん）
所 在 地：和歌山県和歌山市一番丁
指 定 日：昭和 60 年(1985)11 月 27 日（文部省告示第 129 号）
指定面積：7,552.32 ㎡

２）指定理由

諮問・答申の指定の説明理由については以下のとおりである。

本庭園の作成年代を明確に知る事はできないが、元和年間、紀州徳川家初代頼宣の入部にともない現況に近く整備されたものと思われる。

庭園は、山上に天守閣の建つ虎伏山の北西部山麓にあり、東に内堀、南に鶴ヶ渓がつながる急傾斜の地形を巧みに利用して作られている。庭園は、西之丸御殿の南側にあり、矩折りに曲る東側内堀の西奥部分を庭池にとり入れており、東南隅に柳島を配し、北西隅に池亭鳶魚閣を設け広い堀池の水面をひきしめている。堀池の西端には、上に土橋を渡した堰により、一段高く上の池がある。上の池には、出島があり、大きな舟石を配し、護岸石組に巨大な立石を数多く用いている。

西と南の高所から三つの滝が落され渓流となって池にそそぐ。西の山裾の長い流れには石橋や木橋を架け幽谷を表している。

滝の上の西方台地上には、もと御座の間聴松閣や茶室水月軒があった。昭和四十五年から三ヶ年にわたる庭園の修理工事の際発掘調査が行われ、礎石のほか敷石や排水溝などが検出された。

文化年間の作成と考えられる「御城内惣御絵図」には、西之丸御殿とともに庭園の姿がかなり克明に描かれており、現状が当時の地割とほとんど変わっていないことがわかる。

本庭園は、豪壮な池辺の石組や雄健な滝口、軽快な流れなど、材料、意匠ともに秀れ、江戸時代初期の城郭庭園として貴重であるので、名勝に指定してその保存を図ろうとするものである。（和歌山城管理事務所 1993 より抜粋）

また、西之丸庭園は和歌山城の史跡指定範囲内（昭和 6 年（1931）に史跡指定）にあるため、名勝のみならず史跡としての文化財指定も受けている【図 2-11】。

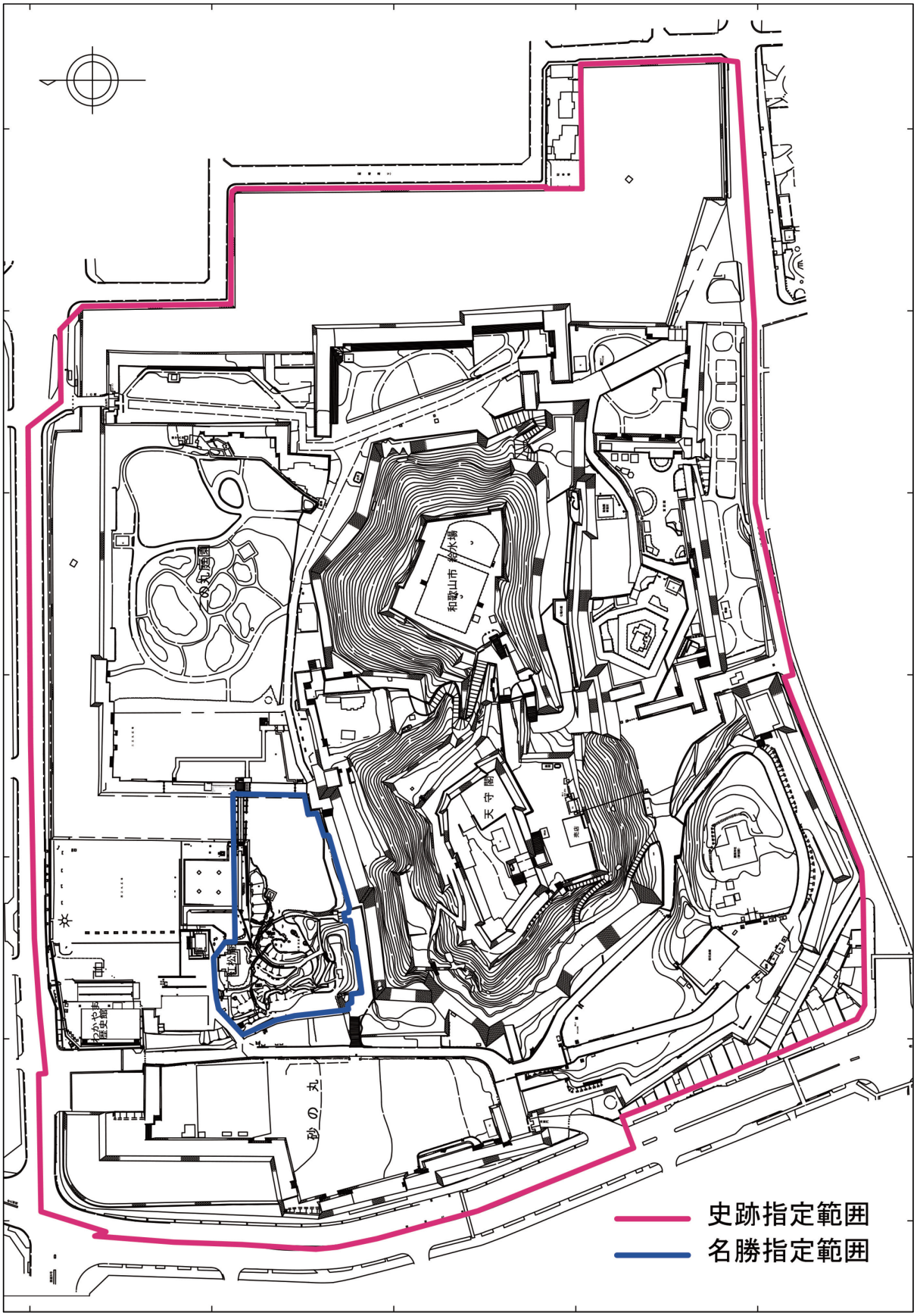

図 2-11 西之丸庭園の名勝指定範囲及び和歌山城の史跡指定範囲（令和 5 年 9 月 28 日現在）

名勝指定直前の庭園の様子（和歌山市和歌山城整備企画課蔵）

①上の池

②上の池の滝石組-1

③上の池の滝石組-2

④上の池から東方をのぞむ

⑤鳶魚閣と堀池

⑥茅門

※写真撮影位置を【図 2-12】に示す。

図 2-12 写真撮影位置図

（６）和歌山城内外の庭園との比較

1）和歌山城内外の庭園

西之丸庭園以外にも和歌山城内及び城外には、紀州藩と関係する庭園が複数存在した。ここで対象とするのは、城内では①本丸中庭、②二の丸大奥坪庭、③二の丸大奥中庭、城外では④養翠園の計 4 か所である。他にも城下や領内には西浜御殿をはじめ紀州藩の別邸として利用された御殿が複数存在しており、庭園が存在していた可能性が高いが、現在ではいずれも遺構が残存していないためここでは取り上げない。

以下、上記 4 か所の庭園と西之丸庭園を比較してその違いを見ていくこととする。

①本丸中庭

現在、松の丸に七福の庭と称されている石組群が存在する。元々は本丸御殿の中庭にあったもので大正 14 年(1925)、本丸に和歌山市の配水池が設置された際に現在地に移設された。7 つある石組は和歌山城の石垣にも使用されている結晶片岩で、七福神を模したものと伝えられている（和歌山市立博物館 2010)。

写真 2-3 旧：本丸中庭　（現：七福の庭）

本丸に存在した時期の中庭の様子は不明であるが、移設前に本丸から天守閣を撮影した絵葉書【図 2-13】によると、数本の木立の合間に挟まれるような形で石組が写っていることから、枯山水形式の小規模な庭園であったと考えられる。

図 2-13 本丸にあった頃の中庭（大正 14 年以前）

②二の丸大奥坪庭

和歌山城二の丸大奥では、平成 20 年(2008)～平成 27 年(2015)にかけて発掘調査が行われており、このうち平成 21 年(2009)に実施された第 32 次調査では、大奥北側の坪庭があった場所で瓢箪型の池を検出した。

池は南北 5.30m、東西 3.56mの規模で水が漏れないように全面的に漆喰を厚く塗り固めている。池の南西隅に導水口、北端に排水口が設けられ、それぞれ土管を接続して導排水施設としている。池の中央部では中島と思われる円形状の漆喰の高まりや、周囲では景石と思われる石材も検出されており、小規模ながら庭園としての体裁を整えていたことがわかる。

なお、この坪庭は文政 8 年(1825)当時の二の丸御殿大奥の様子を描いた「和歌山二ノ丸大奥当時御有姿之図」にも見られ、池の形状や景石の配置場所が発掘調査成果と非常に酷似していることが判明している【図 2-14】(和歌山市 2017)。

③二の丸大奥中庭

平成 25 年(2013)に和歌山城二の丸大奥で実施された第 36 次調査では、対面所南側において池を中心とする庭園遺構を検出した。

池は、近代以降も改変を受けながら利用されていた関係で、近世と近代の遺構が混在する複雑な構造になっていた。このうち近世の池の遺構部分については東西 13.5m、南北 6.2mの規模であったことが判明している。

池の護岸は、不整形な自然石を組み合わせて構成されており、一部には玉石を密に貼りつけた玉石貼護岸も確認できる。池底も同様に玉石貼りになっていた。また、サブトレンチ調査では池底から粘土質の土層が検出されなかったこと、池に附属する導水・排水施設が検出されなかったことからこの池は江戸時代、枯山水形式の池であった可能性が考えられる。

この他、池の南側では植込用の石積みが、北側には玉石敷がそれぞれ検出されており、大奥には枯山水形式の池を中心とした本格的な庭園が存在していたことがわかる。この中庭は文政 8 年(1825)当時の二の丸御殿大奥の様子を描いた「和歌山二ノ丸大奥当時御有姿之図」にも見られ、②と同様に池の形状や景石の配置場所が発掘調査成果と非常に酷似していることが判明している【図 2-14】。恐らく藩主は北側の大奥御座之間からこの庭を鑑賞していたと考えられる。

なお、②③の庭園は現在保存のために地中に埋め戻されている（和歌山市 2019)。

写真 2-4 二の丸大奥坪庭遺構

写真 2-5 二の丸大奥中庭遺構

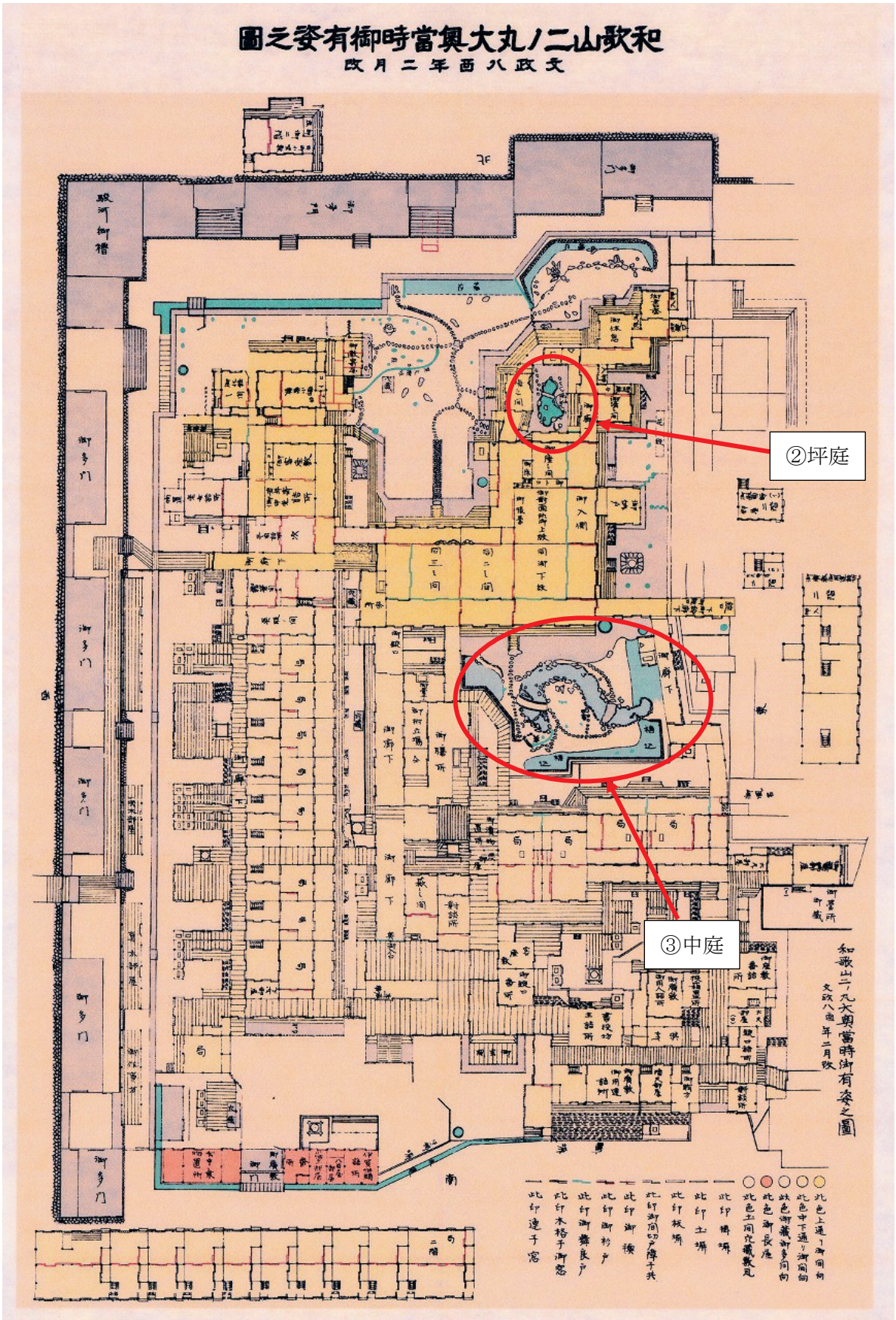

図 2-14 「和歌山二ノ丸大奥当時御有姿之図」に見られる②坪庭と③中庭

④養翠園

養翠園は紀州徳川家 10 代徳川治宝（1771～1852）によって文政元年（1818）～同 8 年（1825）にかけて西浜地区に整備された別邸である。庭園の形式は池泉回遊式であり、庭園の東西に広がる池の西側には書院・養翠亭や茶室・実際庵を配置している。池のやや中央にある中島には弁財天と稲荷社が祀られ、中島から池の北岸には鍵型の西湖堤が、南岸には反橋がそれぞれ伸びて通行できるようになっている。

池は庭園を囲むように流れる水軒川から水を取り入れるようになっているが、庭園自体が水軒川の河口部に位置し、海に近接しているため、海水を池に引き込む「潮入り」の様式を採用している。こうした立地から海への展望を意識して外堤に御茶屋が建てられる等、養翠園は海浜の立地及び風致を活かした意匠・形態に特徴があるといえる。

もう 1 つの特徴として、養翠園の場合、養翠亭の軒先からマツ等の豊かな庭樹に彩られた池泉の水面を前景として、南東方向の庭外に天神山及び章魚頭姿山を望める景観となっており、周囲の山々を借景とした広大な庭園という点が挙げられる。

なお、養翠園は平成元年（1989）に国の名勝に指定され、平成 25 年（2013）には御茶屋「八千代亭」があった北側エリアが追加指定されている（養翠園 2013）。

写真 2-6 潮入りの池と養翠亭

写真 2-7 周囲の山々を利用した借景

2)西之丸庭園との比較

前述の 4 か所の庭園と西之丸庭園とを比較した場合、まず①本丸中庭②二の丸大奥坪庭③二の丸大奥中庭は同じ和歌山城内に位置する庭園、④養翠園は城外に位置する庭園という立地の違いが見られる。

城内の場合、現時点で古絵図や発掘調査の成果等から本丸に①の 1 か所、二の丸に②③の 2 か所に庭園があった事が判明している。①は石組のみで構成された庭園、②は漆喰池を中心とした坪庭であり、いずれも西之丸庭園よりはるかに小規模な庭園であった点が共通している。③は、池を中心として南側に植え込みが、北側に玉石敷が存在する等、本格的な回遊式庭園としての体裁を整えていた。ただし、池については粘土層や導水・排水施設が検出されなかった事から、③は枯山水形式の庭園であったと考えられている。一方、西之丸庭園は①②③と比較すると一番面積が広く、また虎伏山から続く傾斜地を巧みに利用した池泉回遊式庭園であるという点が、他の城内の庭園との大きな違いといえる。

次に城外の場合、④は西之丸庭園と同じ池泉回遊式庭園でありながら、海水を引き込む「潮入り」の庭園であった。そのため、潮の干満の差で池の水位が時間によって変動するのが特徴の 1 つといえる。また、庭外には天神山や章魚頭姿山といった借景となる山が存在するため、広大な池と併せて開放的な印象を見る者に抱かせる。一方、西之丸庭園は古絵図から周囲をマツ等の樹林や石垣で囲まれ、城外には借景となる山も見当たらない。④と比較すると多少閉鎖的な印象を見る者に抱かせる。西之丸庭園と養翠園は、藩主専用の庭園という共通点を持っているが、空間の広がりから見ると全く対照的な庭園であるといえる。

【参考文献】

・和歌山県立和歌山中学校編『回顧五十年』（和歌山県立和歌山中学校、1929 年）
・京都大学農学部造園研究室編『和歌山公園基本計画』（和歌山市経済部公園課、1967 年）
・森蘊『庭ひとすじ』（学生社、1973 年）
・重森三玲・重森完途『日本庭園史大系　第 12 巻　桃山の庭（五）』（株式会社社会思想社、1973 年）
・和歌山市公園課編『史跡和歌山城紅葉渓庭園整備報告書』（和歌山市公園課、1973 年）
・史跡和歌山城整備計画策定委員会編『史跡和歌山城保存管理計画書』（和歌山市経済労働部和歌山城管理事務所、1993 年）
・三尾功『近世都市和歌山の研究』（思文閣出版、1994 年）
・松岡利郎「和歌山城の殿舎建築」（『和歌山城郭調査研究会 10 周年記念誌　城』、1998）
・和歌山市まちづくり推進室和歌山城管理事務所編『史跡和歌山城御橋廊下復元及び二之丸西部・西之丸第一期整備報告書』（和歌山市まちづくり推進室和歌山城管理事務所、2007 年）
・髙橋克伸「【資料紹介】明治十三年の和歌山城内民有地一件について―「陸軍省大日記」より―」（『和歌山市立博物館研究紀要』24 号、2010 年）
・和歌山市立博物館編『写真にみるあのころの和歌山―和歌山城（戦前）編―』（和歌山市立博物館、2010 年）
・三尾功『城下町和歌山夜ばなし』（宇治書店、2011 年）
・武内善信「和歌山城に関する三つの絵図の再検討」（『和歌山地方史研究』61 号、2011 年）
・『名勝養翠園保存管理計画書』（株式会社養翠園、2013 年）
・武内善信「和歌山城西の丸及び「西之丸庭園」について」（『和歌山市立博物館研究紀要』28 号、2014 年）
・砂川佳子「パネル展示の紹介　紀州茶の湯散歩－近世城下町編－」（『和歌山県立文書館だより』第 41 号、2014 年）
・大山僚介「史跡和歌山城における公園整備」（『近世城跡の近現代遺跡整備・活用研究集会報告書（28）』、2017 年）
・野中勝利「近代の和歌山城址における和歌山県の借用による公園化と和歌山市の買収による公園化」（『ランドスケープ研究』Vol.10、2017 年 a）
・野中勝利「本多静六による和歌山城址の公園設計における風致の位置づけからみた評価と公園整備」（『都市計画論文集』52-2、2017 年 b）
・和歌山市和歌山城整備企画課・和歌山市文化スポーツ振興財団編『史跡和歌山城第 31～38 次発掘調査報告書－二の丸西部保存事業に伴う発掘調査－』（和歌山市和歌山城整備企画課、2019 年）
・大山僚介「本多静六による和歌山城跡の公園整備計画と整備の実態」（『和歌山市立博物館研究紀要』34 号、2019 年）
・和歌山市産業交流局観光国際部和歌山城整備企画課編『史跡和歌山城樹木管理計画』（和歌山市産業交流局観光国際部和歌山城整備企画課、2020 年）

【参考図版】

図 2-1・図 2-3「和歌山西丸図」（和歌山市和歌山城整備企画課蔵）
図 2-2・図 2-4「和歌山御城内惣御絵図」（和歌山県立図書館蔵）
図 2-5「和歌山城西ノ丸庭園平面図（昭和 12 年 5 月実測）」（重森 1973 より引用）
図 2-6「大正初期の西之丸庭園」（和歌山市立博物館蔵）
図 2-7「整備後の西之丸庭園（大正～昭和戦前期）」（個人蔵）
図 2-8「堀端から柳島を望む景色」（和歌山市立博物館蔵）
図 2-9「堀側から庭園を望む景色」（和歌山市立博物館蔵）
図 2-10「紅葉渓橋から東方を望む景色」（和歌山市立博物館蔵）
図 2-13「本丸にあった頃の中庭（大正 14 年以前）」（和歌山市立博物館蔵）
図 2-14「和歌山二ノ丸大奥当時御有姿之図」（和歌山市和歌山城整備企画課蔵）

第３章　名勝和歌山城西之丸庭園（紅葉渓庭園）の本質的価値

１.本質的価値

○虎伏山・旧砂丘の地形や和歌山城の堀の一部・池泉を活かした地割

江戸時代後期の和歌山城西の丸には、能舞台や茶室等があり、城内の文化の拠点であった。同所に所在する西之丸庭園は、虎伏山・旧砂丘の急峻な傾斜地形を活かして傾斜地の樹叢を背景に持たせた上の池を西側に配置し、東側に広がる和歌山城の堀の一部に柳島を設けて池に見立てるという地割を持つ庭園である。高台地に 3 箇所の滝口を配し、傾斜地形を活かした遣水と石組による渓流を設けている。この地割は、江戸時代後期からほぼ変わらずに現在まで引き継がれてきており、城郭庭園として貴重である。

○「紀州の青石」と呼ばれる結晶片岩を用いた石組

地元で産出され「紀州の青石」と呼ばれる結晶片岩の巨石を用いた石組が多数配置されている。上の池の護岸を中心にみられる立石を軸とした石組や傾斜地に設けられた滝石組からは、高度な技術・技能を窺うことができる。

○カエデ類をはじめとした庭園を彩る植栽

カエデ類を中心とした落葉樹の紅葉や新緑が渓谷や水面を彩り、限られた空間のなかで自然の風景を表現した庭園である。公園として公開されて以降、多数のカエデ類が植栽されたことで、別名「紅葉渓庭園」と呼ばれる紅葉の名所として広く親しまれている。

○池泉や石組、植栽と一体となって景観を構成する復元・再現された建造物

昭和 40 年代の復元整備では、古絵図を基に鳶魚閣をはじめとする建造物を一部再現し、平成 18 年（2006）には二の丸と西の丸をつなぐ御橋廊下が復元されたことで、江戸時代後期の庭園景観が再現されている。

○多様な風致景観を楽しむことのできる視点場と動線

西之丸庭園は高低差のある視点場を持ち、多様な風致景観を望むことのできる庭園である。礎石等の地下遺構が残る高台の茶室・水月軒や離れ座敷・聴松閣からは上の池や堀池を見下ろし、鳶魚閣からは堀池の水面や護岸、傾斜地を背景とした上の池を間近に見ることができる。また、指定地南東部にある御廊下跡からは堀池や鳶魚閣、紅葉した樹木などの庭園の全景を一望することができる。さらに、これらの要所を回遊することで、その変化を楽しむことができる点も重要である。

２.西之丸庭園の構成要素

(１)構成要素の分類と地区区分

西之丸庭園について、指定地を構成する要素及び周辺環境を構成する要素の分類を行った（図 3-1)。

西之丸庭園を構成する要素を「A.本質的価値を構成する要素」「B.活用・管理運営に資する要素」「C.その他の要素」に区分した。

西之丸庭園と密接に関わる要素は「D.本質的価値に密接に関わる要素」「E.活用・管理運営に資する要素」「F.その他の要素」に区分した。

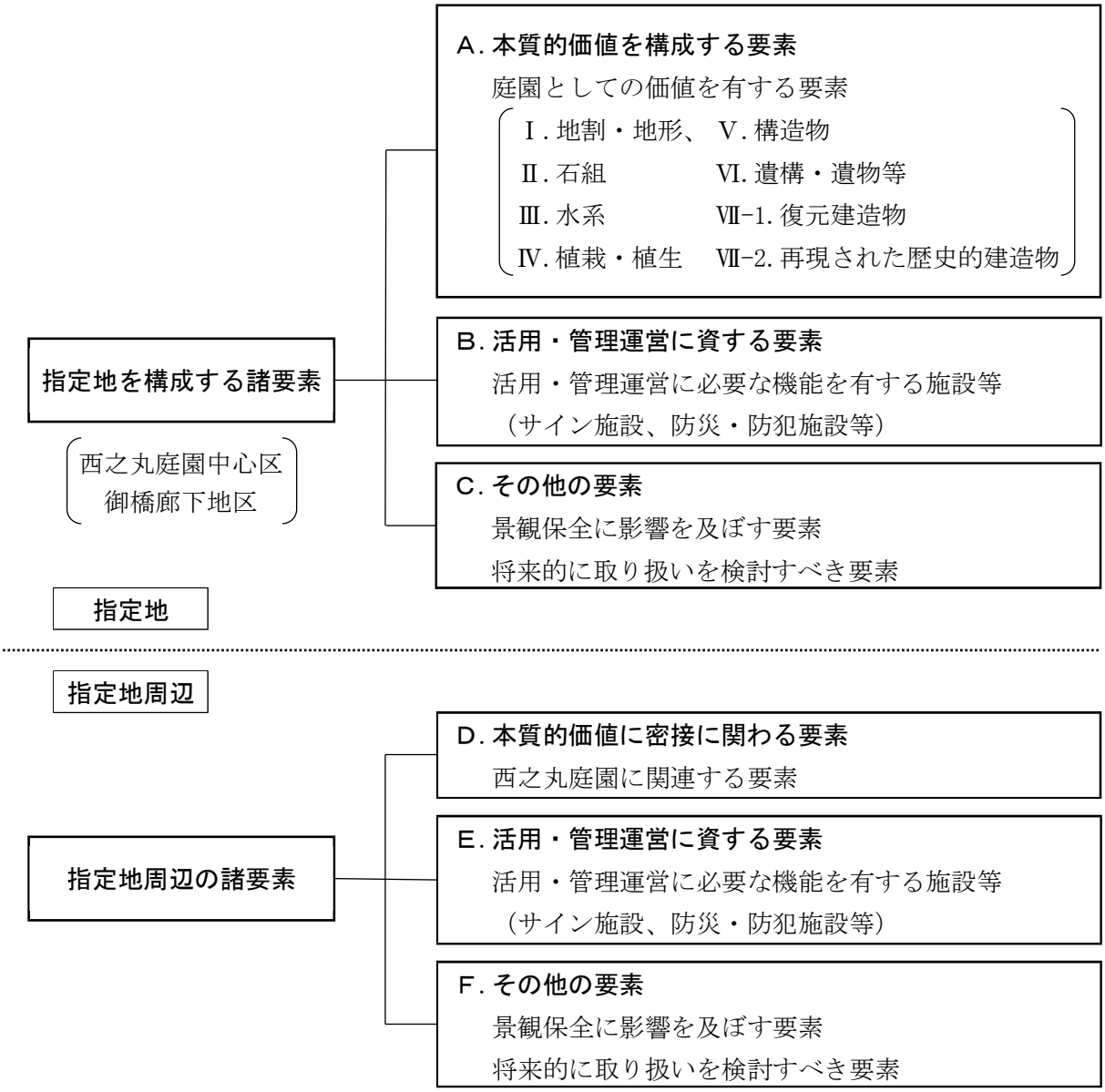

図 3-1 構成要素の区分

構成要素を示すにあたり、名勝指定範囲と名勝指定地周辺を含めた地区区分を設定した（図 3-2）。園池及び石組を中心とした「西之丸庭園中心区」、御橋廊下及び御橋廊下復元に伴って整備された範囲を「御橋廊下地区」、庭園と隣接する鶴の渓、能舞台跡を含めた西の丸の一部、さらに御橋廊下で結ばれた二の丸多門櫓跡の一部の範囲を「周辺地区」として 3 地区に区分した。

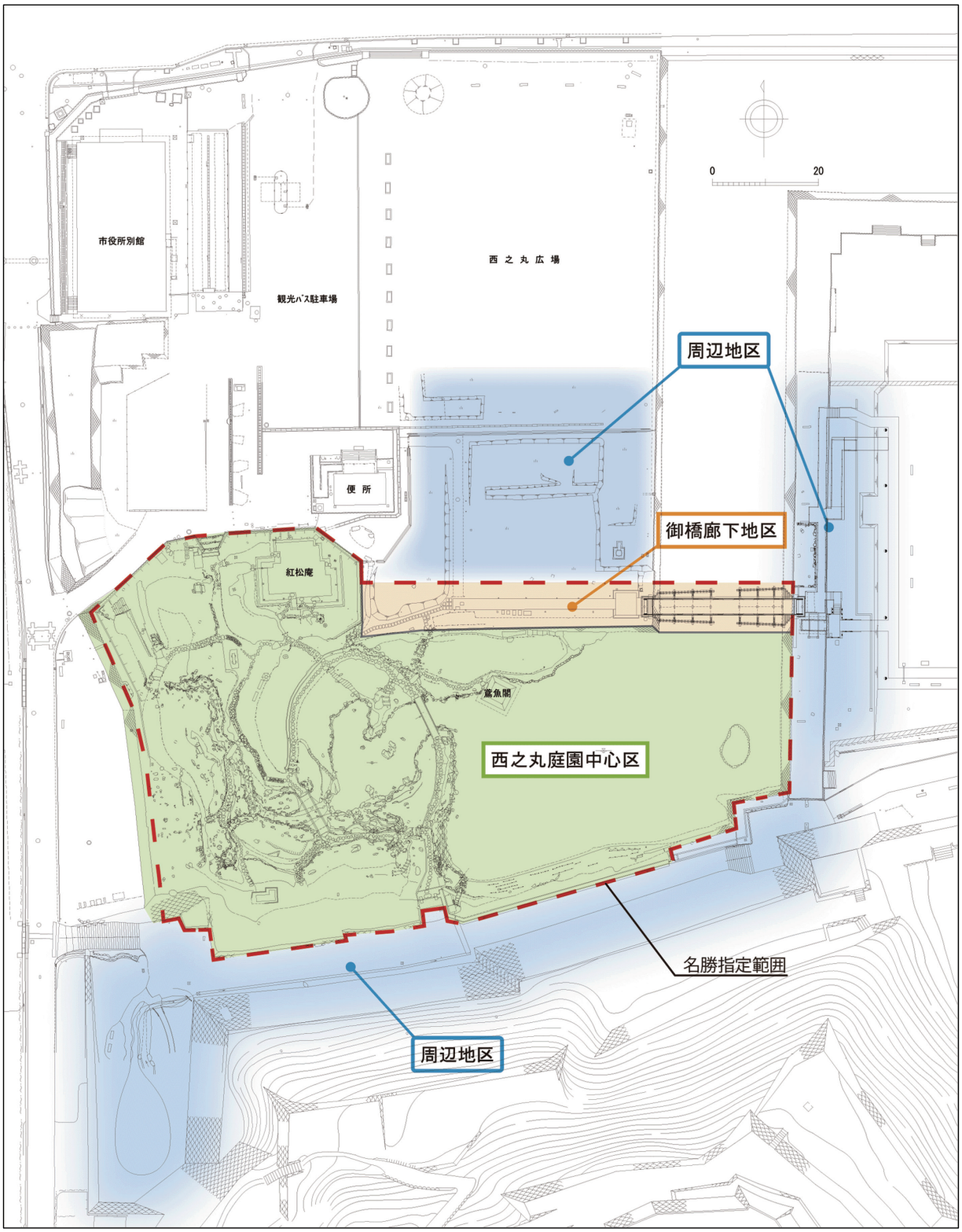

図 3-2 名勝西之丸庭園　地区区分

(2)指定地を構成する諸要素

西之丸庭園中心区		
区分	分類	対象
A.本質的価値を構成する要素	Ⅰ.地割及び造成地形	範囲全体、園路（動線）
	Ⅱ.石組	上の池南岸・西岸（護岸）石組 堀池西岸・北岸・南岸（護岸）石組 柳島の護岸石組 上の池南岸上方の滝組 上部渓流及び滝口
	Ⅲ.水系	堀池（内堀）、上の池、滝（北の滝、中の滝、東の滝）、渓流
	Ⅳ.植栽・植生	クロマツ、イロハモミジ、アラカシ、ウバメガシ等
	Ⅴ.構造物	石垣、石階段、飛石、敷石
	Ⅵ.遺構・遺物等	聴松閣及び水月軒の建物遺構、雪見灯籠、蹲踞 井戸遺構、出土品、その他の遺構
	Ⅶ-1.復元建造物	該当なし
	Ⅶ-2.再現された歴史的建造物	鳶魚閣、腰掛、築地塀、土橋、紅葉渓橋、茅門
B.活用・管理運営に資する要素	活用のための施設	サイン施設、手すり、ベンチ、紅松庵（茶室） 飛石、敷石
	管理運営のための施設	清掃用具小屋、水循環施設、ロープ柵、建仁寺垣、門
C.その他の要素	将来的に取り扱いを検討する施設	旧料金所、照明柱、ポンプ小屋
御橋廊下地区		
区分	分類	対象
A.本質的価値を構成する要素	Ⅰ.地割及び造成地形	内堀
	Ⅱ.石組	該当なし
	Ⅲ.水系	
	Ⅳ.植栽・植生	
	Ⅴ.構造物	
	Ⅵ.遺構・遺物等	御橋廊下橋脚礎石
	Ⅶ-1.復元建造物	御橋廊下
	Ⅶ-2.再現された歴史的建造物	該当なし
B.活用・管理運営に資する要素	保存のための施設	サイン施設、木製園路、敷石、靴脱建物
	管理運営のための施設	照明
C.その他の要素	将来的に取り扱いを検討する施設	該当なし

※本質的価値を構成する要素の分類については『史跡等整備のてびき【計画編】』文化庁文化財記念物課（平成 16 年（2004）3 月）を参照した。

＜西之丸庭園中心区＞

Ａ：本質的価値を構成する要素

Ⅰ．地割及び造成地形

・東西で高低差のある傾斜地を活かし、庭園南西部の高台の離れ座敷である聴松閣や茶室の水月軒から庭園を眺め、藩主が数寄や風雅を楽しむ空間であった。
・内堀を池に見立てた堀池とし、上の池と堀池の間に土橋をかけた池泉回遊式庭園である。
・絵図（和歌山西丸図）に描かれた園路の一部が現在も園路として踏襲されている。

高台から上の池を臨む

傾斜地を背景とした上の池

池に見立てた内堀

Ⅱ．石組

・庭園内の石組等は結晶片岩（主に緑泥片岩）の巨石が多数用いられている。
・昭和 40 年代の整備以前は庭石が散乱しており、斜面の急な南岸では 5m程の高所から転落した石もあった。現在は整備により旧位置に推定した上で復元されている。

上の池南岸（護岸）石組

上の池西岸（護岸）石組

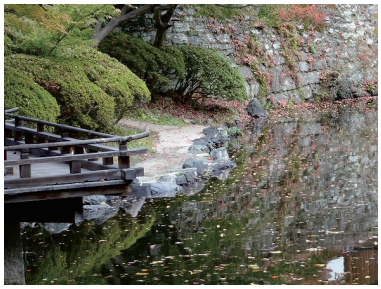
堀池北岸（護岸）石組

堀池南岸（護岸）石組

堀池西岸（護岸）石組

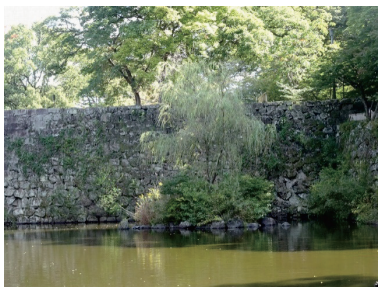
柳島の護岸石組

上の池南岸上方の滝組

南西隅滝組

北滝組

Ⅲ. 水系

・昭和 40 年代の整備以前は 3 箇所の滝口全てが枯滝と考えられていたが、復元整備工事に係る発掘調査により、各滝口で水が流れていたことが判明し、昭和 47 年度(1972)に茅門近くにポンプ小屋を設置し、水が流れるように整備された。

上部渓流

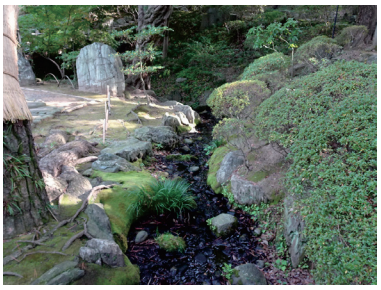

上部渓流

上部渓流(樋石)

Ⅳ. 植栽・植生

・庭園内に生育している主な樹木はクロマツ、イロハモミジ、クスノキ、アラカシ、ウバメガシ等である。
・イロハモミジ等の紅葉する樹木が多く植栽されており、別名紅葉渓庭園と呼ばれている。
・大正期と昭和 40 年代に整備され、江戸時代当時と比較すると変化している。

上の池西側斜面の植栽

堀池西岸の植栽

二の丸から見た西之丸庭園の植栽

Ⅴ. 構造物

石垣(南面)

石垣(内:東面)

石階段

石垣(西の丸南面)

敷石

飛石

Ⅵ. 遺構・遺物等

・聴松閣及び水月軒の建物遺構が残存している。
・雪見灯籠は平成 28 年（2016）に絵図に描かれた位置に戻した。
・指定範囲南西部に、地中に埋没し、北側までのびていると考えられる石垣隅角部がある。
・昭和 40 年代の整備で撤去された鳶魚閣の礎石と石柱が旧料金所裏に保管されている。

建物遺構

雪見灯籠

蹲踞

［出土品］

・昭和 48 年（1973）に聴松閣付近の遺構発掘作業中、地表より約 30cm 地下から輪宝の上に壺が正座した姿で出土した。
・壺内からは金延板、モミ、寛永通宝、水晶、五色ヒモが見つかった。
・江戸中期の青銅製の鎮壇具であり、当時は聴松閣を重要視していたと推測される。地鎮具は昭和の天守閣再建にあたり、大天守の下からも出土しており、庭園で出土した地鎮具とともに和歌山市指定文化財となっている。

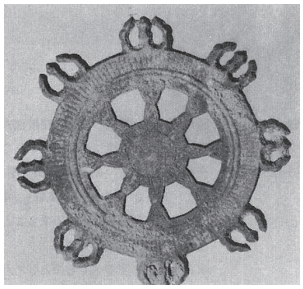
輪宝

壺

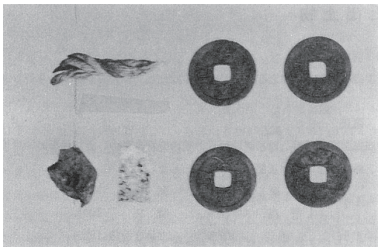
壺の内容物

Ⅶ-2. 再現された歴史的建造物

鳶魚閣

腰掛

築地塀

土橋

紅葉渓橋

茅門

B：活用・管理運営に資する要素

活用のための施設

サイン施設（石碑）

サイン施設（誘導板）

サイン施設（説明板）

手すり

ベンチ

紅松庵（茶室）

飛石

飛石

飛石

管理運営のための施設

清掃用具小屋

水循環施設

ロープ柵

門・建仁寺垣

C：その他の要素

将来的に取り扱いを検討する施設

旧料金所 1

旧料金所 2

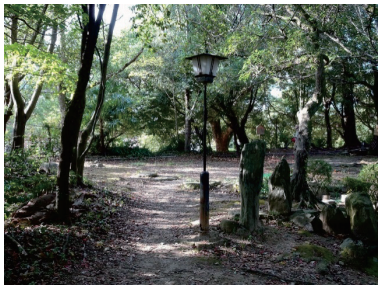

照明柱

ポンプ小屋

＜御橋廊下地区＞

Ａ：本質的価値を構成する要素

<table>
<tr><td colspan="2">Ⅰ. 地割及び造成地形</td></tr>
<tr><td colspan="2">・内堀で分断した二の丸と西の丸の空間を御橋廊下によって接続している。</td></tr>
<tr><td>Ⅵ. 遺構・遺物等</td><td>Ⅷ-1. 復元建造物</td></tr>
<tr><td>・御橋廊下に使用されていた礎石が、園路沿いに展示されている。

御橋廊下橋脚礎石</td><td>・主に藩主が二の丸と西の丸を行き来するために建てられた御橋廊下は、西之丸庭園独自の景観を構成する一部となっている。

御橋廊下</td></tr>
</table>

Ｂ：活用・管理運営に資する要素

<table>
<tr><td>活用のための施設</td><td>管理運営のための施設</td></tr>
<tr><td> 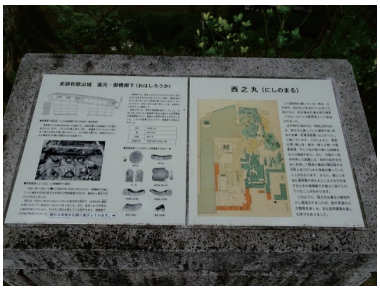
サイン施設（説明板）

木製園路

靴脱建物

敷石</td><td>
照明</td></tr>
</table>

Ｃ：その他の要素

該当なし

（3）指定地周辺の諸要素

周辺地区		
区分	分類	名称
D：本質的価値に密接に関わる要素	―	能舞台跡、切手門西側御廊下跡、鶴の渓、
E：活用・管理運営に資する要素	活用のための施設	サイン施設、木製階段・スロープ、トイレ、
F：その他の要素	将来的に取り扱いを検討する施設	石灯籠、記念樹、建仁寺垣、門

D：本質的価値に密接に関わる要素

・西の丸では西之丸庭園の他に、能舞台も存在する等、和歌山城における藩主の数寄や風雅を楽しむ文化の拠点となっていた。
・内堀を池に取り込んだ庭園としての姿を一望できる庭園南東部の切手門跡付近に、古絵図では「御廊下」が描かれており、江戸時代後期には視点場として意識されたことがうかがえる。
・鶴の渓は西之丸庭園に隣接し、『紀伊国名所図会』に描かれているように西之丸庭園と一体となって江戸時代後期の空間を今に伝えている。

本質的価値に密接に関わる要素

能舞台跡

能舞台楽屋礎石列遺構

切手門西側御廊下跡

鶴の渓

E：活用・管理運営に資する要素

活用のための施設

サイン施設（総合案内サイン）

サイン施設（説明サイン）

サイン施設（誘導サイン）

木製スロープ

トイレ

F：その他の要素

その他の要素

石灯籠

記念樹

門・建仁寺垣

第４章　現状と課題

１. 保存管理の現状と課題

西之丸庭園の現状と課題について、「空間構成」「遺構・遺物等」「樹木」「池泉」「石組」「園路」「石垣」「再現された歴史的建造物」「復元建造物」「維持管理施設」「管理運営のための建物」の要素ごとにまとめた。

1) 空間構成

全体

［現状］

・都市公園として広く市民に親しまれ、観光拠点ともなっている史跡和歌山城において、西之丸庭園は観光バス駐車場と天守閣を結ぶ来訪者の通過動線となっている。
・平成 18 年(2006)に復元整備された御橋廊下によって、二の丸西部と西の丸が結ばれている。
・西の丸の本来は一体的な空間が、建仁寺垣により西の丸広場と能舞台周辺広場として仕切られている。
・庭園北西部は維持管理用具保管のためのバックヤードとして、来訪者の立入を制限している。
・切手門西側御廊下跡は名勝指定地外であるが、江戸期から西之丸庭園の視点場であり、現在も庭園全体を見渡すことができる場所である。

［課題］

・本来、城郭における特別な空間である西之丸庭園の魅力や価値を来訪者へ周知し、通過動線ではなく長時間滞在する空間とする必要がある。
・二の丸西部及び西の丸整備事業はいまだ着手されていないため、西之丸庭園とともに早期に整備に着手し、江戸時代本来の同所の機能・価値が来訪者に伝わるようにする必要がある。
・建仁寺垣によって空間が仕切られていることにより、本来の西の丸の空間的広がりが把握できないため、改善の必要がある。
・立入制限エリア内にも石垣や園路の遺構等が残存しており、来訪者への早期公開に向け、バックヤード機能の見直しが必要である。
・切手門西側御廊下跡については、西之丸庭園の視点場として庭園との一体的な保存や活用を図る必要がある。また、庭園周縁の石垣やのり面の保全を要する箇所もあるため、史跡整備の方向性との調和を図るためにも名勝指定範囲の妥当性について再検討する必要がある。

西の丸広場

能舞台跡周辺広場

2) 遺構・遺物等

２－Ａ

［現状］
・聴松閣と水月軒の礎石等の遺構が残存している。
・現地では遺構についての解説が無い。

［課題］
・聴松閣や水月軒が同所に位置していたことや遺構について、来訪者の理解を促す整備手法の検討が必要である。
・遺構の保存に悪影響を与えている樹木については整理が必要である。

２－Ｂ

［現状］
・年代不明の井戸遺構が残存している。
・現在は井戸内部から雑草が繁茂している。

［課題］
・井戸遺構の調査及び顕在化が必要である。

２－Ｃ

［現状］
・一部に瓦が用いられた園路が、立入制限エリアに残存している。

［課題］
・立入制限エリアの早期の公開が必要である。

２－Ｄ

［現状］
・雪見灯籠が古絵図に描かれた位置に戻されている。

２－Ｅ

［現状］
・鳶魚閣の礎石と石柱を保管しているが、来訪者に向けた展示は行っていない。

［課題］
・重要遺構の適切な保存と公開が必要である。

※２－Ａ～Ｅは現状写真位置図(p62)に示す。

3) 樹木

全体

[現状]

・除草等の清掃が日常的に行われているが、渓流には落葉が溜まっている。
・巨木化した樹木や伸びすぎた枝葉によって、紅葉渓橋や鳶魚閣が覆い隠されている。
・石垣の天端や背面斜面に樹木が生育している。
・伐採後の切株が残置されている。

[課題]

・渓流部では落葉の除草等の定期的な清掃が必要である。
・巨木化や樹形の乱れが確認でき、一部は枝先が枯れる等、生育状態が悪く、名勝庭園としての剪定等の樹木管理が必要である。
・視点場から紅葉渓橋や鳶魚閣、御橋廊下を望むことのできる樹木管理のあり方を検討する必要がある。
・石垣の天端や背面斜面に生育する樹木が石垣遺構に悪影響を与えていないか、経過観察が必要である。
・残置された切株については名勝庭園としての適切な措置の検討が必要である。

全景

渓流に堆積した落葉等

覆い隠された紅葉渓橋
（現状写真位置図(p62) i より）

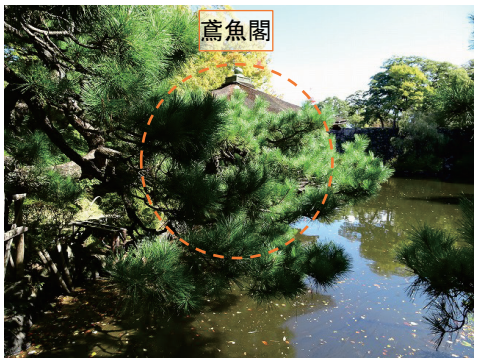

覆い隠された鳶魚閣
（現状写真位置図(p62) ii より）

枝先に枯れが見られる樹木

天端石上の樹木

残置された切株

残置された切株

柳島

［現状］
・他の場所よりも剪定の頻度が少ない。
・雑草が繁茂し、柳の樹勢が弱まっている。

［課題］
・池に見立てた堀の添景として、柳島の適切な維持管理が必要である。

御橋廊下周辺

［現状］
・石垣天端際のトウカエデが巨木化している。

［課題］
・石垣遺構の保存に悪影響を与えていないか、経過観察が必要である。

4) 池泉

全体

［現状］
・浚渫が行われず、土砂が堆積し、池底が浅くなりつつある。
・堀池は堀と一体であり、護岸や鳶魚閣付近では浮遊物が集中し、水質悪化が見られる。
・堀池では外来種の亀が多数生育している。

［課題］
・水質浄化の手法について検討が必要である。

上の池

堀池

水質の様子

5) 石組

全体

［現状］

・滝や護岸の結晶片岩の表面が黒ずんでいる。

［課題］

・水の流れを認識しづらく、庭園としての定期的な清掃等の維持管理が必要である。

現状写真位置図(p62) 1

現状写真位置図(p62) 2

現状写真位置図(p62) 3

現状写真位置図(p62) 4

5－A

［現状］

・樹木や雑草が庭石を覆い隠している。

［課題］

・巨岩を用いた豪壮な石組の姿の顕在化が必要である。

※５－Ａは現状写真位置図(p62)に示す。

6) 園路

全体

［現状］
・表土が流出し、石敷や飛石と段差が生じている。
・護岸近くの土系舗装が劣化している

［課題］
・歩行に支障をきたしており、転倒等のおそれが高く、安全対策を講じる必要がある。

６－Ａ

［現状］
・下り方向の園路と堀池際の園路の交差部が狭く、柵等も無い。

［課題］
・池への落下の危険性が高く、安全対策を講じる必要がある。

６－Ｂ

［現状］
・幅員が狭く、池への高低差があり、擬木柵を設置している。

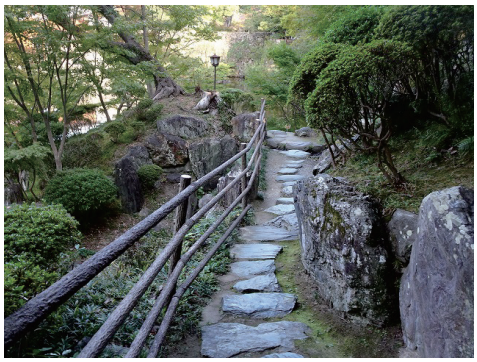

６－Ｃ

［現状］
・堀池沿いで水面に近いが柵等は無い

［課題］
・池への落下の危険性が高く、安全対策を講じる必要がある。

※６－Ａ～Ｃは現状写真位置図(p62)に示す。

7) 石垣

南面

［現状］

・石垣の変状が顕著であり、石材の欠落や割れも多い。
・積み直しの痕跡が複数箇所で見られる。
・樹木が石垣際に生育しており、今後石垣の変状が進行するおそれがある。

［課題］

・石垣の変状により、崩落の危険性が高く、安全対策が必要である。
・石垣際の樹木については、石垣保存のための適切な取扱いが必要である。

M1. 積み直しの痕跡

M2. 石垣間の隙間が広がっている

M3. 天端石上に樹木が生育している

M3. 欠落した石がある

M4. 積み直しの痕跡

M5. 角石に割れと孕み

M5. 角石に割れと孕み

M6. 孕み出し

※M1～6 は現状写真位置図(p62)に示す。

西面

［現状］

・石垣の孕み出し等の大きな変状は見られないが、石材の欠落や割れが発生している。
・樹木が石垣際に生育している。
・石垣面上に配管が設置されている。
・北西部には一連の石垣であった箇所を改変した切通が存在し、管理車両や来訪者の動線となっているが、石垣の変状が著しい箇所がある。
・南西部石垣隅角部より、南北に延びる石垣が西面石垣の背後に埋没していると想定される。

［課題］

・石材の欠落や割れがあり、石垣の保護対策が必要である。
・北西部の切通は後世で改変されたものであり、構造上不安定なうえに、通行量の多い位置にあるため、安全対策が必要である。
・埋没していると想定される南北に延びる石垣について、調査が必要である。

N1. 天端石が欠落

N2. 欠落や割れ

N3. 欠落、配管用コンクリートの劣化

N4. 露出した配管

N5. 隅角部の変状

切通の現状

※N1～5 は現状写真位置図(p62)に示す。

8) 再現された歴史的建造物

鳶魚閣

［現状］

・鳶魚閣は現在立入禁止である。

・屋根に傷みが見られ、内部では雨漏りが発生し、天井や畳が損傷している。

［課題］

・保存及び活用に向けて屋根の補修等の対策が必要である。

・庭園の活用策の 1 つとして、内部公開について検討する必要がある。

御腰掛

［現状］

・屋根が傷み、危険な状態であるため、コーンを設置し立入禁止としている。

［課題］

・腰掛としての利用ができるよう、補修等の対応が必要である。

茅門

［現状］

・茅の葺替え工事を平成 4 年度(1992)と平成 21 年度(2009)に行っている。

・門の庭園側に管理用の設備・道具が置かれている。

［課題］

・適切な場所に、管理用設備・道具の収納場所の設置が必要である。

紅葉渓橋

［現状］
・平成 19 年(2007)に修理を行い、その後も床板等を適宜補修している。

［課題］
・部分補修のみならず、全面補修を検討する必要がある。

土橋

［現状］
・平成 21 年度(2009)に修理を行った。

築地塀

［現状］
・昭和 46 年度(1971)に完成した。
・三ツ鍬形紋の瓦が使用されている。

［課題］
・三ツ鍬形紋の瓦は和歌山城内での出土例が無く、再現された歴史的建造物として適切な瓦の検討が必要である。

9) 復元建造物

御橋廊下

［現状］
・平成 18 年(2006)に完成した。

［課題］
・経年による壁板の汚れの解消等、適切な維持管理が必要である。

10) 維持管理施設

照明設備

［現状］
・夜間公開を実施していないため、庭園の照明柱の利用は現在行っていない。
［課題］
・照明柱の劣化が著しく、転倒の恐れがあり、撤去・再設置等の検討が必要である。

給水設備

［現状］
・表土が流出し、配管が露出している。

［課題］
・名勝庭園としての景観を考慮した埋設方法の検討が必要である。

現状写真位置図(p62)①

［現状］
・散水用ホースが見学範囲内に残置されている。
［課題］
・適切な収納場所の設置が必要である。

現状写真位置図(p62)②

［現状］
・鳶魚閣横に水循環設備が設置されている。

［課題］
・名勝庭園として景観を考慮した取扱いの検討が必要である。

現状写真位置図(p62)③

［現状］
・ポンプ小屋は設備が老朽化し、現在使用されていない。
［課題］
・撤去を視野に入れた取扱いの検討が必要である。

現状写真位置図(p62)④

柵等

［現状］
・石垣からの転落防止のためのロープ柵が設置されている。

［課題］
・名勝庭園としての景観に配慮した施設の検討が必要である。

現状写真位置図(p62)⑤

［現状］
・建仁寺垣が一部傾いている。

［課題］
・施設の必要性まで含めた取扱いの検討が必要である。

現状写真位置図(p62)⑥

防犯設備

［現状］
・防犯装置が西之丸庭園入口、西の丸広場、二の丸西部（大奥跡）に設置されている。

［課題］
・動物の侵入等による誤作動が多発しており、設置位置等の検討が必要である。

11) 管理運営のための建物

北門料金所裏手

［現状］

・バックヤード化している。

・清掃用具等の収納小屋が老朽化している。

［課題］

・遺構が残存しているため、来訪者が見学可能なエリア及び清掃用具等の収納スペースの再設定が必要である。

紅松庵

［現状］

・生垣に囲われ、庭園と一体的な空間ではなく、内部から庭園を眺めることはできない。

・庭園入口付付近に看板が設置されている。

［課題］

・紅松庵への動線の顕在化が必要である。

旧料金所

［現状］

・料金所は現在使用されていない。

［課題］

・庭園としての景観を損なっており、撤去を視野に入れた取扱いの検討が必要である。

北門料金所

茅門料金所

二の丸広場
多門櫓の礎石列
御橋廊下
柳島
切手門跡
0
20
凡例
名勝指定範囲
立入制限表示
石灯籠
堀池
西の丸広場
6－C
鳶魚閣
③
④
M1
6－A
5－A
上の池
4
3
M2
便 所
6－B
M3
鶴の渓
バス駐車場
茶 室
紅 松 庵
2－D
M4
①
M5
②
2
M6
2－B
2－E
1
2－A
⑤
2－C
⑥
N1
N2
N3
N4
N5
鶴の門跡

図 4-1 現況写真位置図

２. 活用の現状と課題

（１）活用の現状

1) 公開の概要

・園内へは南北の門と御橋廊下側の 3 箇所から出入りすることができる。
・西之丸庭園は 9：00～17：00 まで開園しており、閉園後はセキュリティ装置が稼働している。
・平成 13 年（2001）までは有料であり、和歌山城天守閣との共通券も販売されていたが、現在は無料公開としている。
・紅松庵と庭園は生垣によって空間が分断されている。
・庭園に関する解説は、パンフレット及び北側入口付近に設置された解説板で行っている。
・庭園内のサイン施設はデザインが統一されておらず、多言語化もされていない。また、庭園北側の入口等、複数種類の看板が多数置かれている箇所がある。
・注意喚起の張り紙が庭園の門や旧料金所に貼られており、内容が重複しているものもある。

2) イベント等の実施

・西の丸広場は市や民間のイベント等で利用されている。
・建仁寺垣より南側の広場では竹燈夜（令和 4 年度（2022）：10/29・30）等夜間イベントが期間限定で開催されている。
・鶴の渓を視点場とした西之丸庭園のライトアップを実施している。（令和 5 年度（2023）：11/23～2/29）
・民間による堀の遊覧船運行が春と秋に行われている。（令和 4 年度（2022）：3/18～6/25, 9/2～12/10（土日祝のみ）（3/25～4/9 は毎日運行））御橋廊下をくぐるルートとなっている。

庭園内の誘導サイン

北側入口付近の看板

注意喚起の張り紙

（２）活用の課題

・紅葉渓橋や土橋等の視点場からの景観が、樹木によって阻害されており、整備が必要である。
・庭園南西側の高台について、江戸期には聴松閣や水月軒が建てられていた視点場であることを顕在化させる必要がある。
・天守閣やわかやま歴史館において、現状では西之丸庭園についての十分なガイダンスがないため、周辺施設でのガイダンス機能を強化する必要がある。
・西の丸広場の空間が建仁寺垣によって分断されているため、本来の空間的広がりを感じられる境界の再設定及び西の丸広場との一体的な利活用策を考える必要がある。またそれと同時にセキュリティ範囲の見直しも必要である。

・来訪者に紅松庵へのアプローチがわかりやすくなるよう対策を講じる必要がある。
・サイン施設のデザインの統一、多言語化対応を行い、改めて現在設置されているサイン施設の内容及び必要性を検討する必要がある。
・注意喚起の張り紙等についても、内容や必要性について整理・検討する必要がある。
・庭園のライトアップを実施しているが、安全性の観点から庭園内の散策はできない。

現況視点場からの眺望

視点場①

視点場②

視点場③（堀池側）

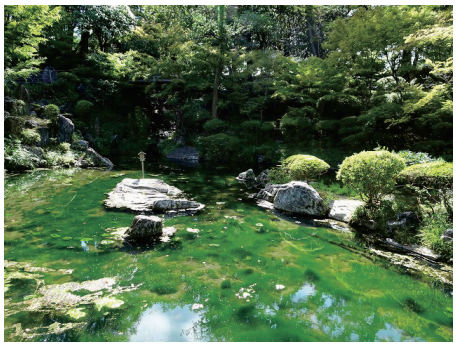

視点場③（上の池側）

視点場④

視点場⑤

視点場⑥

視点場⑦

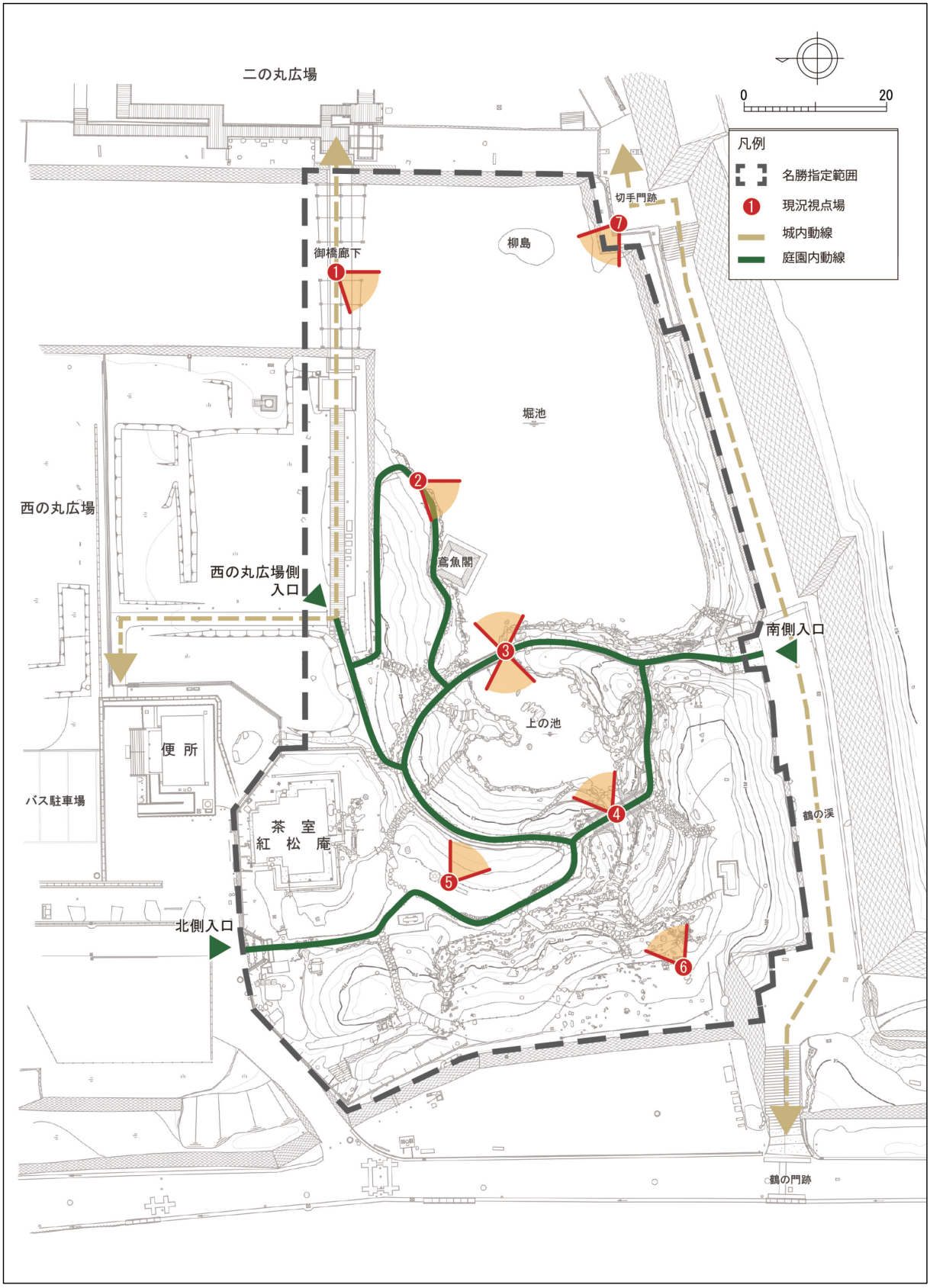

図 4-2 西之丸庭園園路及び視点場

３. 運営・体制の現状と課題

（１）運営・体制の現状

・名勝西之丸庭園の維持管理は和歌山市が紅松庵運営委員会に委託し、紅松庵の運営とあわせて庭園内の落ち葉拾いや簡易な剪定等の日常的な清掃・管理が行われている。
・西之丸庭園の日常的な清掃・管理は、紅松庵運営委員会の作業員 3 人体制で行っている。
・和歌山城公園全体の日常的な清掃・管理は和歌山市職員 8 人体制で行っているが、西之丸庭園内の維持管理は基本的に行わず、作業をすみ分けている。
・危険木の除去等は適宜行われているが、名勝庭園としての価値づけに沿った管理は不足している。
・西之丸庭園に関する情報発信を積極的に行うことができていない。
・学校教育や生涯学習の場として積極的に活用できていない。
・地域住民・活動団体との協働を積極的に行うことができていない。

（２）運営・体制の課題

・西之丸庭園の維持管理を行う作業体制や作業員の人数等が適切かどうか、検証が必要である。
・名勝庭園として適切な樹木管理等を行うため、日常的な剪定等を適切に行うことができているか検証が必要である。
・紅松庵運営委員会の作業員による日常的な剪定等に加え、風致景観を抜本的に改善するための樹木管理が必要である。
・西之丸庭園に関する情報発信、教育の場としての活用、地域住民・活動団体との協働を行うための取り組みが必要である。

4. アンケート調査の実施

令和 5 年（2023）1 月 30 日～2 月 10 日にかけて、和歌山市のインターネットモニターの制度を利用した市民及び和歌山市への通勤者を対象とした「和歌山城公園西之丸庭園（紅葉渓庭園）について」のアンケートが実施され、西之丸庭園について 775 件の回答が得られた。アンケート結果は和歌山市のウェブサイトで公開している。

調査の結果、西之丸庭園について認知しているが、名勝として指定されていることは知らないという回答が多く、文化財としての価値の周知不足が明らかとなった。また、全部で 165 件（庭園の適切な保存活用に向けて現状の改善につながる意見は 138 件）得られた自由意見でも「ＰＲ不足」や「解説不足」を指摘する意見が 36 件と最も多かった。

ＰＲ・解説不足に次いで「飛石と地面の差を危険に感じる」や「バリアフーへ対応して欲しい」といった園路整備・バリアフリーに関する意見が 19 件と多く挙げられていた。その他、「維持管理を推進して欲しい」や「樹木によって景観が損なわれている」といった保存・維持管理に関する意見、「ライトアップの実施」や「インバウンドにむけたプランの提案」といったイベント・活用に関する意見、「庭園の雰囲気が池の水質によって損なわれている」という水質改善に関する意見も挙げられていた。

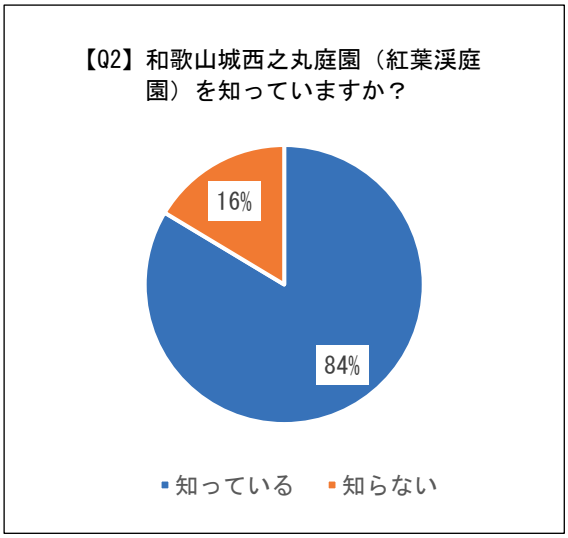

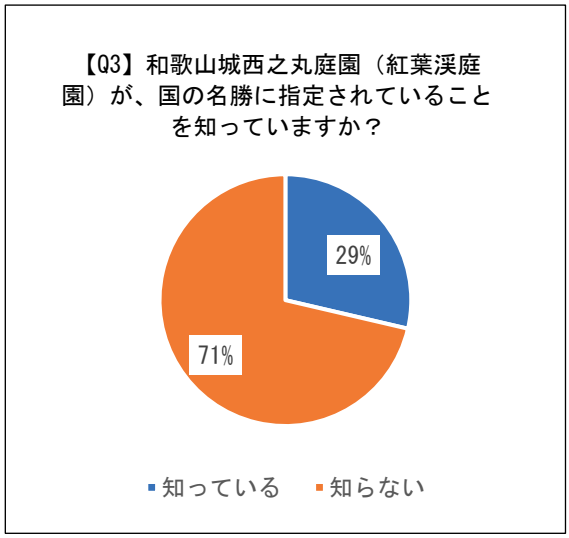

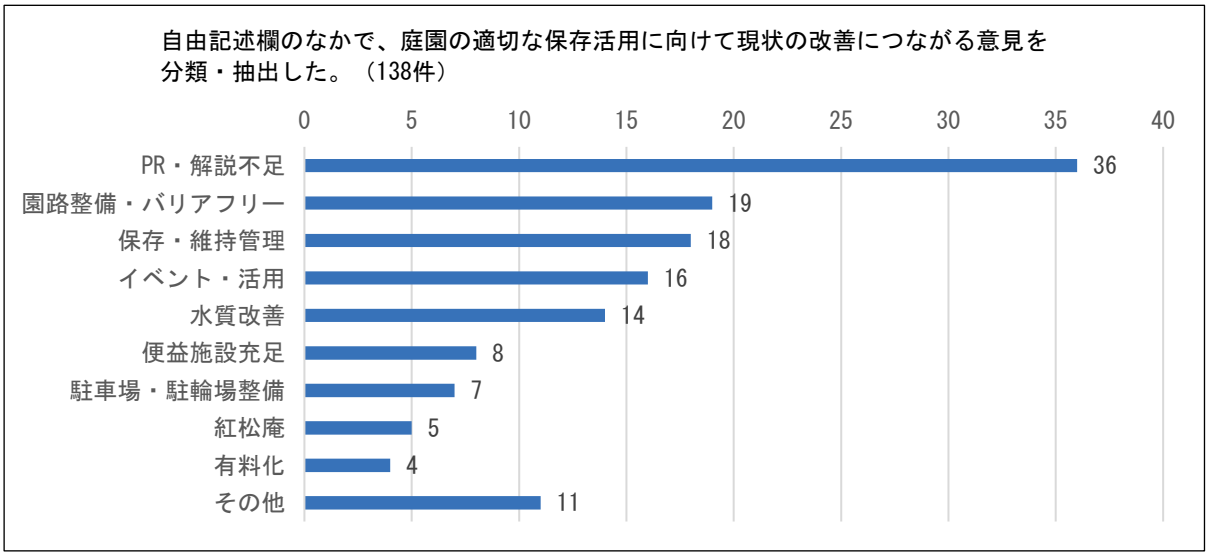

第５章　保存活用の理念と基本方針

１. 保存活用の理念の設定

西之丸庭園を次世代へと伝えていくために、本質的価値の確実な保存とともに、周知に向けた適切な活用を目指し、西之丸庭園の保存活用の基本理念を次のように定める。

基本理念

名勝和歌山城西之丸庭園の優れた風致景観を回復し、
来訪者が安全に様々な庭園の魅力に触れることができる保存活用を目指す

基本理念の実現に向け、以下の項目に基づき、保存活用及び調査研究の推進を図る。

〇豪壮な石組やカエデ類を中心とした植栽、御橋廊下や鳶魚閣等をはじめとした復元・再現された建造物等、西之丸庭園の本質的価値を構成する要素の適切な保存を行う。

〇和歌山城の文化の中心地であった西の丸に立地する庭園として、隣接する西の丸広場との一体的な活用を進める。

〇西之丸庭園の観賞環境を整えるため、樹木の剪定や建造物の修理、園路の改修等の整備を行う。

〇今日的な学術水準から改めて西之丸庭園の調査研究を推進し、その成果による新たな価値や魅力の発見と周知を行う。

２. 基本方針

基本理念を踏まえ、「保存」「活用」「整備」「運営・体制」「調査研究」の各観点から基本方針を以下に定める。

（１）保存

西之丸庭園の優れた風致景観を後世へと確実に継承するために、その本質的価値を構成する要素の適切な保存及び維持管理を図る。特に、植栽については庭園内での各空間の特徴等から植栽管理ゾーニングを設定し、空間構成を踏まえた詳細な維持管理の留意点を示す。さらに石垣や地下遺構について、保存措置を講じる。

（２）活用

庭園の観賞に適した環境を確保するため、視点場や動線の整理を行うとともに、来訪者が庭園の内容やその価値について正しく理解できるよう、積極的な情報発信等による庭園の周知に努める。また、夜間活用等を含めた観光利用に加え、和歌山市の象徴（シンボル）である和歌山城内の庭園として、地域振興や生涯学習に向けた地域住民による活用についても推進する。

（３）整備

本質的価値の保存に向けた整備を実施するとともに、庭園の価値を周知するための効果的な活用に向けた整備を図る。

保存のための整備として、表土の流出等の変状やき損箇所が発生している箇所について修理を行うとともに、庭園の景観を回復・向上させるための植栽の整理及び水質改善を実施する。また、鳶魚閣等の再現された建造物については、庭園の構成要素としてふさわしく、安全な活用を行うために必要な修理を実施する。

活用のための整備として、老朽化した施設の撤去や修理、歩行が困難な園路の整備を行い、観賞時の安全性の向上を図る。また、来訪者が庭園の価値を理解しやすくするために、庭園内外の案内板や解説施設の見直しを行う。

（４）運営・体制

西之丸庭園の「保存」「活用」「整備」「調査研究」を継続的かつ円滑に実施するために、和歌山城整備企画課を中心とした庁内の体制整備を実施する。また、文化庁や和歌山県、史跡和歌山城保存整備委員会からの指導や助言を受けるための連携を強化するとともに、地域住民及び活動団体との協働に向けた運営方針を確立する。

（５）調査研究

昭和 47 年（1972）の整備に伴って、高台の聴松閣や水月軒の発掘調査を実施し、建造物の礎石や敷石が検出された。また、石組の整備にあたって着工前の石材の配置を記録している。

しかしながら、作庭時期や作庭当初の姿など未解明の部分も多いため、継続的な文献調査等の実施とともに、諸整備に伴う発掘調査を実施し、聴松閣・水月軒の詳細や往時の西之丸庭園及び西の丸の実態解明に努める。

第６章　保存

１. 保存の方向性

1）本質的価値を構成する要素の適切な保存と維持管理

西之丸庭園を後世へと確実に継承するために、その空間構成や芸術上又は観賞上の価値となる要素の適切な保存を行う。また、名勝庭園として適切な環境の維持やき損防止に努め、修復や応急措置を実施する際には軽微な変更であっても記録する。

また、本質的価値を構成する要素ごとに、以下の方針に基づいて保存及び維持管理を行う。

①地割・地形

地形や地割は庭園の基盤となる要素であり、古絵図をもとに現状維持を原則とする。また、表土の流出等の経年による変化に対して修復を行う。

②石組、水系

石組及び水系の現状維持を図るとともに、結晶片岩が用いられた豪快な石組であることが顕在化するよう、日常的な清掃等による維持管理を行う。

③植栽・植生

江戸時代後期の様子を描いたと思われる「和歌山西丸図」ではマツと思われる樹木が主として描かれている。現在はマツ（クロマツ）やカエデ類（イロハモミジ）を含め、高木が 32 種、中低木が 41 種、名勝指定地内に生育している。高木は巨木化し、庭園の景観を阻害しており、倒木や落枝の危険性も高い状態である。

適正な維持管理による低木の密生や高木の巨木化を避け、すでに枯木や高木化したものについて適切な伐採等を行うため、植栽管理ゾーニングを設定し、各ゾーンの維持管理上の留意点を整理する。

④構造物

敷地内及び西之丸庭園を形作る石垣について、定期的な観測を行う。また、孕みや欠落が発生している箇所の修復を行う。飛石及び敷石については、現在の位置の維持を基本としつつ、歩行に支障をきたしている箇所については古絵図等をもとに、その必要性について検討する。

⑤遺構

聴松閣及び水月軒の建物遺構について、露出部分の拡大、石材等の劣化の進行を防ぐための適切な保存措置を施す。そのために、今日の学術水準から改めて調査研究を実施する。

⑥建造物

昭和 40 年代の整備で再現された鳶魚閣等の建造物、平成 18 年(2006)に復元整備された御橋廊下等の本質的価値を構成する建造物について、き損箇所の有無の確認等の適切な維持管理及び修復を行う。

2）災害時におけるき損や崩壊への対応（防災・減災対策）

起こり得る自然災害等を事前に想定し、被害を最小限に留めるための対策を行う。災害が発生した際には、速やかな被害状況の確認と被害拡大防止のための応急措置を実施する。また、応急措置を施す際には、軽微であっても記録を残す。

２. 保存の方法

保存の方向性に基づき、保存の方法についてとりまとめた。

（1）各構成要素の保存と維持管理

第３章で区分した本質的価値を構成する要素の保存と維持管理の方法について以下に示す。また、修復や応急措置を実施する際には軽微な変更であっても、実施時期や対象範囲、内容に関する記録を残すものとする。

表 6-1 各構成要素の保存の方法

指定地			
区分	分類	対象	方法
A.本質的価値を構成する要素	Ⅰ. 地割及び造成地形	範囲全体	・現状維持を原則とする。 ・表土の流出や堆積については、影響の小さいうちに整地を行う。
	Ⅱ. 石組	護岸石組、滝組	・現状維持を原則とする。 ・石組に変状が生じた場合は測量記録等を参考に修復する。 ・石組周辺の除草作業を定期的に行う。 ・水質管理を行い、日常的な清掃や堆積土の除去を行う。 ・水質、水位を適切に保つため、浚渫、あるいは浚渫以外の水質改善方法について検討を行う。 ・石材劣化等に留意し、定期的に経過観察を行う。
	Ⅲ. 水系	堀池（内堀）、上の池、滝、渓流	
	Ⅳ. 植栽・植生	全体	・名勝庭園としての空間を維持するため、文化財庭園を扱う一定の技量を有する技術者による管理を導入する。 ・枯木等の安全上の問題が生じている樹木は伐採する。 ・眺望や庭園景観に配慮した、定期的な剪定等を行う。 ・石垣面の隙間及び石垣周辺に実生木が生育することのないよう早期に除去する。 ・石組や石垣の保存に悪影響を与えている樹木は剪定や根切り、伐採を行う。 ・指定地内に植栽管理ゾーニング（図 6-1）を設定し、各ゾーンの留意点について、表 6-2 に示した。

区分	分類	対象	方法
A.本質的価値を構成する要素	Ⅴ.構造物	石垣(南面・西面)	・変状が発生している箇所を中心に、定期的な点検を行う。 ・石垣の変状が大きく、崩落の危険も高いため、早期の補強や修理等の対応を行う。
		その他の石垣石階段	・定期的な点検を行い、変状が確認された場合には適切に修復を行う。 ・埋没していると想定される南北にのびる石垣について、調査を行う。
		敷石、飛石	・段差の大きい飛石や敷石について、江戸時代からあったと確認できるものや古絵図に描かれた箇所は現在の位置の維持を基本としたうえで整備等を行う。 ・段差の大きい飛石や敷石について、後補されたものや古絵図に描かれていない箇所の検討にあたっては、必要に応じて調査を行う。
	Ⅶ.遺構・遺物等	聴松閣及び水月軒の建物遺構	・露出した箇所での石材劣化や樹木による遺構への影響が進行する恐れがあるため、保存にむけて、適切な保護対策を実施する。 ・今後、修復や整備を実施する際には関連箇所の発掘調査を行い、過去の調査結果を踏まえた作庭当初の全容解明に努める。
		雪見灯籠、蹲踞	・製作時期等の詳細が不明であり、今後の調査結果を踏まえて対応する。
		鳶魚閣の礎石・石柱	・公開環境を整え、適切に保存する。
		井戸遺構	・周辺の除草を日常的に行う。 ・内部や石材等の基本的な調査を行う。
	Ⅶ-1.復元建造物	御橋廊下	・定期的に外観及び内部の目視確認を行い、き損や変状が確認された場合には適切に修復等を行う。 ・定期的に清掃を行う。
	Ⅶ-2.再現された歴史的建造物	土橋、紅葉渓橋、茅門	・定期的な外観の目視確認を行い、き損や変状が確認された場合には適切に修復等を行う。
		鳶魚閣、腰掛	・既にき損が発生し、立入禁止となっているため、早期の修復等の対応を行う。
		築地塀	・定期的に外観の目視確認を行い、き損や変状が確認された場合には適切に修復等を行う。 ・出土例の無い現在の三ツ鍬形紋の瓦は不適切なため、今後、修理を実施する際に適切なものに取り替える。
指定地周辺			
D.本質的価値に密接に関わる要素	－	能舞台跡	・発掘調査で検出した遺構は保護盛土によって養生する。
		鶴の渓	・「紀伊国名所図会」で描かれた様子を参考に、植栽の維持管理を行う。
		切手門西側御廊下跡	・江戸期からの庭園の視点場として、名勝への追加指定を目指す。 ・西之丸庭園への視点場として樹木の整理や維持管理を行う。

◯植栽管理ゾーニングの設定

西之丸庭園の植栽の管理について、その空間の特徴等から、植栽管理ゾーニングを設定し、庭園の保存及び視点場からの観賞に必要な管理上の留意点をゾーンごとに整理した(図 6-1)。なお、視点場の詳細については「第 7 章　活用」に示す。

表 6-2 庭園内植栽管理ゾーニングと管理上の留意点

ゾーン	空間の特徴	管理上の留意点
1	石垣(西の丸南面)付近	・石垣天端際のトウカエデについて、石垣に悪影響を与えていないか、経過観察を行う。また、視点場からの景観を阻害するものについては整理する。
2	鳶魚閣を彩る空間	・鳶魚閣の屋根に落ち葉等が溜まりやすいため、重点的に清掃を行う。 ・既存のカエデ類について、視点場からの景観を阻害しないように適宜剪定を行う。
3	上の池を彩る空間	・植栽によって石組が覆い隠されないように整理を行う。 ・既存のカエデ類について、視点場からの景観を阻害しないように適宜剪定を行う。
4	紅松庵周辺	・庭園内の茶室にふさわしい樹木管理を行う。
5	斜面を利用した立体的な空間	・石階段や石垣、聴松閣及び水月軒等の遺構に樹木が悪影響を及ぼすことの無いよう、樹木の整理を行う。 ・各視点場から和歌山城周辺の建造物を遮蔽することを目的として、高木の維持管理を行う。 ・渓流への落ち葉等の堆積を避け、重点的に清掃を行う。 ・裸地化が特に進んでおり、表土の流出防止を図る。 ・残置された切り株について、取扱いを検討する。
6	南西外周石垣付近	・既に欠落や孕み出しが発生している石垣もあるため、石垣に悪影響を与えている樹木を伐採する。
7	堀池護岸を彩る空間	・切手門跡や御橋廊下の視点場から景観を阻害しないように適宜剪定を行う。
8	築地塀付近	・「紀伊国名所図会」(図 6-2) には、築地塀の庭園側にヒノキツバキが描かれているため、現在生育しているヤブツバキを維持管理する。
9	柳島	・柳の樹勢が低下しているため、樹木医等の専門家による調査を行い、調査結果に応じて生育環境の改善や樹勢回復措置、植え替え等の対応を検討する。

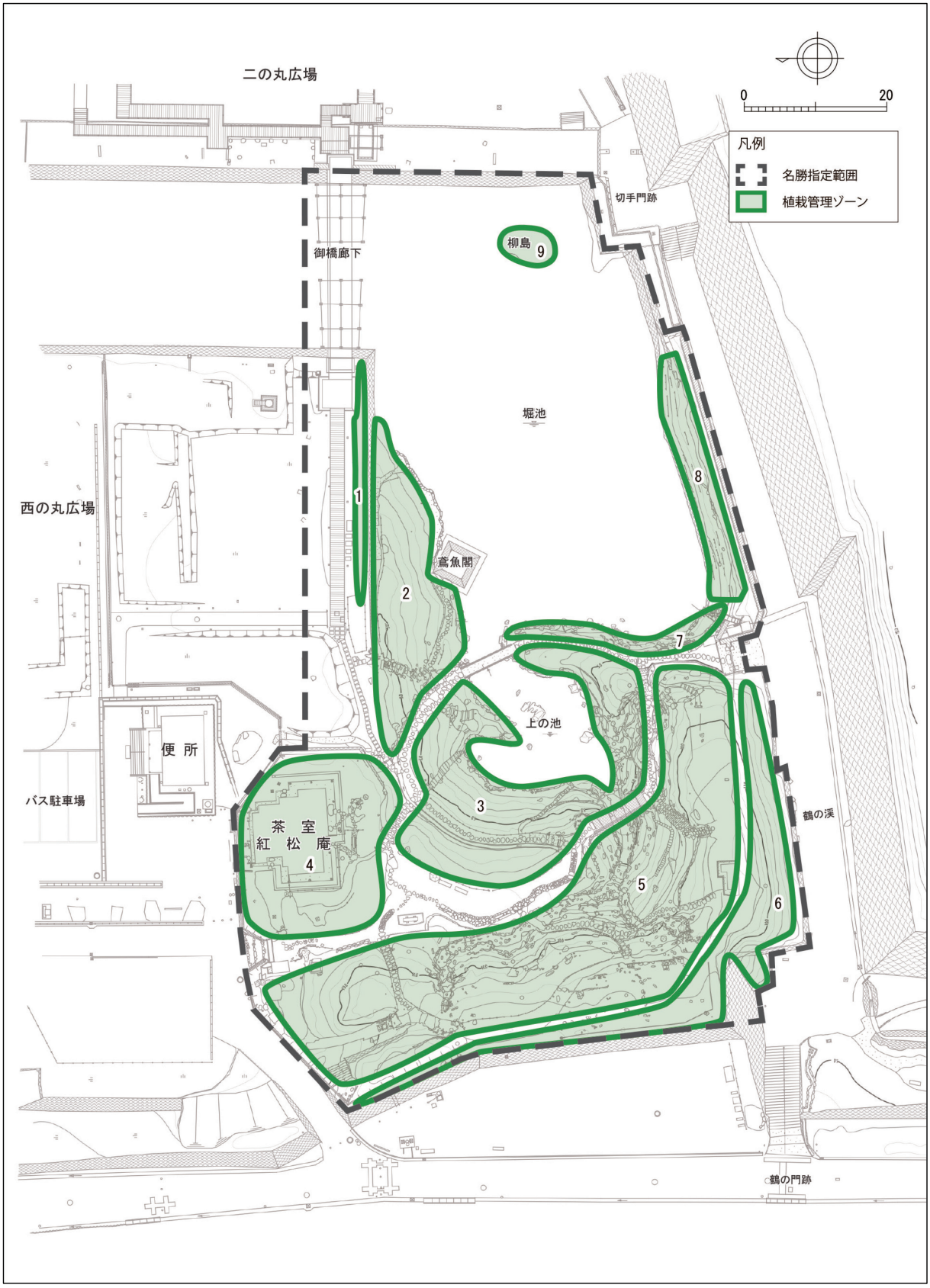

図 6-1 植栽管理ゾーニング図

各ゾーンの現況

ゾーン 1 石垣(西の丸南面)

ゾーン 2 鳶魚閣北側

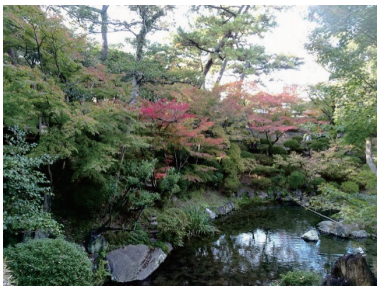
ゾーン 3 上の池南側より望む

ゾーン 4 紅松庵南側

ゾーン 5 南西隅滝組付近

ゾーン 6 石垣背面斜面

ゾーン 7 堀池護岸

ゾーン 8 鶴の渓

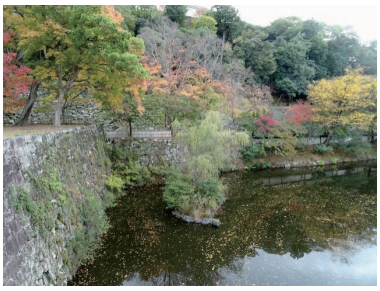
ゾーン 9 御橋廊下より望む

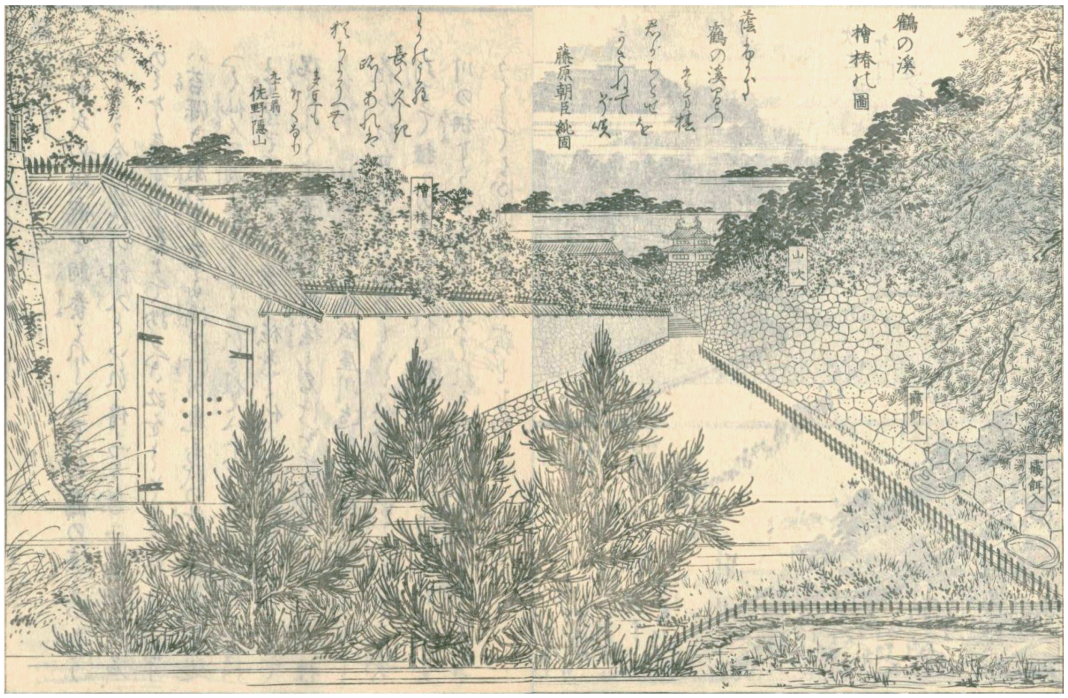

図 6-2 「紀伊国名所図会　鶴の渓檜椿の図」（加納諸平, 神野易興ほか『紀伊国名所図会』後編(一之巻), 平井五牀堂, 国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/2563499 (参照 2024-03-13)）

（２）防災・減災対策

・本庭園で起こり得る災害は以下が想定される。

①台風・豪雨：倒木、落枝・折枝の飛散、建造物・構造物の破損、落石、浸水、土砂崩れ等
②地震：倒木、建造物や構造物の倒壊、石組・石垣の緩みや乱れ、落石、液状化等
③落雷：倒木、樹木や建造物の破損・火災等
④人災：失火・放火による樹木や建造物の火災、接触による構造物・石材の破損、落書き等

・定期的な遺構の観察により、遺構の状態を把握する。また、き損が予見される箇所を事前に把握し、き損の発生防止に努める。
・台風の通過や大雨、地震発生後には被害状況を速やかに確認する。
・き損等の被害が発生した場合には、早急かつ文化財的価値を損なわない適切な応急措置を行う。また、軽微な措置であっても実施時期や対象範囲、内容に関する記録を残すものとする。

３. 現状変更等の取扱い基準

（１）制度の概要

文化財保護法（以下、「法」という。）第 125 条の規定により、史跡・名勝の指定地内で「現状を変更する行為」または史跡・名勝の「保存に影響を及ぼす行為」（以下、「現状変更等」という。）については、原則として文化庁長官の許可が必要である。

「現状を変更する行為」とは、掘削を伴う工事等史跡・名勝に物理的な変更を加える行為をいい、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に史跡・名勝の現状を変更するものではないが将来にわたり支障をきたす行為を指す。

現状変更等については、法第 184 条第 1 項第二号の規定に基づき重大なものを除く行為については都道府県・市の教育委員会に権限が委譲されており、その範囲が文化財保護法施行令（以下、「施行令」という。）第 5 条第 4 項第一号に示されている。また、許可が不要である事項については法 125 条 1 項ただし書きに示されている。なお、和歌山市では地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条に基づき、教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政を、平成 31 年(2019)4 月 1 日より市長部局に移管している。

（２）現状変更の取扱い基準

現状変更等の根拠法令に基づき、指定地内で想定される現状変更に係る行為の整理を行う。

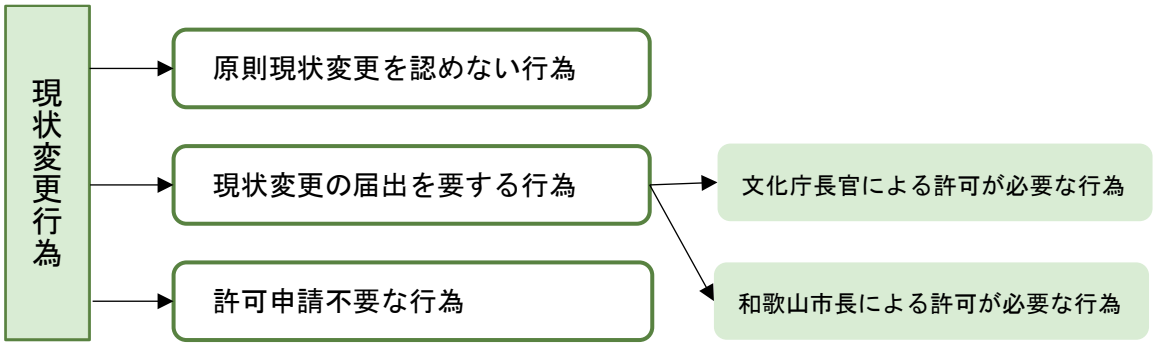

図 6-3 現状変更に対する措置模式図

1) 原則現状変更を認めない行為

名勝の本質的価値を構成する要素に悪影響を及ぼす行為、大規模な地形の改変については認めないことを前提とし、下記に示す現状変更に関わる行為以外は、原則として変更を認めない。

①保存、修理、整備による現状変更
②公開、活用、管理、防災上必要とされる現状変更
③発掘調査等各種調査による現状変更

2) 現状変更の申請区分

今後想定される現状変更の届出を要する行為について、申請区分とともに整理した。ただし、行為の程度によっては申請区分が変わる場合があるため、必要に応じて和歌山市文化振興課や和歌山県教育委員会、文化庁と協議を行うものとする。

①文化庁長官の許可が必要な行為

史跡・名勝に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする行為には文化庁長官の許可が必要である。(ただし、施行令第 5 条第 4 項第一号イ～チの規定に該当する行為を除く。)

想定される行為の例
＜保存に係る行為＞
・土砂の流失や掘削、堆積がみられる箇所の地形や地割の復旧
・石組、飛石等の据え直しとそれに伴う土工
・地形や地割に係わる造成地盤等を構成する石積や石垣の修理
・日常的な維持管理を除く池泉の浚渫
・樹木、草本、地被等の植栽、移植、撤去
・修復や景観復元のために行う大規模剪定、生垣や刈込の大規模な刈込、根上り樹木の根切り
・老朽化、き損等に伴う修理・補修、耐震補強(鳶魚閣、腰掛等)
＜活用に係る行為＞
・案内板、説明板等の設置、改修、除却
・便益施設等（園路灯、ベンチ等）の設置、改修
・管理ヤードの整備とそれに伴う土工
＜整備、調査に係る行為＞
・整備に伴う仮設路の設置
・発掘調査等各種調査における掘削等

②和歌山市長の許可が必要な行為

以下に示す施行令第 5 条第 4 項第一号イ～チの規定に該当する行為は和歌山市長による許可が必要である。

表 6-3 施行令第 5 条第 4 項第一号イ～チの規定

規定	処理基準
イ　小規模建築物（階数が２以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が 120m2 以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で２年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築	・「建築面積」とは、建築基準法施工令第 2 条第 1 項第二号に定める建築面積をいう。 ・次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。 ①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合 ②増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から 2 年を超える場合 ③新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合 ・新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、文化庁長官の許可又は和歌山市長の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。 ・新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。
ロ　小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあっては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であって、指定に係る地域の面積が 150ha 以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの	・新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。 ・新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、文化庁長官の許可又は和歌山市長の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
ハ　工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）	・「工作物」には、次のものを含む。 ①小規模建築物に付随する門、生け垣又は塀 ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール ③小規模な観測・測定機器 ④木道 ・「道路」には、道路法第 3 条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。 ・「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。 ・「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。 ・道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。 ・工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、文化庁長官の許可又は和歌山市長の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

規定	処理基準
ニ　法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修	・「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第 115 条第 1 項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。 ・設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。 ・標識、説明版、標柱、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。
ホ　電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	・「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。 ・「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水桝及び電線共同溝を含む。 ・設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置、又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
ヘ　建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）	・除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。 ・除却の際に木材の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、文化庁長官の許可又は和歌山市長の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
ト　木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）	・「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。 ・「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。 ・木竹の伐採が、法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。
チ　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取	・「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。 ・学術研究のために行われるもの等、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取にいては、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

③許可申請が不要な行為

法第 125 条第 1 項ただし書より、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、現状変更の許可申請が不要である。特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則第 4 条に示された維持の措置の範囲と、想定される行為の例を以下に示す。

維持の措置の範囲	想定される行為の例
・き損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなくその指定当時の原状に復するとき。 ・き損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ・き損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。	・庭園内の日常管理（清掃・点検等） ・位置や形状を変更しない杭及び柵等管理施設の入替 ・行催事等に伴う看板等の簡易な工作物の設置及び仮設物の掲示 ・掘削や色調の変更を伴わない既存施設等の維持管理 ・修正行為（案内標識等施設・便益施設・管理施設の軽微な修繕、その他塗装剥がれや摩耗経年劣化等の部分的な部材の破損個所の補修等） ・表土流出に伴う軽微な補修

第７章　活用

１.活用の方向性

1)名勝庭園の観賞に適した環境の確保

・西之丸庭園の視点場や動線を整理し、安全な観賞及び散策に必要な空間の確保を図る。また、活用を進めるにあたって、庭園の観賞に適した環境が損なわれることのないよう十分配慮する。
・名勝庭園としての環境を保ちながら、可能な範囲・手法でのバリアフリー化を図る。

2)庭園及び周辺の価値の周知

・急峻な地形を活かした地割である点や地域の石材を用いた石組である点等、西之丸庭園の観賞上の価値について周知する。
・庭園内だけの活用にとどまらず、和歌山城の中心地であった二の丸及び西の丸、御橋廊下を含めた和歌山城北麓の一体的な活用を図り、近世和歌山城の中心としての歴史的価値を周知する。
・古絵図や古写真等、過去の西之丸庭園とその周辺に関する資料を用いた解説内容の充実を図るとともに、解説の多言語化やＩＴ技術の活用による解説機能の充実も図る。

3)観光振興、地域振興への活用促進

・和歌山市の主要な観光資源である和歌山城の庭園として、多くの人々が西之丸庭園への理解を深め、触れ親しむことのできる機会を創出する。
・和歌山市の象徴（シンボル）である和歌山城内の庭園として、市民の西之丸庭園に対する誇りと愛着を促すべく、住民参画型や住民主体のイベントを開催し、市民の憩い場としての活用を促進する。
・西之丸庭園内でのライトアップ等の夜間活用に向けた取り組みを進める。夜間活用の実施を検討するにあたって公開方法等を整理する必要がある。

4)教育の場としての充実

・校外学習への利用等、学校教育や生涯学習の場として積極的に活用し、郷土への愛着を育む取り組みを推進する。

5)関連する文化財と連携した活用の推進

・西之丸庭園と同じ紀州徳川家の大名庭園である養翠園等、近隣の江戸期頃の庭園と連携した活用を促進する。

２. 活用の方法

（１）名勝庭園の観賞に適した環境の確保

〇視点場及び動線の整備・周知

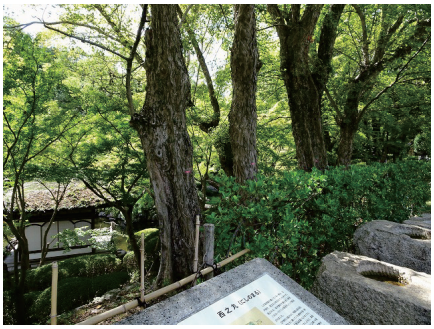

写真 7-1 新規の視点場⑥の現況

・庭園内外の視点場及び庭園内の動線を整備し、庭園の保護とともに、来訪者の安全な観賞のための空間を確保する（図 7-1）。

・第 4 章で示された現状の視点場に加え、鳶魚閣及び聴松閣、庭園北側の車椅子等でも通行可能な木製園路の 3 箇所を新規の視点場として設定する。

・上記の視点場のなかでも江戸時代からの視点場である鳶魚閣、聴松閣、水月軒、切手門西側御廊下跡の 4 箇所を重要視点場と位置づけ、観賞に適した空間への整備を優先的に実施するとともに来訪者への周知を図る。

・現在立ち入りが制限されているエリアの公開に向けて、動線を整備する。

重要視点場の現況

A. 鳶魚閣（堀池側）

A. 鳶魚閣（上の池側）

B. 水月軒

C. 聴松閣

D. 切手門西側御廊下跡

〇バリアフリー対応

・車椅子等で西之丸庭園を観賞できるように、切手門西側御廊下跡や高台の聴松閣・水月軒跡の重要視点場と、西の丸広場側入口の周辺、庭園北側入口の周辺をバリアフリー対応の視点場として位置付ける。また、車椅子等での通行を想定した視点場までの動線の整備を行う(図 7-2)。

（重要視点場のバリアフリー対応）

・切手門西側御廊下跡へは岡口門や普通車専用駐車場などからの車椅子利用者のアクセスが見込まれるため、車椅子の利用も想定した視点場として整備を行う。

・高台の水月軒・聴松閣へは庭園北西の通路から遺構の石畳の保護を行った上でスロープを整備し、車椅子用の動線を確保する。

・観光バス駐車場からの利用が多い北側入口には段差があるため、簡易なスロープを設置する。

・和歌山城内で実施されている登城サポート(車椅子介助)と連携し、幅広い人々が安全に観賞できるように努める。

写真 7-2 簡易なスロープの設置

（福井県福井市　一乗谷朝倉氏遺跡）

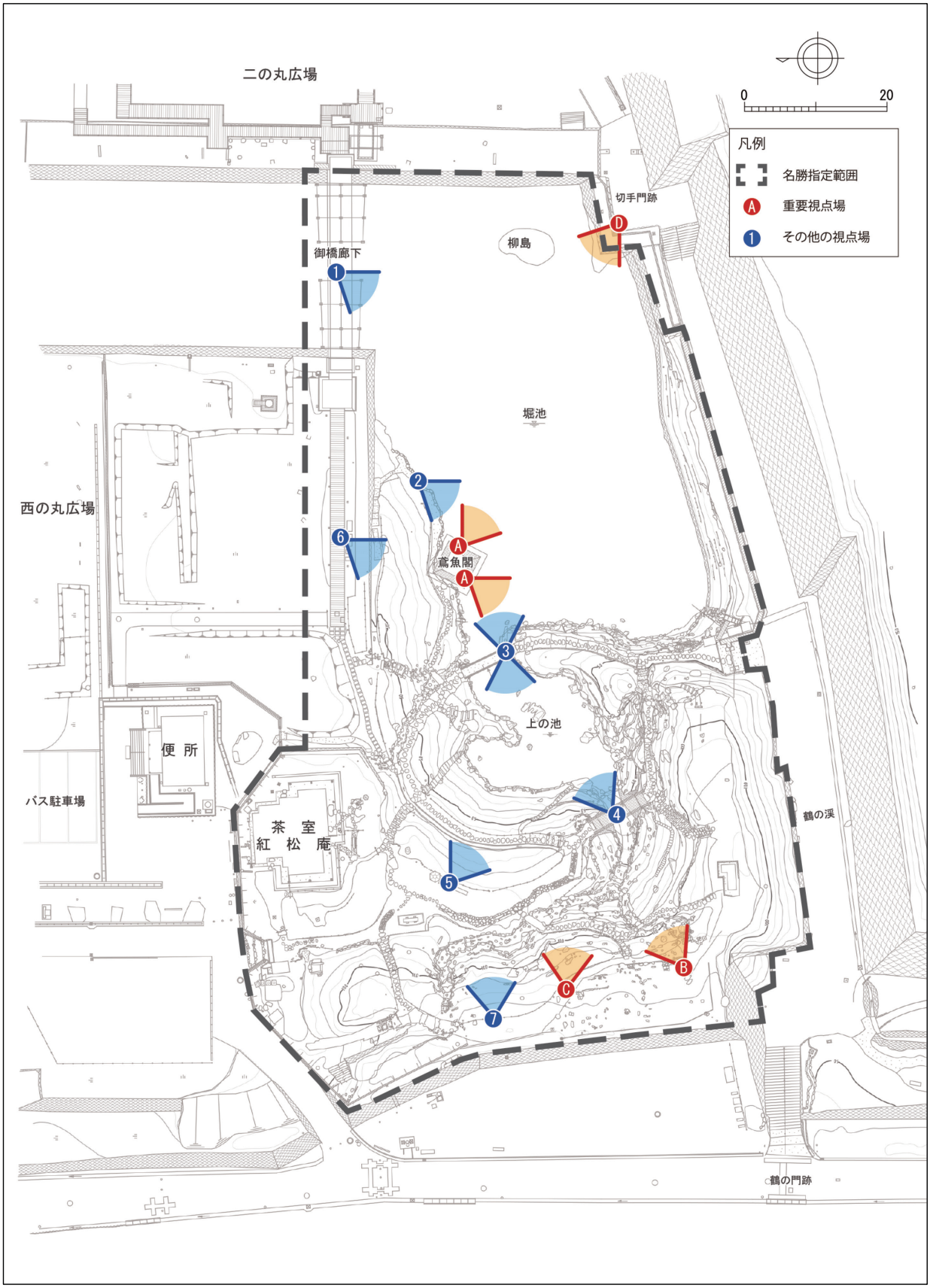

図 7-1 西之丸庭園視点場

図 7-2 名勝指定地内動線図

（２）庭園及び周辺の価値の周知

○西之丸庭園の観賞上の価値の周知

・西之丸庭園の価値を正しく理解できるように、市や和歌山城のウェブサイト、現地で名勝指定に関する情報の発信を行う。

・庭園内の植栽について、秋の紅葉だけでなく、春のツツジや夏の新緑、冬の椿など四季の移り変わりによる庭園の魅力についても周知させるため、定期的な情報の発信を行う。

○和歌山城北麓の文化的背景の周知

・西之丸庭園の成立には江戸時代の和歌山城において、庭園が位置する西の丸が文化的な中心地であったことが関係している。西之丸庭園についてより一層理解を深めるため、西の丸の歴史的背景を周知するとともに、江戸時代の雰囲気を追体験できるような庭園と周辺の一体的な活用を図る。

○西之丸庭園をより詳細に解説するための資料の活用

・江戸時代の和歌山城における西之丸庭園の位置づけや、江戸期からの地形・地割が良好に残されていることを示すために、「和歌山西丸図」や「和歌山御城内惣御絵図」等の江戸後期の古絵図を活用し、西之丸庭園の歴史的価値の周知を図る。

・古絵図の他、これまでに収集された古写真、発掘調査等の記録、各事業により作成された図面等の基礎資料を用いて、西之丸庭園が持つ多様な価値を来訪者が正しく理解できるように努める。

○解説機能の見直し及び充実

・学校教育、生涯学習にも利用可能な西之丸庭園に関する詳細な情報を記載した冊子等の作成による普及啓発を行う。

・和歌山城公園内ではＱＲコードを利用した情報発信が行われている。西之丸庭園においても来訪者がより一層理解を深められよう、多言語対応のほか、映像や画像等の情報発信について、ＱＲコードの利用やインターネット上での情報発信、ＶＲ（仮想現実）・ＡＲ（拡張現実）等を利用した解説等、ＩＴ技術の利用の強化を目指す。

・西之丸庭園のガイダンス施設として、紅松庵やわかやま歴史館での西之丸庭園の解説を充実させる。

写真 7-3 庭園冊子例（島根県津和野町　堀庭園）

参考）金沢城公園 玉泉院丸庭園（石川県金沢市）

玉泉院丸庭園では江戸時代に露地役所（庭園の整備に関する役所）が置かれていた場所に、庭園を一望できる案内所と呈茶サービスを提供する和室による休憩所を整備している。

また、案内所では平成 20 年度（2008）から平成 26 年度（2014）まで行われた発掘調査及び整備事業についてパネル展示を実施している。

休憩所

休憩所から望む庭園

休憩所内のパネル展示

（3）観光振興、地域振興への活用促進

○イベント活用

・和歌山市の主要な観光資源である和歌山城内の庭園として、今後も西之丸庭園の環境を阻害すること無く、新たな価値を再発見周知するための活用を目指す。

・既に実施されている遊覧船運航では、内堀を庭園の池として取り込んだ西之丸庭園の地割を活かし、水上から庭園を観賞することができる。このような和歌山城及び西之丸庭園の特徴を活かした企画の実施を目指す。

○夜間活用

・西之丸庭園の周辺では鶴の渓を視点場とした西之丸庭園のライトアップが期間限定で行われているが、さらに体験の価値を高めるため、庭園内での夜間活用を目指す。

・夜間活用の実施が長期間に渡る場合は樹木の生育へ影響をあたえるおそれがあるため、影響の有無を確認する必要がある。

・庭園内の園路は狭い箇所や歩きにくい箇所があり、夜間活用によって事故が発生する恐れがある。そのため、夜間の利用箇所の限定やツアー形式での見学、西の丸広場等の比較的広く安全な場所を活用の中心と設定する等の対策を行った上で、夜間活用を図る。

写真 7-4 西之丸庭園のライトアップ

○ボランティアガイド等による情報発信

・和歌山市語り部クラブ等のボランティア団体との連携を強化し、西之丸庭園を来訪者に広報、解説する人材を育成する。

参考）

名勝　養浩館（旧御泉水）庭園（福井県福井市）

養浩館庭園では春季（2 日間）と秋季（約 1 カ月間）に、期間限定での夜間のライトアップを実施している。夜間の利用時には、建物内から池泉を眺めることを主とし、日中よりも見学範囲を限定している。

養浩館庭園ライトアップ

特別名勝及び特別史跡　旧浜離宮庭園（東京都中央区）

旧浜離宮庭園では秋季に、約 1 週間のライトアップを実施している。期間中には学芸員によるガイドツアーや英語対応のガイドツアーを実施し、夜間ならではの庭園の魅力を伝えている。

（4）教育の場としての充実

○体験学習を通した利用

・紅松庵での茶の湯体験等を通し、和歌山城での武家文化を体験することで、地域への愛着や伝統文化への深い理解を促す。

○学校教育における活用

・和歌山城内の庭園としての位置づけだけではなく、西之丸庭園の芸術上又は観賞上の価値についても学ぶことのできるよう、学校教育用のリーフレットの作成やサイン施設の設置によって、西之丸庭園への正しい理解を促す。

・和歌山市の象徴（シンボル）である和歌山城内の庭園への校外学習の利用を推進し、郷土への愛着を育む。

（5）関連する文化財と連携した活用の推進

・西之丸庭園と同じ紀州徳川家の大名庭園である養翠園や、結晶片岩が用いられた粉河寺庭園等、近隣の庭園との連携の強化を図り、公開講座やシンポジウムを開催する。

・西之丸庭園と同じく城郭内にある庭園（彦根城・赤穂城等）や和歌山とゆかりのある大名庭園（六義園・芝離宮庭園等）といった広域の庭園とも連携し、庭園の価値や内容の周知を図る。

写真 7-5 養翠園

写真 7-6 粉河寺庭園

第８章　整備

１. 整備の方向性

1) 保存管理のための整備

◯本質的価値を構成する要素については、き損防止や現状維持を基本とした保存管理のための整備を図る。

・地割や石組、構造物（石垣・飛石等）においては、変状やき損箇所の修理を実施する。
・水系及び植栽・植生においては、名勝庭園としてふさわしい環境づくりのための水質改善や樹木の剪定・伐採を実施する。
・水月軒及び聴松閣の遺構については発掘調査等を実施し、今後の活用及び整備のために必要な情報を収集する。
・鳶魚閣等の再現された建造物については安全な活用に向けた修理を実施する。
・維持管理施設については修景と安全性に配慮し、撤去、修理、整備を行う。

2) 活用のための整備

◯良好な庭園観賞環境の中で、来訪者が庭園の価値を適切に理解することを基本とした活用のための整備を図る。

・老朽化が進む紅松庵について、修理を実施する。
・来訪者が庭園内を安全に見学できるよう、園路整備を実施する。
・案内・解説施設については、観賞上最小限必要な範囲でのサインの設置を庭園内で行うとともに、わかやま歴史館等の周辺施設での庭園に関する情報を展示するための空間を設ける。

3) 周辺で望まれる整備のあり方

◯西の丸の空間的広がりの顕在化と一体的な活用にむけて、西の丸広場と能舞台周辺広場を仕切る建仁寺垣の撤去を実施する。
◯変状が著しい西之丸庭園北西石垣の切通し部については、安全性の確保に向けた整備を実施する。

２. 整備の方法

西之丸庭園の本質的価値を構成する要素を確実に後世に伝えるため、各構成要素の保存に必要な整備とともに、庭園としての維持管理に必要な整備を実施する。

（１）保存管理のための整備

①地割

・表土が流出又は堆積している箇所については、表土の補充及び堆積土の除去等の修理を行うとともに、適切な表土の流出防止策の実施を検討する。
・地割を明確にするため、遣水や石組等の本質的価値を構成する要素周辺の雑草の除去や砂利敷等の整備を行う。

②石組

・過去の整備記録や古写真と見比べ、石組の変状が確認された場合、測量記録等の資料を参照し、修復を行う。

③水系

・水処理については上の池については浚渫を実施し、堆積した落葉等の除去を行う。
・堀池については堀と一体となっているため、指定地内での水質の管理が困難であるが、旧ポンプ小屋付近等で浮遊物が集中しているため、水質改善のための整備を実施する。

④植栽・植生

・護岸石組や鳶魚閣、紅葉渓橋等の石組・建造物を隠している樹木について、剪定、伐採等の適切な整備を行う。
・庭園西側の傾斜地の樹木については、周辺の建築物を隠す役割を果たしているため、取り扱いには注意を払う。
・石垣上に生育する樹木について、石垣への悪影響を避けるための伐採を行う。

⑤構造物

〇石垣

・南面石垣及び西面石垣では、石垣の変状が顕著であり、石材の欠落や割れが発生しているため、崩落の危険性が高い箇所の修復を行う。
・石垣の経過観察により、石材の変状を確認した場合には落石防止対策を行う。

〇飛石

・後補の飛石等については必要性の再検討を行い、段差を解消し、歩行性の改善を図る。

⑥遺構

・水月軒及び聴松閣については遺構の保存を第一義としながら、視点場としての利用に向けた整備を実施する。また、そのために必要な発掘調査等による基礎情報の収集を実施する。

⑦建造物

・鳶魚閣や腰掛等の復元・再現された建造物は老朽化が進行しており、立入りができない状態であるため、安全な活用に向けた修復を行う。

⑧維持管理施設

・既に機能を果たしていない電灯や旧料金所等、老朽化が著しく安全性に問題のある施設について、早期の撤去を実施する。
・清掃用具の収納場所については修景に配慮し、庭園外部への設置も含めて検討を行う。
・鳶魚閣横の水循環設備は修景に配慮した整備を行う。

写真 8-1 修景に配慮した設備
（奈良県奈良市　依水園）

（2）活用のための整備

〇紅松庵の修理

・紅松庵は築 50 年を迎え、老朽化が進行しているため、適切な修理を実施する。
・庭園内の茶室としてふさわしい環境及び空間を整備する。

〇園路整備

・飛石及び敷石の段差が広がり、歩行に困難が生じている箇所について整備を実施する。また、舗装に破損が生じている箇所、その他必要な箇所については計画的に舗装修復を行う。
・車椅子等での見学が可能な視点場については、その周辺の園路についてもバリアフリー対応とし、より多くの人々が安全に西之丸庭園を観賞できるよう整備を行う（p85, 図 7-2）。
・堀池護岸沿いの園路については、池への転落の危険性があるため、柵を設置する。

写真 8-2 護岸に設けられた柵
（滋賀県彦根市　玄宮園）

〇案内・解説施設

・庭園内の既存のサインについて内容や設置場所を見直し、観賞上最小限必要なサインを設置する。
・庭園のガイダンスをわかやま歴史館等で実施し、魅力や価値だけでなく、過去の整備や調査成果についての展示のための空間を設ける。

写真 8-3 調査結果のパネル展示
（石川県金沢市　玉泉院丸庭園）

（3）周辺での整備のあり方

○能舞台周辺広場の整備のあり方

・西の丸の空間的広がりを把握できるよう、西の丸広場と能舞台周辺広場を仕切る建仁寺垣を撤去し、庭園管理用の竹柵を西之丸庭園付近に設置する。また、セキュリティ体制の見直しを実施する。

・建仁寺垣前に記念植樹された低木群については、建仁寺垣の撤去に伴って他所への移植を検討する。

・能舞台周辺広場の御橋廊下入り口脇にある石灯籠は、本来、紀州徳川家の別邸である養翠園（和歌山市西浜）に設置されていたものであるため、養翠園への移設について関係者との協議を行う。

写真 8-4 竹柵参考例
（京都府京都市　鹿苑寺庭園）

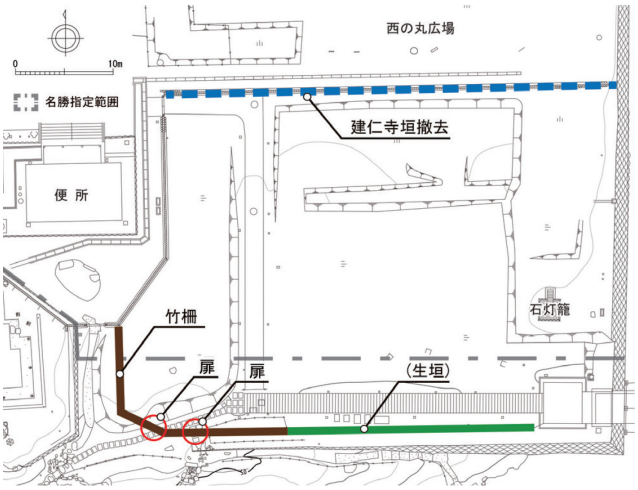

図 8-1 能舞台周辺広場の整備予定箇所

○庭園北西石垣の切通しの整備のあり方

・西之丸庭園北西石垣の切通し部は本来の石垣を改変して構築されたものであるため、構造上不安定であり、既に変状が著しい。また、見学者や管理車両の通行が多い場所でもあるため、安全性の確保に向けた対策を検討する。

第９章　運営・体制

１.運営・体制の方向性

1)庁内の体制整備

西之丸庭園の保存・活用・整備の実施に向けて、和歌山城整備企画課を中心とした和歌山市の体制整備を行う。

2)関係機関との連携継続

文化庁や和歌山県教育委員会文化遺産課、専門家（史跡和歌山城保存整備委員会）から保存・活用・整備の指導・助言が得られる体制を今後も継続する。

3)地域住民・活動団体との協働

西之丸庭園の観光振興や魅力の発信にあたり、和歌山市観光協会や和歌山市語り部クラブ等の活動団体との連携の強化を図る。また、庭園としての適切な維持管理に向けて、造園に関わる技術者からの指導・助言を得られる体制を新たに構築する。

２.運営・体制の方法

（１）庁内の体制整備

・西之丸庭園の保存・活用に係る運営は、和歌山城整備企画課が中心となって行う。
・西之丸庭園の文化財としての保存・活用・整備を進めるにあたっては、和歌山市文化振興課と密に協議する。
・西之丸庭園の観光地としての活用・整備を進めるにあたっては、和歌山市観光課と密に協議する。
・西之丸庭園に関する広報は、和歌山市広報広聴課と密に協議した上で、市報・市ＳＮＳ等を積極的に活用する。
・西之丸庭園を学校教育や生涯学習の場として活用するにあたっては、これまで十分でなかった和歌山市教育委員会や市内の小中学校等との連携を強化する。
・和歌山市国際交流課と協力し、情報発信・解説等の多言語化を図る。

（２）関係機関との連携継続

・西之丸庭園の保存・活用・整備を進めるにあたっては、文化庁・和歌山県教育委員会文化遺産課と密に協議を行い、適宜指導・助言を受ける。
・名勝であり史跡指定地内でもある西之丸庭園の保存・活用・整備については、史跡和歌山城保存整備委員会に適宜指導・助言を仰ぎ、必要に応じて名勝庭園の有識者を招聘する。

（3）地域住民・活動団体との協働

・西之丸庭園の観光振興のため、和歌山市観光協会と連携して庭園を活かしたツアー造成等の検討を行う。
・和歌山市語り部クラブや外国人向け観光ガイド団体と連携し、西之丸庭園の魅力発信を強化する。
・西之丸庭園の日常的な維持管理や紅松庵の運営については、基本的にこれまでと同様に紅松庵運営委員会に委託する。ただし、日常的な維持管理については改善に向けた検討を進める。
・名勝庭園としてふさわしい樹木の維持管理を行うため、一定の技量を持つ技術者（文化財庭園保存技術者協議会※に所属する造園業者等）からの指導・助言を受けながら、維持管理を進める。

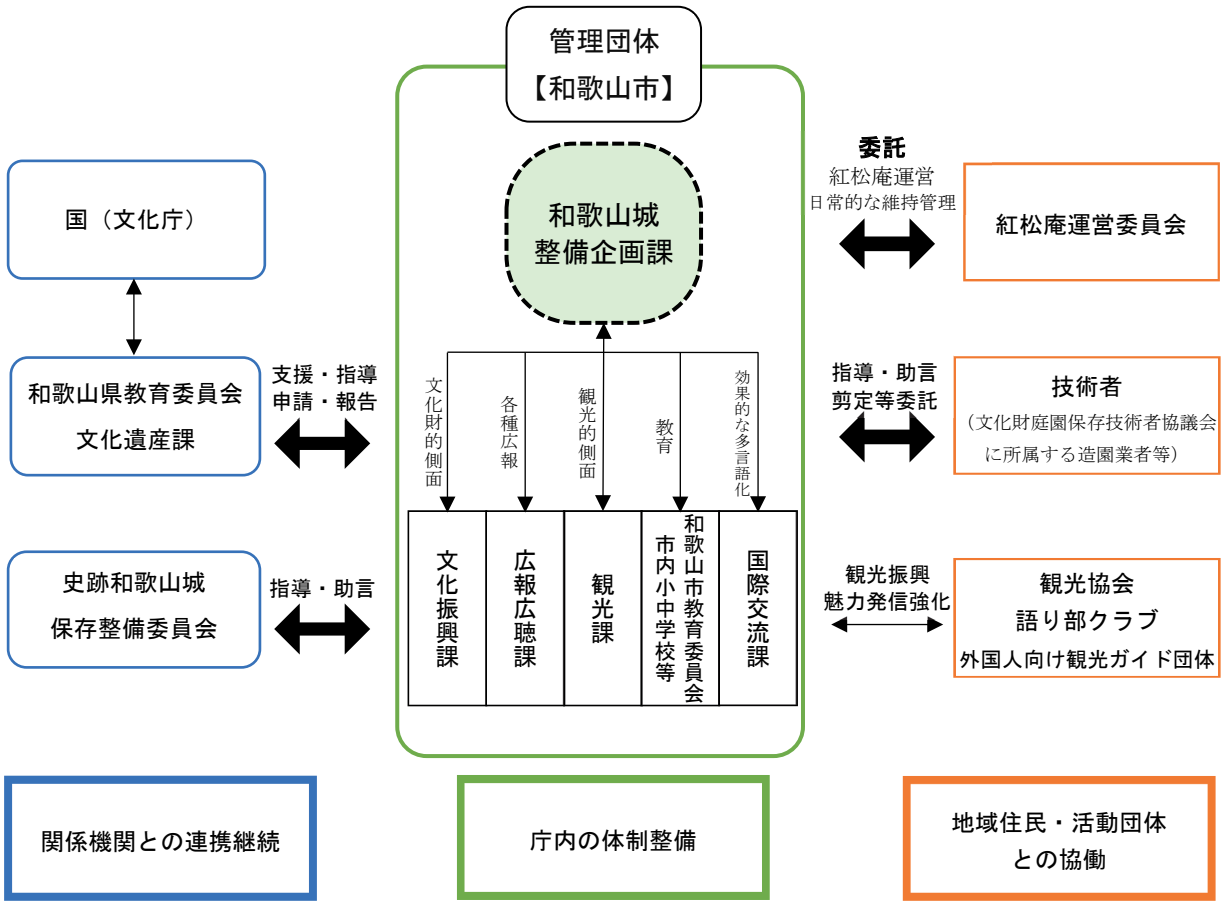

図 9-1 運営・体制のイメージ図

※ 文化財庭園保存技術者協議会とは、文化財庭園保存技術の保存および伝承の養成を図ることを目的として、文化財庭園の保存維持管理に携わってきた技術者及び学術経験者によって構成される団体であり、文化財庭園の維持管理に関する、地割、石組み、水処理、植物管理などの技術研修を行っている。

第 10 章　実施計画

1. 実施計画

第 5 章の理念及び基本方針、第 6 章から第 9 章までの保存・活用・整備・運営の方向性と方法に基づき、計画的に実施すべき施策の項目と概要を以下に示す。

なお本計画の計画期間は、令和 6 年度(2024)から令和 15 年度(2033)までの 10 年間である。令和 6 年度(2024)から令和 10 年度(2028)までを「第 1 期前期」、令和 11 年度(2029)から令和 15 年度(2032)までを「第 1 期後期」とし、計画期間終了後に保存活用計画の見直しを行う。

また、災害等が発生した際には点検を実施し、変状が確認された場合には実施計画にその復旧・修復対応を盛り込む。

表 9-1 実施計画

項目	主要施策	施策概要	計画期間		
			前期 ～5 年	後期 6 年目～	継続 10 年目～
保存	本質的価値を構成する要素の適切な保存と維持管理	各構成要素の保存と維持管理	→	→	→
		植生・植栽の適切な管理	→	→	→
		切手門西側御廊下跡の名勝追加指定		→	
活用	名勝庭園の観賞に適した環境の確保	視点場及び動線の整備・周知	→		
		重要視点場のバリアフリー対応	→		
		バリアフリーに対応した取り組みの周知	→		
	庭園及び周辺の価値の周知	ウェブサイト等での西之丸庭園の観賞上の価値の周知	→	→	→
		和歌山城北麓の文化的背景の周知	→	→	→
		西之丸庭園をより詳細に解説するためのパンフレット等の充実	内容検討 →	→	
		解説機能の見直し及び充実	内容検討 →	→	
	観光振興、地域振興への活用促進	イベント活用	→	→	→
		夜間活用	→	→	→
		ボランティアガイド等による情報発信	→	→	→
	教育の場としての充実	体験学習を通した利用	→	→	→
		学校教育における活用	→	→	→
	関連する文化財と連携した活用の推進	近隣の庭園と連携した公開講座やシンポジウムの実施	→	→	→

項目	主要施策	施策概要	計画期間		
			前期 ～5 年	後期 6 年目～	継続 10 年目～
整備	保存管理のための整備	樹木の剪定・伐採	→	→	→
		聴松閣・水月軒跡の整備	調査研究 ⇢	→	→
		石垣の変状が著しい箇所の修復	調査研究 ⇢	→	
		表土の補充及び堆積土の除去等	→		
		飛石の段差解消やバリアフリー化	→		
		維持管理施設の撤去、修理、再整備	→		
		上の池の浚渫、あるいは水質改善		→	→
	活用のための整備	案内・解説施設整備	内容検討 ⇢	→	
		紅松庵の修理	→		
		園路整備にむけた調査研究	→		
		歩行性の改善に向けた園路整備	→		
		バリアフリー対応の園路整備	→		
	周辺で望まれる整備のあり方	庭園北西石垣の切通しの安全対策検討と積み直し	安全対策検討 ⇢	積み直し →	→
		能舞台周辺広場の建仁寺垣撤去	→		
運営体制	庁内の体制整備	保存・活用・整備に向けた庁内の体制整備	→	→	→
	関係機関との連携強化	関係機関からの保存・活用・整備の指導・助言を得られる体制の継続	→	→	→
	地域住民・活動団体との協働	活動団体と連携した西之丸庭園の観光振興や魅力発信	→	→	→
		技術者からの適切な樹木管理に関する指導・助言を得られる体制の構築・継続	→	→	→

第 11 章　経過観察

１. 経過観察の方向性

第 10 章で示した主要施策を実施する過程において、一定期間を経た後各項目の実施内容や進捗状況について自己点検・評価を行う。その結果、課題・問題点等がある場合には計画の見直しや修正を行い、その後の実施計画に反映させるような経過観察のサイクルを設定する。

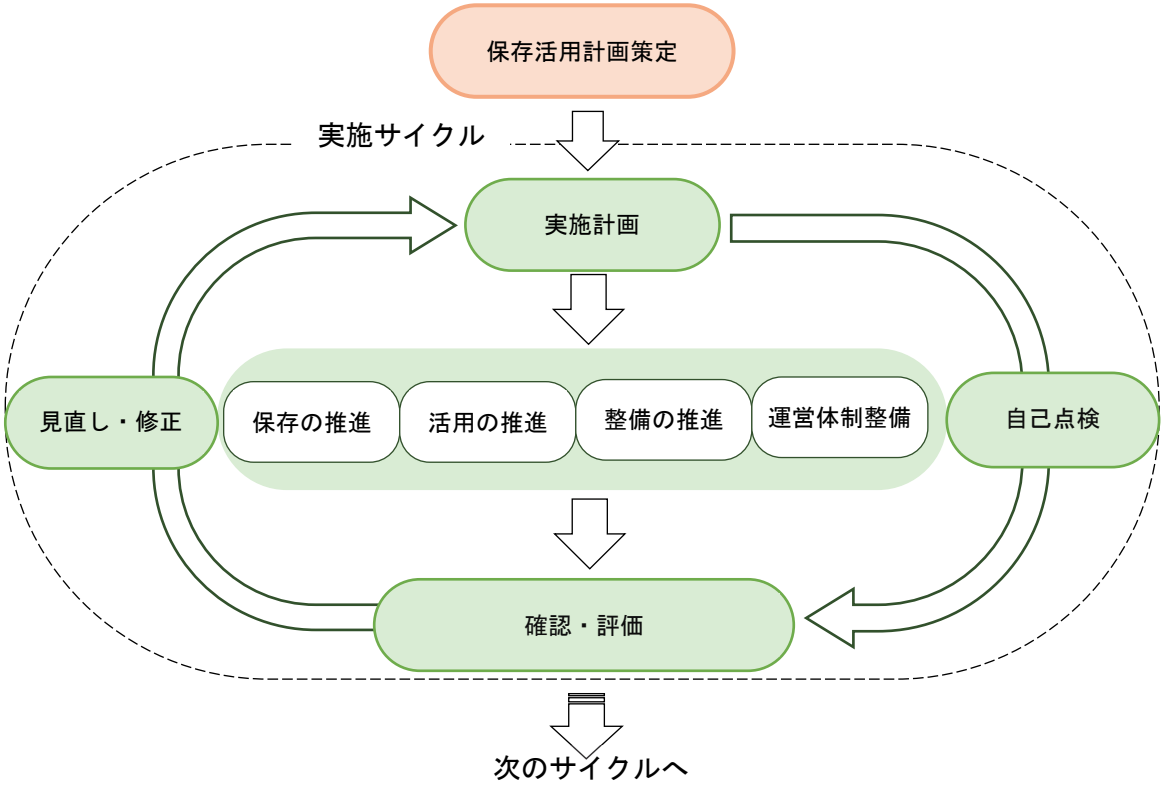

図 11-1 経過観察の概念図

２. 経過観察の方法

西之丸庭園における保存活用、整備、運営体制に関する評価項目（例）と、構成要素の維持管理に関する点検項目（例）を一覧にまとめた。

経過観察は和歌山城整備企画課が主体となって実施する。

表 11-1 経過観察の項目（例）

項目	項目	経過観察の内容
保存	本質的価値の保存	・本質的価値を適切に守っているか。
	構成要素の保存	・本質的価値を構成する要素が適切に維持管理できているか。（表 11-2 参照） ・視点場等の定点観測地点からの景観の確認。 ・定期的な見回りと記録写真の撮影による比較。 ・植生及び植栽状況の確認（生育・枯損木の有無）。
活用	文化財としての活用	・庭園の価値を正しく周知できているか。 ・適切な観賞のための視点場や動線が維持及び周知できているか。 ・バリアフリーへ対応できているか。
	観光資源としての活用	・名勝としてふさわしい事業やイベントであるか。 ・イベントの実施状況の把握（回数・参加者）。 ・ボランティアガイドとの連携ができているか。
	地域教材としての活用	・教育機関との連携ができているか。 ・学習目的としての利用者数等の状況把握。 ・関連する文化財との連携ができているか。
整備	保存管理のための整備	・整備に向けて十分な発掘調査又は文献調査を行ったか。 ・整備における技法、意匠、材料について十分検討したか。 ・整備後の状況を維持しているか。
	活用のための整備	・多様な人々が安全に観賞することができるか。 ・案内、解説施設の整備を実施したか。また、既存施設の見直しが行われているか。
	周辺整備のあり方	・西の丸の空間的な広がりが表現できているか。 ・庭園北西石垣の切通しの安全性が確保できているか。
運営体制	保存活用体制	・事業遂行体制について十分であるか。 ・関係部局との連携が図られているか。

表 11-2 構成要素の維持管理に関する点検項目（例）

項目	点検項目	点検内容	点検頻度
地割及び造成地形	範囲全体	・地形地割にき損がなく、適切に保存しているか。 ・経過観察結果に適切に対応しているか。	1 回/年
石組	護岸石組、滝組	・石組を適切に保存しているか。 ・石組の周辺や表面の除草等の維持管理を適切に行っているか。 ・変状や石材劣化の経過観察を行っているか。	1 回/年
水系	堀池（内堀）、上の池、滝、渓流	・日常的な清掃や堆積土の除去を適切に行っているか。 ・水位が適切に保たれているか。 ・水質に異常は無いか。（異臭、汚濁等） ・水草等を適切に除草しているか。	1 回/年
植栽	樹木	・ゾーン毎の特徴を活かし、管理上の留意点を踏まえた維持管理を行っているか。 ・視点場からの景観に配慮した維持管理を行っているか。 ・護岸や石垣の保存に悪影響を及ぼす樹木に対して、適切な処置を行っているか。 ・生育状況や伐採等の処置状況について、毎木調査図表の更新を適切に行っているか。 ・病虫害に対する処置を適切に行っているか。	1 回/年 適宜
構造物	石垣、石階段	・すでに変状が発生している箇所について、定期的な経過観察を行っているか。 ・変状や石材劣化の経過観察が行われているか。 ・き損や変状は無いか。	1 回/年
	敷石、飛石	・敷石・飛石と表土との段差が適切であるか。 ・活用上支障となるようなき損や劣化が無いか。	1 回/年
遺構	聴松閣及び水月軒の建物遺構	・露出した遺構を適切に維持管理、保存しているか。 ・将来の整備に向けて、事前の調査等を適切に計画しているか。	1 回/年
	地下遺構	・地下遺構をき損するような整備や活用を行わず、適切に保存しているか。 ・地下遺構に影響を与える行為の予定があるか。	1 回/年
復元建造物	御橋廊下	・外観、内観の目視点検を適切に行い、その結果に適切に対応しているか。	1 回/年
再現された建造物	土橋、茅門、紅葉渓橋、築地塀	・外観、内観の目視点検を適切に行い、その結果に適切に対応しているか。	1 回/年
	鳶魚閣、腰掛	・活用のために必要な修理に向けて、事前の調査等を適切に計画しているか。	1 回/年

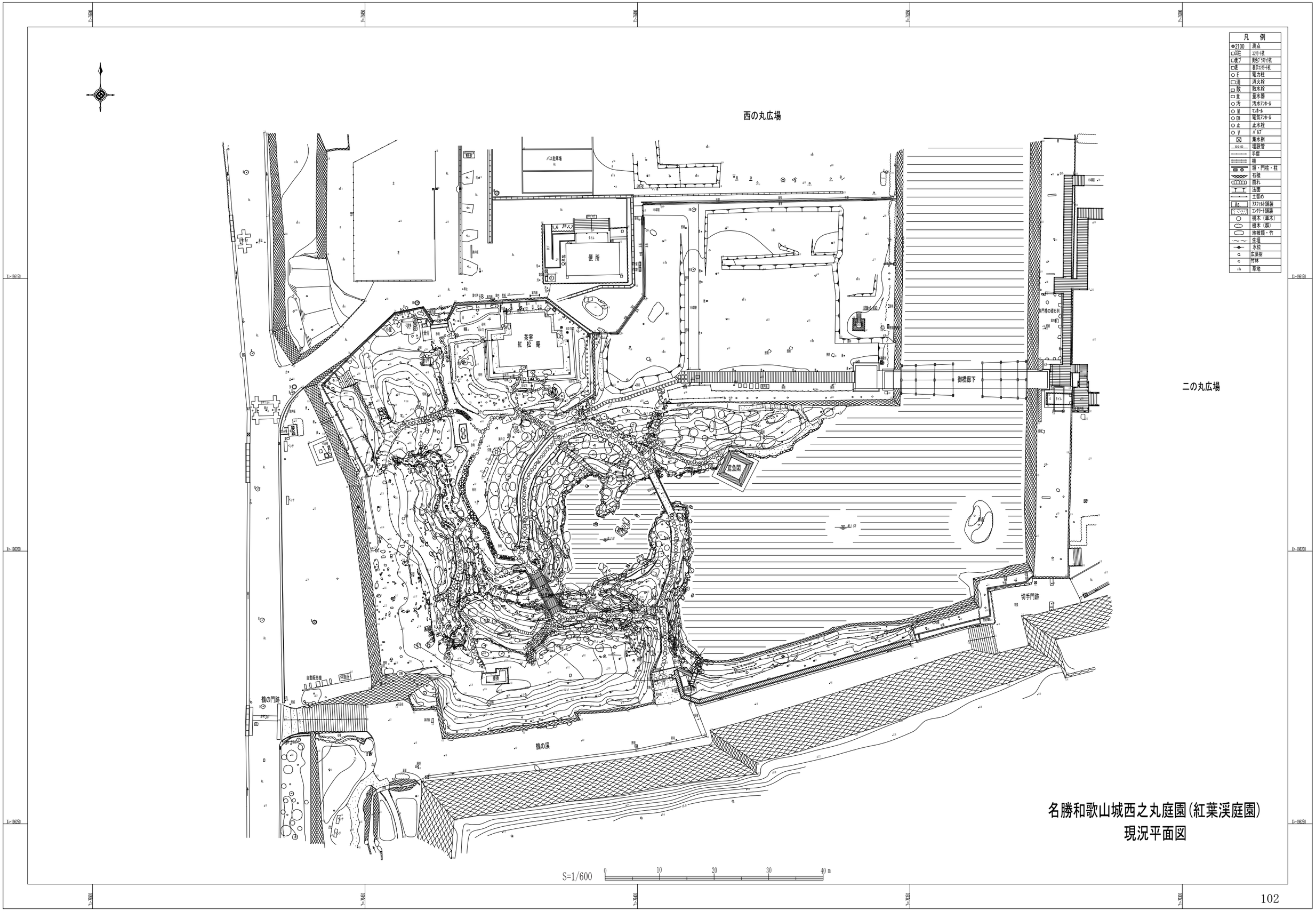

凡例	
2100	測点
100柱	コンクリート杭
黄ブ	黄色ブラスチック杭
表	表示コンクリート杭
E	電力柱
消	消火栓
散	散水栓
量	量水器
汚	汚水マンホール
M	マンホール
EM	電気マンホール
止	止水栓
V	バルブ
	集水桝
	埋設管
	手摺
	柵
	塀・門柱・柱
	石積
	崩れ
	法面
	土留め
As	アスファルト舗装
	コンクリート舗装
	樹木（単木）
	樹木（群）
	地被類・竹
	生垣
	水位
	広葉樹
	竹林
	草地

名勝和歌山城西之丸庭園（紅葉渓庭園）
現況平面図

名勝和歌山城西之丸庭園(紅葉渓庭園)
現況平面図(部分拡大-1)

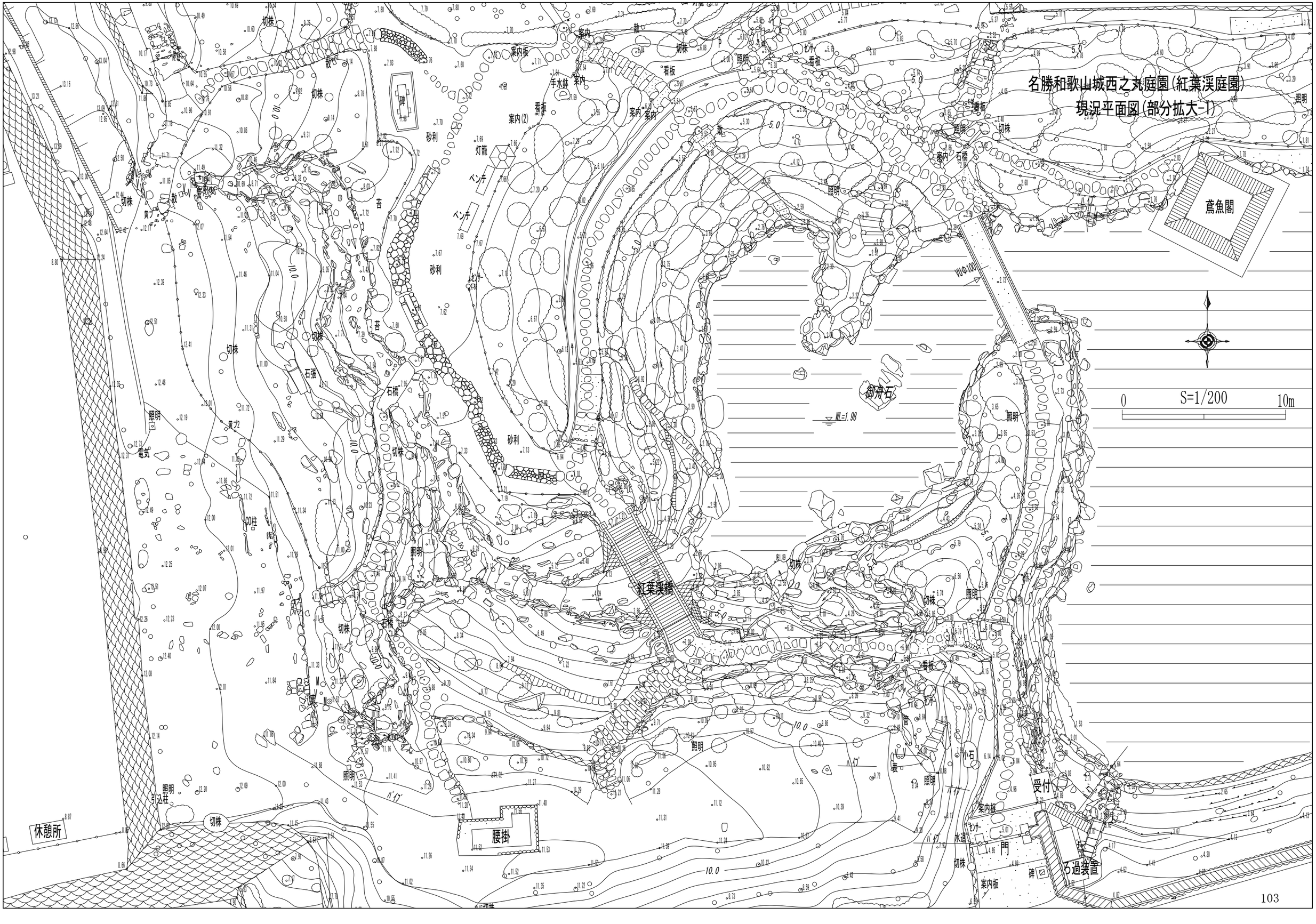

S=1/200

0 10m

名勝和歌山城西之丸庭園(紅葉渓庭園)

現況平面図(部分拡大-2)

名勝和歌山城西之丸庭園(紅葉渓庭園)保存活用計画
令和 6 年（2024）3 月 31 日発行

発　　行　　和歌山市産業交流局観光国際部　和歌山城整備企画課
〒640-8511　和歌山県和歌山市七番丁 23 番地
TEL　073-435-1044　　FAX　073-435-1150